

目 次

1. 平成20年6月6日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 議案上程（議第51号から議第80号）	10
9. 日程第5 提案理由の説明	11
10. 日程第6 報告7件	17
11. 日程第7 陳情の報告（陳第3号から陳第7号）	20
12. 日程第8 先議（議第74号から議第80号）	21
13. 散 会	22
14. 平成20年6月12日（木曜日）	25
15. 議事日程（第2号）	25
16. 開 議	29
17. 日程第1 一般質問	29
18. 北本議員 質問	29
19. 松田議員 質問	41
20. 松本議員 質問	50
21. 前田議員 質問	57
22. 大崎議員 質問	66
23. 青木議員 質問	69
24. 近松議員 質問	78
25. 散 会	94
26. 平成20年6月13日（金曜日）	97
27. 議事日程（第3号）	97
28. 開 議	100
29. 日程第1 一般質問	100
30. 多田隈議員 質問	100

31. 内田議員 質問	110
32. 萩原議員 質問	114
33. 宮田議員 質問	117
34. 吉田議員 質問	122
35. 田島議員 質問	133
36. 江田議員 質問	144
37. 日程第2 議案及び陳情の委員会付託	147
38. 日程第3 追加議案上程（議第81号から議第82号）	150
39. 日程第4 提案理由の説明	150
40. 日程第5 議案の委員会付託	151
41. 散 会	152
42. 平成20年6月20日（金曜日）	155
43. 議事日程（第4号）	155
44. 開 議	158
45. 日程第1 委員長報告	158
46. 総務委員長報告	158
47. 産業経済委員長報告	162
48. 建設委員長報告	165
49. 文教厚生委員長報告	170
50. 日程第2 質疑・討論・採決	172
51. 日程第3 委員長報告	180
52. 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告	180
53. 日程第4 質疑・討論・採決	182
54. 日程第5 委員長報告	183
55. 玉名バイパス建設促進特別委員長報告	183
56. 日程第6 質疑・討論・採決	184
57. 日程第7 追加議案上程（議第83号）	185
58. 日程第8 提案理由の説明	185
59. 日程第9 議案の委員会付託	185
60. 日程第10 委員長報告	186
61. 産業経済委員長報告	186
62. 日程第11 質疑・討論・採決	187

63. 日程第1 2	意見書案上程（意見書案第2号から意見書案第4号）	187
64. 日程第1 3	質疑・討論・採決	188
65. 閉 会		191
66. 署名欄		192

第 1 号

6 月 6 日 (金)

平成20年第2回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
6	6	金	本会議	<p>開 会 宣 告 午前10時</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 議案上程（議第51号から議第80号）</p> <p>5 提案理由の説明</p> <p>6 報告7件</p> <p>7 陳情の報告（陳第3号から陳第7号）</p> <p>散 会 宣 告</p> <p>（全員協議会）</p>
6	7	土	休 会	
6	8	日	休 会	
6	9	月	休 会	
6	10	火	休 会	
6	11	水	休 会	
6	12	木	本会議	一般質問
6	13	金	本会議	<p>1 一般質問</p> <p>2 議案及び陳情の委員会付託</p>
6	14	土	休 会	
6	15	日	休 会	
6	16	月	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会 ・ 建設委員会
6	17	火	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業経済委員会 ・ 文教厚生委員会
6	18	水	休 会	
6	19	木	休 会	
6	20	金	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p>閉 会 宣 告</p>

平成20年第2回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成20年6月6日（金曜日）午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第51号から議第80号）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告7件
- 日程第7 陳情の報告（陳第3号から陳第7号）

散 会 宣 告

（全員協議会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第51号から議第80号）
 - 議第51号 専決処分事項の承認について 専決第3号
平成19年度玉名市一般会計補正予算（第6号）
 - 議第52号 専決処分事項の承認について 専決第7号
平成20年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
 - 議第53号 専決処分事項の承認について 専決第4号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第54号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第55号 専決処分事項の承認について 専決第6号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第56号 平成20年度玉名市一般会計補正予算（第2号）
 - 議第57号 平成20年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第58号 平成20年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第59号 平成20年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第60号 平成20年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第61号 平成20年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 議第62号 平成20年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 平成20年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第64号 平成20年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第65号 平成20年度玉名市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第66号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第67号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第68号 玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第69号 玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第70号 玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第71号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議第72号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議第73号 工事請負契約の締結について
- 議第74号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第75号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第76号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第77号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第78号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第79号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第80号 固定資産評価員の選任について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告7件

- 報告第2号 平成19年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 平成19年度玉名市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第5号 玉名市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 報告第6号 財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について
- 報告第7号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について
- 報告第8号 専決処分の報告について 専決第8号

日程第7 陳情の報告（陳第3号から陳第7号）

- 陳第3号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情
 陳第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出に関する陳情
 陳第5号 山口地区（石貫4区）上水道整備に関する陳情
 陳第6号 馬場地区（石貫3区）上水道整備に関する陳情
 陳第7号 生活保護通院費の削減に反対し、厚労省に反対を求める意見書の提出に関する陳情

日程第8 先議（議第74号から議第80号）

- 議第74号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議第75号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議第76号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議第77号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議第78号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議第79号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議第80号 固定資産評価員の選任について

散 会 宣 告

出席議員（30名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 萩原雄治君 | 2番 | 中尾嘉男君 |
| 3番 | 宮田知美君 | 4番 | 北本節代さん |
| 5番 | 横手良弘君 | 6番 | 前田正治君 |
| 7番 | 近松恵美子さん | 8番 | 作本幸男君 |
| 9番 | 福嶋讓治君 | 10番 | 竹下幸治君 |
| 11番 | 青木壽君 | 12番 | 森川和博君 |
| 13番 | 内田靖信君 | 14番 | 高村四郎君 |
| 15番 | 大崎勇君 | 16番 | 松本重美君 |
| 17番 | 江田計司君 | 18番 | 多田隈保宏君 |
| 19番 | 永野忠弘君 | 20番 | 林野彰君 |
| 21番 | 高木重之君 | 22番 | 本山重信君 |
| 23番 | 吉田喜徳君 | 24番 | 田島八起君 |
| 25番 | 田畑久吉君 | 26番 | 小屋野幸隆君 |
| 27番 | 堀本泉君 | 28番 | 松田憲明君 |
| 29番 | 杉村勝吉君 | 30番 | 中川潤一君 |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	今上力野さん	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	吉村孝行君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	池田健助君
企業局長	木下憲生君	教育委員長	内田實君
教育長	菊川茂男君	教育次長	前田敏朗君
監査委員	高村捷秋君		

○議長（小屋野幸隆君） おはようございます。

ただいまから平成20年第2回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小屋野幸隆君） 会議録署名議員を指名いたします。

28番議員 松田憲明君、29番議員 杉村勝吉君、以上の両君をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小屋野幸隆君） 次に会期の決定についてお諮りいたします。このたびの会期については、5月30日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から20日までの15日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から20日までの15日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（小屋野幸隆君） 次に、市長より発言の申し出がっておりますのでこれを許可いたします。

市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 改めて、おはようございます。

本日は平成20年第2回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはそろって御出席をいただき、審議を進めていただきますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

国会は会期末を控えて厳しい状況が見えます。与野党共にねじれ現象なる政治状況に戸惑いながらの審議が続いており、国民の目から見ても大いに気になるところであります。一方県政は蒲島県政がスタートしましたが、重要課題が山積する中での知事の舵取りが注目される所です。人としての政治としての可能性を熱く語られる蒲島知事の頑張りに期待すると共に国政・県政共に信頼関係を基としてしっかり連携をしながら市政が進める事ができればと願っております。

さて、私どもの玉名は、今ショウブに彩られ音楽に魅せられるイベントのシーズンを迎えております。先週から今週にかけ高瀬花みち通り感謝祭、ブリヂストン吹奏楽団の演奏会、キャンドルナイト・イン玉名、グレンミラー音楽祭、玉名温泉夢まつりと続き、そして新聞各紙やインターネットのヤフーのきょうのトップ画面にも取り上げられておりますように鮮やかに咲き誇るショウブの中で、明日の高瀬裏川花しょうぶまつりを迎えます。音楽や花で玉名を盛り上げてくれた祭りの実行委員会の皆さん初め、御協力いただく皆さんと共に大いに盛り上がってくれればと願っておりますが、たくさんの方々の御努力にも深く敬意を表したいと存じます。

今月2日から4日まで全国市長会のために上京いたしました。今回はあわせて企業関係者へのあいさつ、協議も私にとっては非常に大事な案件であったと承知しております。既に新聞で報じられましたが、愛知県から主にトヨタ系の自動車部品を生産する愛三工業株式会社の進出が発表されています。その用地については玉名市の南部ということになっておりましたが、豊水の北牟田地区及び大浜地区の一部からなる凸版印刷株式会社が所有しておられる用地であります。企業進出をにらみその用地について御相談をしておったところでありますが、今回愛三工業の進出方針を受けまして、千代田区にあります凸版本社で副社長等々幹部の皆さんにお目にかかり、市への売り渡し等々御理解と御協力をいただくことができました。4日には新幹線で愛知県の愛三工業本社にごあいさつに伺い、加藤社長や岩花取締役等の応対を受けました。工場も御案内をいただいたところです。所在地は大府市共和にあり資本金が75億円、連結売上高1,900億、経常利益は約82億円、従業員数も連結で7,700人働かれており、エンジンの排出ガス制御系製品のキャニスタと電子制御燃料噴射製品のスロットルボディの世界シェアは1位という立派な企業であります。今年7月に愛三熊本株式会社玉名に設立される予定であります。この進出に当たっては必ずしも当市は大規模な工場ではございませんが、しかし会社の規模等々から考えまして、従業員の雇用や地元企業との取引関連企業の進出に今後弾みがついていくことを期待しているところでございます。次の新しい展開に向けてもさらに努力してまいりますので、議員各位の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

広報たまな特別号、「ふるさと玉名市の今」を県外に住む玉名市の出身の皆様にお届けしております。今までに2,600人の皆様に配布し、大変喜んでいただいております。新幹線全線開業まで3年、故郷に愛着を深め身近に感じていただければと思います。それとともにふるさと納税制度も始まり、戸惑いながらもそれぞれの地域が取り組みを強めています。そのことも意識しながらつながることができれば幸いです。議員各位の御協力をよろしくをお願いいたします。

先月の29日玉名市の防災水防会議を開催いたしました。いよいよ災害シーズンが

到来します。近年の地球環境の悪化はミャンマーのサイクロンを初め、世界各地で大災害を引きこし甚大な被害をもたらしています。一方中国四川省では、現時点で約7万人もの犠牲者を出す大地震が発生しております。玉名地方は比較的災害が少ない地方と言われておりますが、危険地域も多くあります。いつどのような災害が発生するかわかりません。常日ごろから防災意識を持って消防団、警察等と連絡を密にして市民の安心安全な暮らしを守らねばならないと思います。

以上、最近における市政の動きの一端について申し上げましたが、次に今定例市議会に提案しております専決処分事項の報告及び予算、補正予算について御説明を申し上げます。

専決処分事項の報告では4月末に文化センターの空調設備が故障いたしました。現在、市民の皆様にも大変御迷惑をおかけしておりますが、専決処分をさせていただき、早急に修繕するようにはいたしているところでございます。一般会計の補正予算は県道改良工事に伴う睦合保育所のフェンス等の移設や九州新幹線玉名駅周辺水路環境整備事業の変更工事、また語学指導外国青年招致事業、いわゆるALTの3名分の交代経費などを計上いたしております。一般会計予算の総額につきましては、平成19年度における老人保健事業特別会計への繰入金で清算の結果、繰入金として返ってくることもあり3,900万円ほど財政調整基金の繰入金を減額することで調整を行ないました。その結果、19年度末基金現在高は49億3,400万円の保有となります。また4月の定期異動に伴いまして、一般会計、特別会計、企業会計、それぞれにおいて職員給与等の調整を行なったものでございます。この今定例議会にはこのほか玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例等の条例関係5件、規約の一部改正2件、工事請負契約の締結1件、人事案件7件、さらには専決処分の承認案件、報告案件も合わせて御提案申し上げます。なお、企業誘致関係議案につきまして、先ほど御説明申し上げたような状況にあり、急遽追加で御提案申し上げる予定にいたしております。これらの議案につきまして、よろしく御審議の上、御議決をいただきますようお願いを申し上げます。開会に当たってのごあいさつにさせていただきます。お世話さまになります。よろしくお願いいたします。

日程第4 議案上程（議第51号から議第80号）

○議長（小屋野幸隆君） これより議案を上程いたします。

議第51号専決処分事項の承認について、専決第3号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第6号）から議第80号固定資産評価委員の選任についてまでの議案30件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。補正予算案件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

お手元にお配りいたしております資料を御覧いただきたいと思います。まず資料の1ページでございます。議第51号専決処分事項の承認について、専決第3号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第6号）につきましてでございます。これは地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。主な内容につきましては、地方譲与税利子割交付金等各種交付金及び市債の額の決定によりまして、補正をいたしたものでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額の変更は行なわず、歳入科目内で調整を行なったところでございます。2款地方譲与税は1,021万1,000円の増額、3款利子割交付金は417万4,000円の減額、4款配当割交付金は661万7,000円の増額、5款株式等譲渡所得割交付金は744万7,000円の減額、6款地方消費税交付金は1,464万4,000円の減額、7款ゴルフ場利用税交付金は117万9,000円の増額、8款自動車取得税交付金は693万5,000円の減額、9款地方特例交付金は2,120万2,000円の減額で、合計3,639万5,000円の減額でございます。21款市債につきましては、事業の実績により借入額が決定したことにより、合計で3,040万円を増額したものでございます。なお10款地方交付税は特別交付税の599万5,000円増額であり、市債とその他の交付金等の調整を行なったものでございます。次に第2表地方債補正につきましては、各事業によりそれぞれ変更を行なったものでございますが、内訳としましては湛水防除事業負担金債以下、農林水産関連8件、土木関連1件の計9件となっているところでございます。

次に2ページにまいります。議第52号専決処分事項の承認について、専決第7号、平成20年度玉名市一般会計補正予算（第1号）につきましてでございます。これは地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。この補正予算につきましては、平成20年4月末に文化センターの空調設備が故障し、その修繕を早急に行なう必要が生じたので補正を行なったものでございます。第1表歳入歳出補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を267億

4,800万円とするものでございます。まず歳入の主なものを申し上げますと、19款繰越金は歳出との調整分として180万円の増額でございます。21款市債は社会教育施設整備事業債に係るもので3,320万円を追加するものでございます。次に歳出について御説明申し上げます。10款教育費は文化センター空調設備の修繕費3,500万円の増額となっております。以上2件について、補正予算に係る専決処分事項の承認を求めるものでございます。

続きまして、議第56号から65号までの補正予算関係10件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変更によりまして、補正を行なう必要が生じたので、御提案をいたすものでございます。資料の2ページ下段からになります。初めに議第56号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,495万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を267億7,295万1,000円とするものでございます。まず歳入の主なものを申し上げますと14款国庫支出金は98万4,000円で、既存住民基本台帳電算処理システム改修補助金によるものでございます。18款繰入金は876万7,000円、老人保健特別会計繰入金4,781万2,000円の増額及び財政調整基金繰入金3,904万5,000円の減額でございます。20款諸収入につきましては1,520万円の増額で、新玉名駅周辺水路環境整備事業受託金353万5,000円の増額、病院組合派遣分957万8,000円、及び県道大野下停車場西照寺線道路改良工事に伴う睦合保育所工作物移転補償費208万7,000円の増額でございます。次に歳出につきましてでございます。4月の職員の定期異動に伴いまして、1款から10款までの職員給与等の調整を行っております。職員給与以外の主なものにつきましては、3款民生費は国民健康保険事業会計及び介護保険事業会計の繰出金をそれぞれ466万8,000円、295万4,000円を減額いたしております。4款衛生費から7款商工費まではいずれも各特別会計への繰出金が主な内容でございます。8款土木費は新玉名駅周辺水路環境整備工事請負費327万4,000円の増額を計上いたしております。10款教育費は語学指導外国青年招致事業で3名が交替するため163万5,000円を増額、市民図書館で玉名・岱明・横島間の連携充実を行なうため、奉仕委託料を136万4,000円増額、及び全国藩校サミットが熊本で開催されるため、その開催負担金10万円の増額を計上いたしております。次に第2表継続費補正につきましては、平成19年度からの継続事業としております。新玉名駅周辺水路環境整備事業の平成20年度年割額を353万5,000円増額し、総額を3,003万9,000円に変更するものでございます。以上が一般会計予算の説明でございます。

次に4ページでございます。議第57号平成20年度玉名市国民健康保険事業特別

会計補正予算（第1号）についてでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ466万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を87億1,031万2,000円とするものでございます。まず歳入につきまして9款繰入金は一般会計からの繰入金466万8,000円を減額するものでございます。次に歳出につきましては、1款総務費は定期異動等に伴う職員給与等の調整により466万8,000円を減額するものでございます。

次に4ページになります。議第58号平成20年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,112万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億634万円とするものでございます。まず歳入につきましては、2款国庫支出金、3款県支出金は医療費負担金の過年度分、19年度分でございますが、について清算を行ない増額するものでございます。5款繰越金は平成19年度の決算見込みに基づき1,713万2,000円の増額でございます。次に歳出につきましては、3款諸支出金は平成19年度の医療費等の清算に基づき、国・県及び支払基金に対する償還金が331万1,000円であり、また一般会計への繰出金は4,781万2,000円でございます。

次に5ページになります。議第59号平成20年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,790万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億5,806万5,000円とするものでございます。まず歳入につきましては、主なものとして4款支払基金交付金は介護給付費交付金が平成19年度の清算に基づき交付されるため、104万3,000円を増額するものでございます。7款繰入金は、一般会計からの繰入金297万1,000円の減額でございます。8款繰越金は、平成19年度の決算見込による2,972万1,000円の増額でございます。次に歳出でございますが、主な内容といたしまして1款総務費は、定期異動等に伴う職員給与等の調整により297万1,000円を減額するものでございます。4款地域支援事業費は、一般職非常勤職員に係る共済費として13万9,000円を増額するものでございます。7款諸支出金は、平成19年度の給付費等の清算に伴う国、県及び支払基金への償還金として3,073万8,000円を増額するものでございます。

次に6ページになります。議第60号平成20年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ296万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,188万6,000円とするものでございます。まず歳入につきまして、3款繰入金は、一般会計からの繰入金296万1,000円を増額するものでございます。次に歳出につきまして1款総務費は、大衆浴場の温水ヒーターの修繕料として296万1,000円

を増額するものでございます。

次に6ページの下段になります。議第61号平成20年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億6,761万1,000円とするものでございます。これにつきましては、職員の定期異動によります職員給与費の調整32万6,000円の増額であり、一般会計からの繰入金で措置したものでございます。

次に7ページでございます。議第62号平成20年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,683万1,000円とするものでございます。これにつきましても議第61号と同じように職員の人事異動によります給与の調整を行なったところでございます。

次に8ページでございます。議第63号平成20年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、歳入歳出予算の増額を4,164万8,000円とするものでございます。これも職員の人事異動による給与の調整でございます。

次に議第64号平成20年度玉名市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。収益的支出の補正につきましては767万3,000円を減額し、収益的支出の総額を7億1,058万6,000円とするものでございます。内容としまして1款水道事業費は、定期異動に伴う職員給与等の調整による減額でございます。

最後になります。議第65号平成20年度玉名市下水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。収益的支出の補正につきましては、320万1,000円を追加し、収益的支出の総額を12億4,649万8,000円とするものでございます。また資本的支出の補正につきましては、386万3,000円を追加し、資本的支出の総額を23億299万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、両支出とも定期異動に伴う職員給与等の調整により増額するものでございます。

以上、主な内容について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いいたします。

○議長(小屋野幸隆君) 副市長 高本信治君。

[副市長 高本信治君 登壇]

○副市長(高本信治君) おはようございます。私の方からは条例案件等につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案の3ページをお願いいたします。議第53号は専決第4号の専決処分事項の承認についてでございます。これは先の4月30日に地方税法の一部改正が行なわれ、これに伴い国の準則に基づき、専決処分により玉名市税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。主な改正内容といたしましては、まず個人住民税の一部改正といたしまして、いわゆるふるさと納税制度が導入されました。ふるさとを応援したい、あるいはふるさとを大事にしたいという思いから本人がふるさとと思われる地方公共団体に寄附をされた場合、個人住民税の総所得金額等の控除対象限度額を現行の25%から30%に、適用下限額を現行の10万円から5,000円に改め、5,000円を超える部分につきましては、所得割の1割を限度として全額を控除するものでございます。次に公的年金受給者の徴収事務の効率化を図るため、公的年金からの特別徴収制度が追加され、65歳以上で老齢等年金給付の年額が18万円を超える対象者に適用するものでございます。なお、老齢等年金給付の年額が18万円未満の方、または特別徴収税額が老齢等年金給付年額を超える方につきましては、普通徴収扱いとなるものでございます。

次に飛びますが28ページをお願いいたします。議第54号専決処分事項の承認についてでございますが、これも前号と同様に地方税法の一部改正に伴い国の準則に基づき、専決処分により玉名市都市計画税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。改正の内容でございますが、法第349条の3第25項から第28項までが削除されたことにより、項の繰り上がりが生じたため、規定の整備を行なったものでございます。

次に30ページをお願いいたします。議第55号でございますが、これも前2号と同じく地方税法の一部改正に伴い、国の準則に基づき専決処分により、玉名市国民健康保険税条例の一部改正を行ないましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。主な改正内容ですが、後期高齢者医療制度の創設にあわせて、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、同じ世帯に属する被保険者が国民健康保険税について減額措置を受けられるように措置を講ずるものでございます。

次に35ページをお願いいたします。議第66号玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正が行なわれましたことにより、条例の整備を図るものでございます。主な改正内容でございますが、医療費及び一部負担金の定義を改めるものでございます。

次に37ページをお願いいたします。議第67号玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは19年3月定例会において下水道条

例が改正されましたことを受けまして、条例の整備を図るものでございまして、これまでは使用料の消費税の取り扱いにつきまして、外税方式により算定しておりましたが、これを内税方式による算定に改めるものでございます。

次の38ページでございます。議第68号玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、これも19年3月定例会においての玉名市水道事業条例の料金改正を受けまして、条例の整備を図るものでございます。こちらもこれまで使用料の消費税の取り扱いにつきまして、外税方式により算定しておりましたが、これを内税方式として算定し、それぞれ使用料を改正するものでございます。

次の39ページお願いいたします。議第69号玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは19年3月定例会においての玉名市簡易水道給水条例の料金改正を受けまして、条例の整備を図るものでございます。内容につきましては、これまでの基本使用料10立方メートルまで1,800円を8立方メートルまで1,197円に改め、超過使用料1立方メートルにつき150円を147円に改めるものでございます。

次の40ページでございます。議第70号玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは横島町の大開地区農業集落排水処理施設が完成するに当たり、その供用開始に伴い条例の整備を図るものでございます。改正の主な内容は、新たに供用開始いたします大開地区農業集落排水処理施設を別表第1に加えると共に文言の整備を行なうものでございます。

次に42ページお願いいたします。議第71号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございますが、これは地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。内容でございますが、下益城郡富合町が熊本市に編入することにより熊本県市町村総合事務組合から平成20年10月5日限りで脱退させるものでございます。

次に43ページお願いします。議第72号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございますが、これは地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。内容としましては、前号71号と同じく下益城郡富合町が熊本市に編入することにより、熊本県後期高齢者医療広域連合から平成20年10月5日限りで脱退させるものでございます。

次の44ページをお願いいたします。議第73号工事請負契約の締結についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。玉名市立豊水小学校管理教室等の老朽化により、鉄骨造平屋建、建築面積1,150.97平方メートルの改築工事を行なうものでございます。契約の方法は、玉名市内の特定建設業者10社による指名競争

入札を実施し、入札の結果、玉名市立願寺179番地、岩下建設株式会社が2億874万円で落札いたしたところであります。現在、同社と仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきまして、本契約の締結をいたすものでございます。

以上、条例案件等につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 議第74号から79号までの人事案件について、提案をさせていただきます。

議第74号から議第79号までの人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員であります武澤昭弘氏が平成20年9月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を。同じく現委員富田忠亮氏が同日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を。同じく現委員佐崎忍氏が同日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を。同じく現委員水町成子氏が同日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を。同じく現委員西村廣之氏が同日をもって任期満了となるため、新たに邊春孝也氏を。同じく現委員亀丸勝也氏が同日をもって任期満了となるため、新たに富田公生氏を。それぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。

次に議第80号固定資産評価員の選任についてでございますが、竹本武重氏が税務課長の職を辞したため、後任に仲山裕貴氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告7件

○議長（小屋野幸隆君） 次に報告第2号平成19年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてほか6件の報告があります。

総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） ただいまから報告7件につきまして御説明を申し上げます。

初めに報告第2号から報告第4号までの繰越計算書の報告についての説明であります。議案集の52ページ、53ページ、54ページをお願いいたします。

一般会計及び特別会計につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、また、下水道事業会計につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

まず報告第2号平成19年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。平成20年度への繰越事業としまして、農林水産業費において2件、土木費において16件、教育費において1件の計19件の事業を繰り越したところでございます。繰越総額は4億1,398万500円で、その財源内訳は既収入特定財源6万5,000円、一般財源6,439万2,500円、未収入特定財源のうち国庫支出金が7,293万円、県支出金が4,153万5,000円、地方債が2億2,020万円、その他諸収入が1,485万8,000円でございます。

次に55、56ページになります。報告第3号平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。平成20年度への繰越事業としまして大開地区農業集落排水資源循環事業が1件となっております。繰越額は1億4,101万2,000円、その財源内訳は一般財源721万2,000円、未収入特定財源のうち県支出金が6,330万円、地方債が7,050万円でございます。

次に57、58ページをお願いいたします。報告第4号平成19年度玉名市下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。平成20年度への繰越事業としまして、公共下水道事業が1件となっております。繰越額は9,100万円、財源内訳としまして国庫補助金4,550万円、企業債の財政融資資金2,040万円、金融公庫資金2,050万円及び損益勘定留保資金等460万円となっております。

次に59ページになります。報告第5号玉名市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてでございますが、これは地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。玉名市土地開発公社経営状況説明書1ページをお開きいただきたいと思います。まず平成19年度の事業報告でございますが、国土交通省の委託に基づく一般国道208号玉名バイパス用地の取得及び玉名市の委託に基づく新幹線新玉名駅、仮称ですが、周辺整備事業用地の取得を行っております。また土地の処分としましては新幹線新玉名駅、仮称ですが、周辺整備事業用地を玉名市へ売却し、売却代金をもって金融機関へ元利償還金として返済いたしました。2ページ、3ページになります。平成19年度収入支出決算でございますが、収益的収入支出につきましては、収入4,228万5,881円、支出4,259万9,775円であり、資本的収入支出につきましては、収入16億6,849万8,993円、支出17億2,395万6,745円となっております。報告書には損益計算書、貸借対照表、財産目録等が明示されておりますが、説明は省略させていただきたいと思います。次に平成20年度の事業計画でございますが、事業計画書の2ページ、3ページになります。国土交通省の委託に

基づく一般国道208号、玉名バイパス用地の取得及び玉名市の委託に基づく新幹線新玉名駅、仮称でございますけれども、周辺整備事業用地の取得を予定いたしております。土地の処分としましては、新幹線新玉名駅周辺整備事業用地を玉名市へ売却し、また一般国道208号玉名バイパス用地を国土交通省へ売却する予定でございます。取得する資産は3万4,698平方メートル、12億9,682万円、処分する資産は2万1522.81平方メートル、5億9,817万6,000円としており、長期借入金は12億5,303万2,000円でございます。収入支出予算でございますが、収益的収入支出につきましては、収入5億9,820万8,000円、支出5億9,874万5,000円。資本的収入支出につきましては、収入12億5,303万2,000円、支出18億5,120万8,000円を予定いたしております。平成20年度の資金計画でございますが、受入資金及び支払資金とも同額の18億7,905万4,000円でございます。以上で玉名市土地開発公社の経営状況の報告は終わります。

次に60ページになります。報告第6号財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類についてでございますが、経営状況説明書の1ページ、2ページをお開きいただきましたと思います。これは地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。初めに平成19年度の事業報告でございますが、玉名市より公共施設の管理運営を受託しました施設は、市民会館を初め5施設でございます。それぞれの施設におきまして多くの皆様に利用されておるところでございます。平成19年度の文化振興事業といたしまして、市民からの要望が多かった映画「佐賀のがばいばあちゃん」を上映し、大変喜ばれる事業となりました。また市民も一緒になって参加し楽しんでもらえる事業としましてカラオケ大会を開催し、会場を満席にするほどの盛況でありました。会場では玉名ラーメン券、温泉券を発行し、玉名のPRにも力を入れたところがございます。また勤労福祉事業としましては、勤労青少年ホームで若者に対するさまざまなサポートやパソコン講座を初めとして13の養成講座を実施いたしました。また開館20周年記念事業といたしまして各地域団体の協力のもと、バドミントン大会を実施し大変好評でありました。次に3ページになります。平成19年度収支決算でございますが、収入合計は8,951万882円、支出合計は8,702万6,230円となっております。次に20年度の事業計画につきましては、事業計画書及び収支予算書の2ページからになります。熊本バレエ劇場による楽しいバレエ講座とバレエコンサート、チャイコフスキーを初めとした名作のダイジェスト版の公演及び第5回たまきな映画祭として「母べえ」の上映を企画いたしております。また平成20年度予算につきましては、3、4ページになりますが、収入の部は事業収入としまして市からの受託4施設の管理運営受託収入及び市民会館、勤労青少年ホーム利用料収入として6,635万8,000円、補助金収入として事務局運営収入の1,500万円、その他雑収入と

して484万4,000円などとなっております。続きまして、支出の部でございますが事業費として4施設の管理運営費6,835万8,000円、事務局運営費1,928万1,000円、文化振興費328万8,000円、その他償還金、利子及び割引料1,000円及び予備費509万7,000円でございます。収入支出合計は9,602万5,000円でございます。以上が財団法人玉名市自治振興公社の経営状況でございます。

次に報告第7号でございます。有限会社横島町物産振興協会の経営状況を説明する書類についてでございます。1ページをお開きいただきたいと思います。これも地方自治法の規定により議会に報告するものでございます。まず19年度の事業報告でございますが、主な事業といたしましてはシンビジュームフェア、Y・BOXまつりを開催し、県内外各種の物産イベントにも積極的に参加してまいりました。次に2ページ、3ページになります。平成19年度収入支出決算でございますが、収入が1億3,109万7,673円、支出が1億2,832万3,525円で、19年度の当期利益は277万4,148円となっております。次に平成20年度の事業計画でございます。事業計画書収支予算書の1ページから3ページになります。昨年以上に積極的にイベントを開催し、また県内外各種物産イベントにも参加していく予定でございます。収入支出予算でございますが、収入が1億3,292万円、支出が1億3,029万1,000円で、20年度の当期利益は262万9,000円を予定いたしております。

議案集の62ページになります。報告第8号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。内容といたしまして、平成20年3月1日午前9時40分ごろ市道一本松・静光園老人ホーム線において、公用車が貨物車に接触し、後部パネル及びテールランプを破損させたものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は10%に当たる9,948円を支払うものでございます。なお損害賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会の自動車共済から全額給付されております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で報告の説明は終わりました。

日程第7 陳情の報告（陳第3号から陳第7号）

○議長（小屋野幸隆君） 次に陳情の報告をいたします。今回陳情5件が提出されております。内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

日程第 8 先議（議第 7 4 号から議第 8 0 号）

- 議長（小屋野幸隆君） 次に、日程の追加についてお諮りいたします。ただいま議題となっております、議第 7 4 号人権擁護委員候補者の推薦についてから議第 8 0 号固定資産評価員の選任についてまでの人事案件 7 件については、議事の都合によりこれを先議し、あわせて委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、日程追加として議第 7 4 号から議第 8 0 号についてまでの人事案件 7 件については、これを先議し、あわせて委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第 7 4 号人権擁護委員候補者の推薦について、議第 7 5 号人権擁護委員候補者の推薦について、議第 7 6 号人権擁護委員候補者の推薦について、議第 7 7 号人権擁護委員候補者の推薦について、議第 7 8 号人権擁護委員候補者の推薦について、議第 7 9 号人権擁護委員候補者の推薦について、議第 8 0 号固定資産評価員の選任について、以上人事案件 7 件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第 7 4 号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、議第 7 4 号については原案に同意することに決定いたしました。

議第 7 5 号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、議第 7 5 号については原案に同意することに決定いたしました。

議第 7 6 号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、議第 7 6 号については原案

に同意することに決定いたしました。

議第77号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、議第77号については原案に同意することに決定いたしました。

議第78号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、議第78号については原案に同意することに決定いたしました。

議第79号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、議第79号については原案に同意することに決定いたしました。

議第80号固定資産評価員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、議第80号については原案に同意することに決定いたしました。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明7日から11日までは休会とし、12日は定刻より会議を開き、一般質問を行います。一般質問を希望しておられる方は質問の要旨を具体的に記載し、9日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時18分 散会

第 2 号

6 月 1 2 日 (木)

平成20年第2回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成20年6月12日（木曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 4番 北本議員
- 2 28番 松田議員
- 3 16番 松本議員
- 4 6番 前田議員
- 5 15番 大崎議員
- 6 11番 青木議員
- 7 7番 近松議員

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 4番 北本議員
 - 1 市民を取り巻く環境について
 - (1) 子どもたちの通学路の環境について
 - (2) ノーマイカー通勤デーについて
 - (3) 市政懇談会について
 - (4) 市役所の案内所（インフォメーション）について
 - (5) 市民図書館の図書購入予算について
 - 2 企業誘致及び就労支援の諸問題について
- 2 28番 松田議員
 - 1 合併後の成果について
 - (1) 地方分権の推進状況について
 - (2) 合併算定替えについて
 - (3) 県北の拠点都市づくり構想について
 - (4) 人材育成について
- 3 16番 松本議員
 - 1 新幹線新玉名駅名について
 - 2 新庁舎のデザインについて
 - 3 個人情報保護と独居老人の安全確保について

4 6番 前田 議員

- 1 乳幼児医療費助成の現物給付について
 - (1) 県内の助成状況はどうなっているか
 - (2) 和水町同様にした場合、委託料は幾らになるか
 - (3) 病院窓口払いをやめること（併用含む）について市長の見解を聞きたい
- 2 市税滞納整理について
 - (1) 市役所側が滞納整理において注意しなければならない基本的なことは何か
 - (2) 分納における本税額優先はどのように実施されているか
 - (3) 分納中でも滞納処分があるのか
- 3 職員の兼業について
 - (1) 兼業はどんな場合に認められるか、また、その手続方法はどうか
 - (2) 兼業を認めている職員数とその推移
- 4 市長退職金の廃止について
 - (1) 実現化に当たり市長の決意を聞きたい

5 15番 大崎 議員

- 1 明辰川整備計画の状況と周辺支線排水路及び大開地区湛水防除機場整備について
 - (1) 明辰川の整備計画について
 - (2) 周辺支線排水路の整備計画について
 - (3) 大開地区湛水防除機場整備について

6 11番 青木 議員

- 1 学校の耐震化の推進について
- 2 携帯電話の普及とリサイクルについて
- 3 子どもたちのアレルギー疾患に対する取り組みについて
- 4 市民相談体制の充実について

7 7番 近松 議員

- 1 環境問題について
 - (1) ごみ減量の計画について
 - (2) 生ごみの堆肥化について
 - (3) 人材育成について

- (4) 地球温暖化対策について
- 2 玉名市における食育推進計画について
 - (1) 玉名市における食育の問題について
 - (2) 玉名市の取り組みについて
 - (3) 米飯給食について

散 会 宣 告

出席議員（30名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 萩原雄治君 | 2番 | 中尾嘉男君 |
| 3番 | 宮田知美君 | 4番 | 北本節代さん |
| 5番 | 横手良弘君 | 6番 | 前田正治君 |
| 7番 | 近松恵美子さん | 8番 | 作本幸男君 |
| 9番 | 福嶋譲治君 | 10番 | 竹下幸治君 |
| 11番 | 青木 壽君 | 12番 | 森川和博君 |
| 13番 | 内田靖信君 | 14番 | 高村四郎君 |
| 15番 | 大崎 勇君 | 16番 | 松本重美君 |
| 17番 | 江田計司君 | 18番 | 多田隈保宏君 |
| 19番 | 永野忠弘君 | 20番 | 林野 彰君 |
| 21番 | 高木重之君 | 22番 | 本山重信君 |
| 23番 | 吉田喜徳君 | 24番 | 田島八起君 |
| 25番 | 田畑久吉君 | 26番 | 小屋野幸隆君 |
| 27番 | 堀本 泉君 | 28番 | 松田憲明君 |
| 29番 | 杉村勝吉君 | 30番 | 中川潤一君 |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

- | | | | |
|------|--------|-------|-------|
| 事務局長 | 梶山孝二君 | 事務局次長 | 田中等君 |
| 次長補佐 | 今上力野さん | 書記 | 小島栄作君 |
| 書記 | 松尾和俊君 | | |

説明のため出席した者

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 市長 | 島津勇典君 | 副市長 | 高本信治君 |
|----|-------|-----|-------|

総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	吉村孝行君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	池田健助君
企業局長	木下憲生君	教育委員長	内田實君
教育長	菊川茂男君	教育次長	前田敏朗君
監査委員	高村捷秋君		

○議長（小屋野幸隆君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小屋野幸隆君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 皆さん、おはようございます。無所属無会派の北本節代です。きょうは午前中3人終わらせるようにと先輩議員からお言葉をいただいておりますけど、自分の持ち時間を大切に、精いっぱい頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

先日、パレアで「市町村議会の常識」と題し、自治体セミナーが開催されました。地方議員の役割は条例の制定、行政の監視チェックと話されました。その他にもたくさんの「気づき」をいただきました。また今は財政難から住民の厳しい目が政務調査費、費用弁償などにとどまらず、議会の存在自体に向けられるようになりました。市民に信頼され、任される議会になるよう努力を惜しまず進めたいと思っております。それでは通告に従い、一般質問を始めます。

市民を取り巻く環境についてまとめてみました。最近の出来事から5つのことを質問いたします。

最初に、毎日毎日通学途中の事故、溺死、人的な災害が絶えません。そのことから安全な通学路の環境について質問いたします。子ども110番、地域交通パトロール隊、交通指導員、区長さん、PTA、民生委員さん、さまざまな方たちの参加によって子どもたちの安全を守る取り組みが広がっています。一昨年にも交通指導の腕章が予算化され、配布されました。また各学校でも不審者の侵入を防ぐために全校でカメラの設置がなされました。玉名市の取り組みもさまざまですが、先日、玉名市役所の側の横町付近にかけられている歩道橋に亀裂が入り、一夜のうちに無事撤去されました。大事に至らず終わったことは皆さんの御記憶も新しいと思います。この歩道橋も長い間多くの子どもたちを国道から命を守るために通ったものです。私の自宅付近は、学校までの歩道どころか通学路の確保も難しく、農道を通ることが通学路として認められないこともありまして、回って学校まで通学しなければならぬ地域でした。しかしここ数年で新幹線新玉名駅周辺の整備も手伝ってか、学校までのすべての通学路に間もなく歩道が完

成いたします。この前まで保護者が1年生の間だけでもと黄色い旗を持ち、一緒に危険箇所を登校しておりました。現在の安全な通学路に対して危険性は学校に任せてあり、校区の地域住民の声で改善されているのが現状だと思っておりますが、その中でこれまで通学路の整備や溝、側溝の補修、土木課に上げられてきた、上げられて改善されたこと、また信号機や横断歩道などの問題も危険箇所として要望が出され、教育総務課で現状把握され、改善してこられたことなどの内容と件数を質問いたします。新入生と共に通学路は変わります。大まかなところで構いませんので、御答弁をお願いします。またその危険箇所に対して、すぐは対応できない場合、どうされているのか、あわせてお答え願います。

2番目にノーマイカー通勤デーの提案についてです。地球温暖化問題が広がりつつありますが、来月の7日、北海道では洞爺湖サミットが開催されます。10日の新聞では福田総理が福田ビジョンを発表いたしました。そして7月7日は国民が環境問題に取り組むとし、クールアースデーとするということを盛り込まれております。そこで、平成20年3月28日から熊本県環境生活部が熊本県ノーマイカー通勤デーの参加者募集を開始をされました。先日これまでの登録者をお尋ねすると6月10日現在で、個人が10名、団体が35で、45とのことでした。環境を守ることは時間、手間もかかります。お金もかかります。また自治体で取り組むこと、企業が取り組むこと、市民の1人1人が取り組むこととあります。ノーマイカー通勤デーは地球に優しい、財布に優しい、体にやさしい、地球温暖化防止の取り組みですが、玉名市役所の中から実施できないかと提案いたします。この庁舎内の駐車場も市役所へ来たときにとめられないという苦情が相次いでいるとお聞きしています。今通勤途中の職員の方々を見ていると自転車通勤、電車で通勤される方、歩いて通勤される方がふえたなあと感じております。今年定年になられた元福祉部の課長さんも長年自転車で通勤されていたそうです。どれくらいの方がノーマイカーデーで通勤されているのでしょうか。この提案は交通の便がいいところとは違い玉名市の場合ほとんど交通事情が悪いわけですので、困難なところでということは考えられないと思っている方が多いと思いますが、そのときはできないとあきらめないで、一緒に乗り合わせて通勤するのもいいのではないのでしょうか。月1回からです。いかがでしょうか。ノーマイカー通勤デーの提案にお答えください。

3番目に市政懇談会についてです。島津市長は市政懇談会を校区回りをやめて、各団体20名以上の要望に答えて昨年1年間は違う方法で開催されました。市長が行なわれている市政懇談会、足元まで行くという市政懇談会に対しては、すごく感銘を受けております。またこれを取り組んでこられた中で、市長がこれはできる、また1年間で実施されてきた中で、改善される点などありましたら御答弁をお願いします。実施してこられた団体や回数など、特徴も含めてお答えいただければいいと思います。

4つ目の質問です。市の庁舎内に総合案内所が欲しいということは多くの市民の願いでした。市役所は多くの課に分かれていて、また現在では支所と本庁と2つの機能がされており。昨年総合案内所が設置され、さすが島津市長とっておりました。カウンターや案内所の看板も徐々に配置され、少しずつインフォメーションらしくなってきた、配置されている人材にも予算をかけない各課の担当回りとし、それぞれに庁舎や市民の要望を理解していく配慮がされてあったと聞いております。それも感銘を受けました。しかし、男性2人が並んでいると威圧的な感じがするとか、1人でいいのではないかという市民の声も多くありました。今年は成果と課題がしっかりと把握されて、その場の空気が読める2年目になると思っていましたら、4月1日に突然消えてしまいました。驚くというかショックというか、専門のインフォメーションの方を採用されているわけでありませぬので、いささかの失敗や笑顔のつくり方に支障があったのかもしれませんが、障がいを持っておられる方、高齢者の方、認知症が少し入られている方など、なかなか思うようにどこかの課に行くという手続関係が難しいと思われそうですが、その方たちは本当に聞いていただけるだけでも安心し、よかったと聞いております。なぜ突然なくなったのか、またこれに代替するものを考えているのか、質問をいたします。

5つ目の質問、図書の予算についてです。玉名市民図書の新刊の予算が減っているようであると聞き、先日担当課の方から17年、18年、19年度の決算と蔵書の冊数のデータをいただきました。確かに17年度と19年度を比べますと、17年度3図書館合わせますと700万円ぐらいの予算が減っております。また今年度からはこの中から4カ月毎に配布するブックスタートの予算が含まれておりますので、さらに減っておるとというのが現状です。備品図書に関しても106冊から23冊に減っております。隣の荒尾市では指定管理者になっております。管理費が3,700万円、蔵書は700万円の予算です。また大津町では町単位で1,850万円の予算になっております。この予算からすると基準がどこが高くて、どこが安いかという問題は発生しますが、何を多めにするのか少めにするかは考え方だと思います。今後の玉名市民の市民図書館の蔵書予算について、どのように考えられているのか、お答えください。また図書館の窓口業務が民間委託されて1年になりました。民間らしいアイデアや趣向を凝らしたものが発揮できる1年だったのでしょうか。新しいシステムは3つの図書館がどこでも借りられるシステムと、カードによる管理が進んでまいっております。この評価する点がありましたらお答えください。また新しいカードへ変更の簡素化ができないのか質問いたします。

ちょっと早口になりましたが、以上5つの質問の後に次の質問に移らせていただきます。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

○**教育長（菊川茂男君）** おはようございます。子どもたちの通学路の環境について、北本議員の質問にお答えいたします。最近また登下校中の児童・生徒の事件、事故が全国各地で多発しておりますので、それぞれの学校では児童・生徒が安全に安心して学べるよういろいろと対策を講じているところでございます。議員御指摘の通学路の件でございますが、まず、事故の防止策といたしましては、通学路に限らず市総務課で交通安全対策として見通しの悪い場所にカーブミラーやガードレールの設置をしております。カーブミラーは18年度は136基、19年度は104基設置いたしました。ガードレールも18年度659メートル、19年度859メートル設置いたしております。学校の取り組みを1、2申し上げますと、玉名中学校の通学路となっております境川右岸の堤防では毎年草が背丈以上に伸び、防犯上交通安全上危険なために滑石地区の保護者と中学校で除草作業をいたしております。今年は6月8日に実施されました。玉名町小学校では家庭訪問のとき、1年生から3年生までの373名について下校中1人になる区間を調査し、「ひとり下校マップ」を作成しております。それを防犯ボランティアの方に配布し、パトロールの際に役立ててもらっております。また、人通りの少ないところや不審者の情報があつた場所等を地図に示し、危険箇所地図を作成し登下校の安全に役立てております。通学路の危険箇所の確認等はどういうふうにしてやっているかとお尋ねがあつたようですが、各学校大体同じようなことだというふうに思っておりますけれども、玉名町小学校の例を申し上げますと、4月上旬、夏休み前及び冬休み後にですね、3回先生が児童と一緒に帰り、通学路の安全を確認しております。また防犯ボランティアの方と年1回6月に予定されておりますけれども、確認をされております。合併後、各学校、PTA等から教育総務課の方に危険箇所としての要望は今のところあがっておりませんが、通学路の安全につきましては総務課や土木課とも連携をとりながら、各学校からの要望や意見を十分聞いてまいりたいと思っております。そして要望があれば関係各課と協議し、議員が要望されております安全、安心な通学路のための環境整備を今後とも行なつてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○**議長（小屋野幸隆君）** 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○**建設部長（取本一則君）** 北本議員の市民を取り巻く環境についての中の子どもの通学路の環境についての御質問にお答えをいたします。土木課において最近のPTA関係者の方からの要望は、平成19年4月に玉名校区より地元区長さん、小中学校のPTA関係者の方の連名で局部改良及び舗装等の要望等が3件ございました。地元区長さん、教育総務課と現場立ち会いを行なつたところ見通しが非常に悪く、危険な状態であ

ったため平成19年度で局部改良及び舗装の延長276メートルの工事を行ない、完了をいたしております。また、土木課には各校区の区長さんより側溝改良、舗装、道路改良等の要望が毎年数十件あり、現場立ち会いを行ない、危険箇所については優先的に工事を行なっております。ほとんどの市道が通学路として利用されている現状でございます。平成19年度市道整備の状況についてでございますが、旧玉名市でいいますと側溝改良を15路線で延長1,783メートル、舗装工事を13路線で延長3,150メートル、道路改良につきましては14路線で延長1,726メートルを完了いたしております。今後も危険箇所等の整備や改良につきましては、先ほど教育長からも答弁がございましたが、関係課と連携を図り現場を確認して、子どもたちが安全、安心して通学できる「人に優しい道づくり」について整備及び改良を行なっていきたいと考えております。

また県道につきましても、毎年県へ歩道等の設置を要望しており、今後もさらに強く要望してまいりたいと思っておりますので、議員の御理解、御協力をよろしく願いをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。私の方から北本議員のノーマイカー通勤デーについて、それから市政懇談会について、それから市役所の案内所について、この3点につきましてお答え申し上げたいと思います。

先ほど議員の御質問にもありましたように熊本県が主催いたしまして、毎月第3水曜日にマイカー通勤から環境にやさしい通勤への切りかえを県内全域で取り組み、地球温暖化の防止、ガソリンの節約、健康づくりなどのノーマイカー通勤の効果を叫ばれております。本市におきましても本年3月に「玉名市地球温暖化推進実行計画」を策定し、本市役所が行なう事務及び事業のすべてにおいて、温室効果ガスの排出量を抑制することで、市内の温室効果ガスの実質的な排出抑制等を目指しております。ノーマイカー通勤デーの決定につきましては、公共交通機関による通勤等で非常に難しい面もあるかと思いますが、自家用車の乗り合わせ、あるいは近距離の職員につきましては自転車、徒歩などによるノーマイカー通勤デーの自発的な参加を推進したいというふうを考えているところでございます。

次に2番目の市政懇談会でございます。議員の御質問のように平成18年度につきましては、中学校区を基本とした市内8カ所で開催いたしました。それぞれの地区の課題、要望などの質問を受け、市の考え方を説明する方法で市政懇談会を開催してまいりました。また平成19年度におきましては、住民ニーズの多様化あるいは、より専門的できめ細やかな施策の展開などということで、広く市民の「声」を聴取する機会が求め

られております。このような考え方から、それぞれの地域において主体的に活動しておられる地域のコミュニティ組織や各種公共団体などを対象として開催したところでございます。19年度の実績といたしましては、玉名市認定農業者・天水町の輝く女性づくり協議会・横島町のまちづくり協議会と地域協議会合同、それから市PTA連絡協議会・玉名マイバッグ推進連絡協議会の5団体の方々との懇談会を開催することができました。それぞれの団体の活動の状況、あるいは課題、将来展望などについての率直な意見交換ができ、さらには市政の現状につきましても参加者の皆様に直接理解いただける貴重で有意義な機会であったと認識いたしております。この5団体のほかにも個別の事業に関する懇談会の申し込みが6団体ありましたが、それぞれの状況に応じて担当課からの文書での回答を行ったり、あるいは担当課が説明に出向くなどの方法で御理解をいただいたところでございます。さらには、18年度の各地区で出されておりました課題や要望事項につきましても、昨年6月に各地区の区長さんあて、文書での進捗状況の報告もいたしております。ところで、今年度につきましても、市といたしましても各地域での懇談会の開催を既に6月1日号の広報でもお知らせいたしました。今月23日から市内8カ所で中学校区を基本として開催いたすことにいたしております。充実した市政懇談会となるようこれまでの懇談会の方法や成果を評価し、さらに努力してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それから市役所の案内所についてでございます。合併後どこの部署へ行けばいいのか困っておられる市民の皆様への総合窓口サービスとして、平成19年4月より総合案内所を設置し、職員に接遇の機会を与え、市民サービス意識を高揚させるため実施を図ってまいりましたが、総合案内が1年経過し、担当課のお尋ね、案内など合併後の混乱も落ち着いてきたこと、あるいは2名の職員を窓口配置する必要性と人件費のむだではないのかといった市民からの意見もあり、平成20年4月からしばらく休止することにいたしております。今後、総合窓口のサービスの再開、あるいはそれにかわるサービスの要望等があれば検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。議員の御理解よろしくお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 市民図書館の図書購入予算について北本議員の質問にお答えいたします。図書の新刊購入予算についてでありますけれども、平成19年3月から3館のシステム化を一元化し、統合いたしました。統合前は図書館ごとに同一の本が必要でありましたけれども、現在は3館の蔵書が共有できるようになりまして、必要部数を購入することで予算面では下がっておりますが、実質的にはほぼ変わらない状況と考えております。新図書購入も市民からのリクエストを受けまして、効率的な運用でニーズ

の高いものから購入し、充実を図っております。今後とも十分な図書購入ができますように努めてまいりたいと思っております。カード化による評価につきましては、カード化することによりスムーズに貸し出し手続きができるようになりました。またシステムの統合に伴い1枚の利用カードでどこの図書館でも借りることができる上、他の図書館で返すこともできるようになっております。現在では週に約400冊の図書が、借りた図書館から他の図書館で返却されるなど、利便性は高まってきております。また図書への親しみと推進を図るために、平成19年度から玉名保健センター及び横島総合保健福祉センターで実施されております4カ月検診時に、いわゆる読書推進の一環としてのブックスタート事業を始めております。ブックスタート予算はですね、御指摘のとおり既存の図書購入費に含まれております。財政的に厳しい状況でありますけれども、大切な事業として教育委員会としても今後とも取り組んでいくよう努力をいたす所存でございます。

また、新カードへの切り替えの手続きの件ですけれども、システムの統合にあわせて切り替えを実施いたしております。その中で古いカードからの切りかえは申請書と本人確認を提示いただくとすぐに切りかえが可能ですが、紛失された場合には紛失届を提出後1週間の猶予をおいて再発行しております。これにつきましては、今後簡素化を検討してまいりたいと考えております。図書館ではサービスを提供する者が図書館の資料をいかに熟知しているかが非常に重要になります。委託によりまして、受託業者が高度な知識を必要とする司書の有資格者や、専門性の高い知識を有している人材を多く確保していますので、利用者からの要望や問い合わせ等においてすぐに対応ができるようになり、より質の高いきめ細かな窓口業務が図られるようになり、サービスが充実したと考えております。今後とも図書館の効率的利用を目標にし、目指し、市民に親んでもらえるような図書館の充実を図ってまいりたいと考えております。議員の御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 御答弁いただきました。学校の安全通学路に関しては、再質問をいたしたかったんですが、一応要望として聞いてください。今、通学路の危険箇所はそこに住んでいる人とか本来その通学路を利用している子どもさんの親御さんや近親者の方たち、そしてましてや長く住んでらっしゃるその地域の住民の方々がやっぱり一番わかると思います。担当課であれ、学校であれ、そこに住んでいる方たちが一番わかると思いますので、今そのわかる方たちの要望を教育総務で全体把握されたのが、例えば土木とか、例えば総務課とか、そういった形に行くとそのパーセンテージ、10

0件上がってきたならば通学路の安全が今年は60%解消されたとか、そういったところになると思いますが、今やっぱり区長さんが一生懸命、区長さんの代表で行かれる、民生員さんがここは危険箇所があるなあとって、民生員さんが行かれるというふうなところだったら、通学路が安全になりつつあるのか、なってないのかがよく把握できないということがありますので、ぜひそれを一旦どこかで聞かれる機会を1年ないし3年内にですね、1回は開いていただいて、それが土木課が今3件っておっしゃって、教育総務課はゼロとおっしゃったんですが、それと実態チェックをですね、かなりされているというふうなことで、その部分ではとても安心いたしましたので、ぜひ土木課や教育総務課の方から全体把握されたのがいかれるようなシステムをつくっていただきたいと思います。横割りですね、縦割りじゃなくて、横割りができるような、子どもたちの安全を考えていくシステムにならないかと思いますので、これは要望いたしたいと思います。

市政懇談会に関してですけど、今回はもう私たちにも届いております中学校校区で開催されるというふうなことです。でも私も80%近くは小学校校区であるときも中学校校区であるときも回るようにずっとしておりますけど、参加者がすごく少ないです。天水・横島・岱明あたりはかなり住民の参加は多いんですけど、特に玉名町になったりするとですね、すごく少ないんです。前回よりも例えば手話通訳がつくとかですね、託児が完備されるとかすごく執行部の方たちもあれやこれやと思案をされている割には市民の参加が少ないというのは、何か問題があるのかなあというふうに思いますが、これは再質問です。1回だけでもですね、昼間の開催をですね、今回8カ所予定されてますけど、今年は無理かもしれません。9カ所目になりますので、昼間例えば市民会館だとか文化センターとかですね、昼間の開催ができないかなあというふうに思っておりますので、それについて再質問いたします。

総合案内所に関しては、私は中止と思っておりましたが、休止というふうに答弁がいただけました。休止だったらまだ可能性があると思ひまして、これも要望いたします。障がいを持っている、私は何回か目に触れたんですが、税務課の方からですね、階段の下におりてきて、高齢者の方たちとお話ししながら手続をされているんですね。恐らく総合案内所の方が電話で回して担当課の方が下に降りて来られるか、それからそこでうろろうろされている方に対してもどこですよというふうな言葉をいただいているんですね。玉名市役所はあと何年か先になったら考えなくていいことですけど、階段です、ひざを痛めてらっしゃる方とか、本当に御苦労されて税務課の方に上がって行かれてます。そういった部分でせっかく住民サービスとして上から下におりてこられているというふうなところがわかる方はいいんですけど、高齢者の方は無理して上がられます。決して職員さん呼びつけて下におろそうという高齢者の方はいらっやしません。そう

いった配慮がですね、ちょうど階段のですね、あのところにあつたんで、一番目のあたりにされてこられたんだと思いますけど、そういった住民サービスがですね、行き届くようにというふうなことと思ってます。先ほど人件費のむだ遣いというふうに答弁がありましたけど、例えば市役所の来庁が多いのがですね、3月4月とかですね、納税の期間とか12月とかある程度決まった期間かもしれないと思いますし、銀行みたいにですね、月初めと月終わりが多いとかですね、市役所がどこが多いのか私も把握はしておりませんが、その期間だけ1日から5日ぐらいまでは置こうとかですね、そういったことでもいいと思います。それか総合案内所がそのままあつて総務課にお尋ねくださいとかですね、矢印があつて知らせてあると、言いやすいかなあというふうに思いますので、こういったのが重ねて休止がまた再開できるようなですね、予算をかけないで市民サービスができるようなことを考えていただけないかなあというふうに思っております。

図書予算に関しては有意義に使われているというふうなところが一番ですので、3つの図書館が1つになって、どうしても3倍までとはいかなくてもすごくたくさんの本が買えるようになったし、3つの図書館に同じ本を買わなくていいようになったからかなあというふうにも思います。住民のサービスがどこでも借りられる、どこでも返されるというシステムに400冊貸出がされているということですので、これも予算が減らないようには願いますが、有意義な本を市民の要望が高い本を購入していただいてというふうに。また備品に関してはですね、106冊から23冊に減っております。備品はなかなか市民も買えません。1万円以上の本ですので、ぜひ備品に関してはですね、市民図書館の方でそろえていただく予算が出ればなあというふうに、これも要望いたします。

次のですね、質問2つ終わらせて再質問の方お答えできればと思います。

大項目の2、企業誘致及び就労支援の諸問題について質問いたします。このたび、愛三の企業進出は玉名市の企業誘致の成功の道に大きな光をもたらしています。これはやっぱり市長をはじめ担当各位のですね、御苦労もあつたかと思えます。市民皆で喜び合えるということがとってもよかったなあというふうに感じております。この新たな財源の方策としてですね、企業誘致があります。この企業誘致は雇用も生み出して新しい産業も生まれてきます。企業誘致助成制度は企業立地促進助成は固定資産税の納付相当額が税金免除というふうになっておりますけど、きょう、今回の議会に条例改正の提案も出されているということです。企業誘致に関する基本的な質問をいたします。企業誘致の玉名市の基本計画をお示してください。現在そのような企業若しくは今からですね、対象になる見込みの企業があるかどうか、またその助成金額もお尋ねいたします。新たな財源確保のために次に玉名には工業団地的なものはありませんが、それに匹敵するよ

うな財産があるのかどうか、またどのようにそれは管理されているのか質問いたします。

次、企業誘致の新たな財源確保に関しては、雇用創出ですね、要するに一般の方たちの就労というのと、それと私は一般の方たちの就労というよりも障がい者の就労支援に対して質問いたします。一般企業は56人に対して1人、つまり1.8パーセントの障がい者を雇用しなければならないというふうになっています。職安にお尋ねに行きました。どれくらい障がい者の方が雇用されているのかということで、私も驚きましたけど、玉名管内の職業安定所の方すごく頑張っておられて、去年は障がい者雇用がですね、80名を実現したというふうにおっしゃいました。すばらしいなあというふうに感じています。またこの玉名市役所も公的な機関として、雇用率は2.1%となっています。私が3年前お聞きしたときは0.何パーセントというお答えがあったと思いますが、玉名市が達成率を満たしていないというふうな御指導があったとも聞いております。現在はもちろん満たしていると思いますが、現状をお答えください。

次に2006年12月3日に国連で障害者権利条約が採択されました。日本政府は2007年9月29日に国連本部において条約の内容に承認と尊重の署名の手続を行いました。今後は現行の国内法がですね、真に障がい者の権利の確立、障がい者の自己決定が尊重されるように見直されていくと思っております。2006年10月に障害者自立支援法が施行されましたけど、従来の制度のもとですね、制度のもとでは知的障がい者や重度の障がい者の方は福祉的就労、つまり小規模作業所に通うとか通所の厚生施設に通うということになっておりましたが、自立支援法の施行後はそれらの施設はあくまでも支援施設となって位置づけられ、続いてはですね、一般就労へつなげていくように義務づけられました。方向づけられています。以上のようなことで玉名市では率先して障がい者雇用を試みる必要があると思っておりますが、障がい者就労支援について進めて行く計画はあるかどうかという質問。それから障がい者の一般就労につながるために庁舎内の労働や現場実習、職場体験など一般就労にいたるまでの支援体制をどのように考えているか、質問をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 北本議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。それとあわせて順番が先になりますけども、企業誘致と就労支援の方の市役所の障がい者の雇用率、それらについてもお答え申し上げたいと思っております。

まず昼間の開催についてでございますが、このことにつきましては、昼間には昼間開催のよさがあるかと思っておりますし、夜間開催には夜間開催のよさがあるかと思いま

す。こういうふうなことも含めまして、さらに検討する必要があるかと思ひます。いづれにいたしましても、より多くの方々がお集まりいただけると、そして幅広い率直な御意見をお伺いできるということが一番基本だろうと思ひますので、これにつきましては区長会あるいは各種団体等の御意見もお伺いしながら検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に企業誘致と就労支援についてでございますが、玉名市におきます障がい者の雇用率は平成20年4月1日現在で肢体不自由者6名、内部障がい者6名ですが、うち特別障がい者が1名であります。事業所の対象職員は593名でありますので、障がい者雇用率は2.19%となっております。ちなみに法によります障がい者の雇用率が2.1%ということでございます。

次に障害者自立支援法による支援体制についてでございますが、同法が平成18年に施行されまして、働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう就労支援が強化されましたことは議員も御案内のとおりでございます。特に私たち公的機関は住民の福祉向上を図るべきその責務から考えますと、特に障がい者の福祉については重大な責務を有し、その一環として障がい者の職業的自立を図るため、その雇用を促進すべき立場にあるわけでございます。このような観点からこれまでも1事業所として率先してこれらの問題に取り組むべく、昨年度の職員採用試験において「身体障がい者を対象とした一般事務」として障がいをお持ちの方々に採用枠を設けるなど、その雇用拡大に努めているところでございます。また3障がいの就労支援につきましては、先に策定いたしました障がい福祉計画に基づきまして、進めてまいりたいというふうな考えておるところでございます。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 北本議員の企業誘致の玉名市の基本計画についての御質問にお答えいたします。現在、本市におきましては県と連携して昨年度策定いたしました輸送用機械関連産業、半導体関連産業、食品・医薬品関連産業の3つの産業集積形成基本計画がございます。その基本計画に基づき、本市では特に現在最も活況と思われる輸送用機械関連産業、いわゆる自動車部品製造業に的を絞って誘致活動を行なっております。

次に今後の誘致見込みについてでございますが、今回の愛三工業株式会社の進出を契機に同様の自動車部品関連企業の進出もますます期待されますので、現在も東海地区や関西地区への誘致活動を行なっているところでございます。また進出されました企業に対しての優遇措置につきましては、今6月議会において改正の提案をさせていただく予定でございます。内容といたしましては、一定の要件を満たす工場等の新設または増

設において、固定資産税の課税免除の規定を新たに設けたり、各種奨励金につきましても交付率、交付限度額等の見直しを行なう予定でございます。今回の制度改正は大規模な企業進出の対応できるようにするもので、周辺の市町と比較し、遜色のないものにしようとしたものでありますので、御理解ください。また助成金額についてもお尋ねでございましたが、条例の改正がまだ済んでおりませんので、ここでは申し上げられませんので御理解をお願いします。

次に議員お尋ねの工業団地的な財産についてでございますが、本市はそのような工業団地的な財産は現在所有しておりません。しかしながら企業誘致を進めて行く上で、工業団地の必要性を痛感しているところでございます。現在、市内の交通アクセスのよい場所において工業団地を検討しておりますが、農業上の問題などさまざまな条件整備が必要であるために時間を要しているところでございます。議員の御理解をよろしくお願いします。

○議長（小屋野幸隆君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 再質問として答弁いただきました。障がい者の雇用問題について玉名市が2.19と申されたと思います。私もちょっと調べてみました。隣町の長洲町は4.2ですね、玉東町も3.幾つだかを超しておりました。これほどはですね、やっぱり障がい者雇用が進んでいるのかなあとということで、状態的にお尋ねしましたら、長洲町の方は50歳、まあ60歳近くになって、人工透析に移られた方が手帳保持者となってというふうなことで自然増といたしますかね、障がい者を雇用したわけじゃないんですけどというようなお答えでした。玉名市も内部疾患の方というふうなお答えがありました。ぜひ部長がお答えになられたその1名ですね、今回やりましたということで、前回よりもはるかに私は間口があいてくるかなあとと思いますけど、さらに自立支援法に向けては地域の中に施設から出てこようというふうなこと、病院からやっぱり出てこようというふうなですね、ことが自立支援法であり、その自立支援は地域で本当に支えていくという構図がなかったらできないと思いますので、これからも知的障がいや精神の障がい持ってらっしゃる方に率先してそういった道が開けるように玉名市役所が開いてくれば、各企業もですね、足並みそろえながら開いていかれるかなあとというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから企業創出、企業の誘致の件も条例制定がまだなされてないんでというふうなことでした。玉名市に新しい企業がどんどん来るようにですね、私たちも頑張っていきたいなあと思っています。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、北本節代さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時03分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

28番 松田憲明君。

[28番 松田憲明君 登壇]

○28番（松田憲明君） 皆さん、おはようございます。28番、自友クラブの松田でございます。質問に入ります前、一言御礼申し上げたいと思います。開会冒頭ですね、終了後、九州議長会の感謝状をいただきさせていただきました。これもひとえに議員各位並びに議会事務局、執行部の皆さん方の御支援のたまものと思って深く感謝いたしております。本来ですと1軒1軒お邪魔してですね、御礼申し上げるべきところでございますけれども、田植えでございますので、遠慮させてこの場を借りまして、心から御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

登壇前に市長の方にごあいさつを申し上げたわけでございます。議長からとめられるかなあと思いましたけれども、議長はとめられませんでした。私も議会に身を置きまして20年が過ぎました。いろんな方との出会いに恵まれまして、その中で政治家として一番信頼できる、そして人間的にも尊敬できる島津市長に敬意とまたいろんな意味を含めて登壇する前にあいさつをしたわけでございます。一応質問席に立ちますとですね、立場が変わります。特に言論の府であります。どういう失言失礼があるかと思っておりますので、前もってあいさつをしておけば無難かなあという思いで行なったわけでございます。よろしく願います。

質問に当たりまして、私もちょっと岱明議会の資料を見ておりましたところが、平成14年の第3回の定例会におきまして、一般質問をしておりました。内容につきましては2項目して、1つが合併の問題でございました。任意協議会の計画、町民に対しての説明責任を果たせたのかとか、合併の機は熟したのか、そういうことを懐かしく振り返っておりました。それからしますと、この5年間の月日の流れというのは大きく変わってきたなあという正直そんな感じがいたしております。多くの方々の協力のもとに改革という過渡期の山場を何とか越えられたんじゃないかと、そういう気がしております。初代市長として日々身を粉にして激務に当たっておられる姿を見るときに、市長も出馬に当たっては政治家の集大成としてふるさとへ御奉仕したいという固い決意もあったかと思えます。しかし、こがん合併初代の市長は忙しかならたまったもんじゃなかと、もうやめた方がよかつじゃなかろうと思っちゃおられんのかなあと、そういう心配もしております。まあこれまでの中で数々の難題をそして要領よくテキパキとスピーデ

ィーに処理して、そして確かな足跡を残しておられることは皆さん方もお認めのことと思います。その苦勞の一端をお聞かせ願いたいと思います。

合併に関しての関連ですけれども、小さく4項目掲げております。最初2つほど質問して、答弁をいただいた上、残りの2つにつきましては、また再質問じゃございませんけれども、したいと思います。

その1番、小さい1番につきましては、地方分権の推進状況についてでございます。地方分権という言葉が世に出ましてから久しくなります。もともとの発端は中央集権が生んだ東京一極集中を是正するために遷都といいまして、都を移すグループがございますけれども、そういった方々を巻き込んで地方6団体が推進活動を継続された、そのたまものが今日の分権型社会に至っておるものと理解しております。地方議会におきましては、権限移譲が進むことによって、いろんな責任も重くなると予想されますけれども、日常生活にどう関係があるのか、何かこうムード的にムードだけが先を走って行って、言葉が踊っているような感じもしないではございません。現在、玉名市の推進状況はどうなっているのか説明を求めたいと思います。

次に合併の算定替えについてでございます。戦後多くの法律によりまして合併の促進が図られてまいりました。平成11年に改正されました市町村合併の特例に関する法律、いわば合併特例法と申しますけれども、その中に財政上の措置を講じられたものが8項目あると承知しております。その中に合併特例債に引き続き2番目に、合併算定替ということがあります。普通交付税につきましては、基準財政需要額が基準財政収入額を上回った分、財政不足が生じるわけでございます。その財政不足に応じて各自治体に配分されるのが、詳細にわかりませんが大まかにそういうやつが交付税であるというふうに理解しておるわけでございます。合併しますと当然その基準財政需要額というのが下がってまいります。そして合併しますと当然交付税が上がっていくわけでございます。それを算定を替えて、合併前の交付税が1市3町それぞれもらえるようになるのが算定替えというふうに理解しておりますけれども、今、国においていろんな財政難が生じております。限界集落とかこの間テレビを国会中継をみておりますとですね、非常にこういう問題が生じて本当に算定替えというのは11年の改正におきまして、10年間延長されるというふうに承知しておりますけれども、果たして10年間算定替えが持続してもらえるのかどうか、そのあたりを危惧しておるわけでございます。1市3町が合併して受けられる財政処置によります額がですね、この合併特例法によりましてですね、8項目財政支援が受けられるようになっておりますけれども、その額がわかればそれも含めてお示しいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） おはようございます。きょう、あす2日間の一般質問でございますので、議員各位どうぞよろしくお願いをいたします。ただいま恐縮をいたしておりますが、松田前議長さん、豊富な議員としての経験を踏まえて御指摘をいただきました。ただあのこの議会のやりとりの場合に議員の皆さんは何日か前までに質問要項が示されるということになって、随分と質問に当たっては勉強をして対応をされる。議員として本会議の場所での一般質問というのはやっぱり勝負どころ、議員活動の勝負どころだと私も議員出身であるから認識をいたしております。同時に執行部の職員もやっぱりそれぞれの担当の部長として一生懸命自分の責任を踏まえて答弁に当たります。そのために大体今度の場合ですと、きのうでございますが、庁議を部長会議を開きまして随分時間をかけて協議をする、どういう内容でここまで踏み込む。いろんな協議をするわけでございます。かつての場合には随分夜間までかかって協議が行なわれておったようですが、少々私が不勉強なところもあって、その辺はいかがかなあと感じておりますが、たまたま言い訳ではございませんが、きのう私はちょっと私的なこともございまして時間をとってしまいましたので、御質問に当たっての十分な要旨の精査というのができておりません。そのためにただいまの質問についても質問の趣旨と私の答弁が必ずしも合致しない部分がある部分があったら、ひとつお許しをいただきたいと思います。

地方分権についてのお話がありました。これからの民主政治を育てていく上で、地方分権、地方の自主的な判断、努力、これは避けられないことだというのが全体の認識であろうと、日本の政治行政全体の認識であろうと私も受けとめております。そのためもあって町村合併は進められた。地方分権時代に備えて各市町村の行政能力がきちっとしておかなきゃならん、そのためには町村合併も進めてそれぞれの自治体の行政能力をつかめておかなきゃならんということも私は合併が進められたひとつの大きな理由である、そういうふう自身受けとめております。そしてその地方分権が言われ始めて数年がたちました。今、どこまで国・県・市町村の役割の中で地方分権が進んだか問われると私もこういう部分が進んだ、ああいう部分が進んだと明確にお答えできる材料を今持ち合わせておりません。ちょっと長くなって恐縮ですが、地方分権が一番充実しておった時代は、あるいは江戸時代の幕藩政治のころだったのかもしれない。そしてその当時それぞれの藩が自分のところの特色に合わせて精いっぱい努力をしてきたというよさはあったと思います。しかし同時にその中で見たものは雄藩は非常に元気がよかった。住民生活も恵まれておった。しかし小藩であるとか、環境に恵まれない藩は非常に苦労した。それが過去の実例ではないんでしょうか。私は地方分権が進められていくということは、先ほど申し上げたように絶対欠かすことのできない本当に民主主義の充実を図っていく上では皆がそういう認識を持って当たらなきゃならん、今後さらに進めら

れるべきであると認識をいたしており、しかし今行なわれている分、これはそういうふうに明言を玉名市長という立場の私がしているかどうかわかりませんが、例えば事務移譲にしてもどがんでもよかような問題とか、あるいはその極めて煩雑でむしろ地方に移した方が国にとって便利がいいとか、どうもそういう部分だけが移譲されているような気がしないでもありません。本当の地方分権、三位一体改革の中でこの19年度から住民税、所得税の比率を変えるということで行なわれたのは、これはこれで税源移譲という意味では姿に見えておったと思います。受けとめ方何か違うとおっしゃっているか、妙な顔している人もいるが、私はやっぱりそれはそれで地方に重心を置いた改革であったんだろう、そういうふうに受けとめております。これが税源移譲という部分では明確な形で見えている部分だけであって、それじゃ今度は事務事業の部分はどうか、今もどうも東京の方で大きな議論になっているようではありますが、例えば農振に対する権限、いろんな権限、これも実際はまだなかなか地方に移譲しているという状態ではない。まだ国ががっちり握っているというのが実態であろうと思います。都市部分の線引きの見直し等々もですね、これは私は十分にもう県に任せていいんじゃないか、そういうふうに思うんですが、必ずしもそういう状況には移ってきていない。私は本当に地方分権を進めていくためにはもっと省庁が、各省庁がその枠を超えてですね、もっと地方を信頼して地方にある程度の権限と責任を委ねていくという姿勢が進んでいかないと本当の地方分権は進んでいかないのではないかと、そういうふうに感じているところでございます。しかし申し上げているように、地方分権は今後の民主主義政治の充実のための要諦でありますから、政治家としても強く今後とも他の地方団体首長たちと一緒に強くなって強く国に要求していかねばならないと思いますし、玉名市長としてそのことを受け止めながら自主責任、自主能力の発揮のために頑張っていきたいと思っております。

あわせて質問の要旨は合併に伴う事柄であろうと思いますが、新市の市長になって一番に果たしていかなきゃならん責任は何なのか、それはやっぱり1市3町が合併したことに伴って、市民の一体感をどう高めていくかということが新しい市として発足した私どもに課せられた、私は一番大きな責任であったと思っています。今もそう思っています。そういう中でそれぞれのルールなりレベルを一元化していくことも避けられない、そういう思いで事に当たったわけではありますが、一部ではそのことが痛みを伴う部分もあって合併しても何もならなかったじゃないか、痛みばかりじゃないか、こういう声が特に旧3町等を中心にしてあったことは事実だと私も受けとめております。それでも2年たってみるとそれぞれの地域でもあるいはそれぞれの市民の皆さんもそれなりに受けとめていただいたのかなあと、やっぱり合併した以上は同じルールにならなきゃんたい、そういう思いは少しではあるけど深まってきたのかなあと思っております。その中でじゃあ2年たった今、現実どういうふうに関与するか、私は確実に本来合併が目指

した行政力、財政力の力は地についてきたと受けとめております。数字の上でも財政力指数等は合併前から見ると私は足腰の強いものになっている、そういうふうを受けとめます。同時にじゃあその財政力に伴う行政力はどうか、私は地域づくりを進めていく上で合併当初700人いた市の職員が、今ではちょっと減りましたね、600何名かになってますが、やっぱりこの市の職員のですね、能力なり意欲なり、これがやっぱり新しい市をつくっていくんだらう、そういうふうに感じます。そのためにはこの合併によってそれぞれの市職員、職員は大変な部分もあったと思います。どんどんどんどん人は減ってますから。どんどん減ってますから。それはそれで大変だったと思いますが、やっぱり1市3町の職員が一緒になることによって、今までの殻を破って今までの流儀や雰囲気乗り越えて、お互いに切磋琢磨する、その中から視野も広がるし、行政能力もそれぞれの職員が確実につきつつある、そういうふうを受けとめております。一方市民の側から見ても当初は垣根がやっぱ随分あったと思いますが、ここに来て例えばかつての行政域を超えた交流が始まっている。各団体もあるいは各個人も、どんどんどんどんそういう輪は広がっていつている。横島だ、岱明だと言わんで、玉名市としての意識の中で皆さんがお付き合いをいただけるようになっていく。かつてはあそこによか体育館ができた、あそこによか文化センター、おれげも負くんなど、そういう雰囲気が各町村なかったとは言えない。しかし、それを乗り越えてやっぱり玉名市としての視野、レベルの中でのものを見ていただくという雰囲気は、私は市民サイドにも出てきておる、そういうふうを受けとめたいと思いますし、受け止めております。合併に伴う痛み、これを市民の皆さんが強く感じておられることもよく承知はしておりますが、承知をしながらもせっかく合併したわけですから、1日も早く皆一体感を高めていこう、この目標に向かって進んでいきたいものであります。申し上げましたように玉名市の財政力を含めた行政能力は確実に高まっていつているし、今では630人ぐらいですか、になった職員も職員としての地方自治体を担うという意識、能力、私は意識も含めて高まっていると思いますし、市民各位もそういう意識で見始めていただいていると受け止めております。合併したけれども将来にわたって何にもならんだったということにならないように、やっぱり合併してよかったんだと、いずれ必ず7万2,000人の市民が思っただけのような市政を目指して頑張ってまいりたいと存じます。御理解と御協力をお願いします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 私の方からは合併算定替についてお答え申し上げたいと思います。市町村合併が行なわれた場合にスケールメリットによりさまざまな経費の節減が可能になりますので、一般的には普通交付税におきましては、基準財政需要額が減少

し、ひいては交付税額も減少すると考えられます。しかしながら合併による経費の節減は合併後直ちにできるものばかりでないことから、合併後10年間は合併前の市町村が存在するものとみなして、別々に計算した交付税額の合算額を下回らないように配慮されているところであります。これが合併算定替であり、本市も平成18年度から適用されているところでございます。ちなみに本市の状況といたしましては、平成18年度では新市としての普通交付税の一本算定額は67億800万円で、合併算定替による増加額が15億2,800万円であり、総額として82億3,600万円が交付されたところでございます。また平成19年度では一本算定額は66億1,900万円で、合併算定替増加額が15億3,600万円であり、総額として81億5,500万円が交付されたところでございます。それから合併したことによります財政支援といたしまして、普通交付税につきましては、合併補正として平成18年度に1億3,700万円、平成19年度に1億3,700万円が加算されての総額となっておりますところでございます。特別交付税におきましては、平成16年度から平成19年度までの総額として約7億3,000万円が交付されております。補助金制度におきましては、合併前に市町村合併特別交付金として約10億円、合併後は市町村合併推進体制整備費補助金として、平成18年度、平成19年度で約3億円が交付されております。その他地方債におきましては、交付税措置が有利な合併特例事業債の限度額として約267億円となっておりますところでございます。

○議長（小屋野幸隆君） 28番 松田憲明君。

[28番 松田憲明君 登壇]

○28番（松田憲明君） 御答弁ありがとうございました。続きまして、新市の建設計画のメインテーマであります県北の拠点都市づくりについて質問をいたします。建設計画につきましてはいろんな立派な資料いただいて、計画書の中につきましては異論はないわけでございますけども、ただ県北には玉名だけじゃありませんし、荒尾もあります、山鹿もあります、菊池もあります。荒尾に行ってみますとシティーモール周辺はですね、非常にぎわいを見せておりますし、鉄工団地も持っておりますし、いつどうなるかわからないとも思います。人口密度も1,000近くあります。山鹿になりますとですね、今度蒲島知事が誕生したこともひとつの非常に危機を感じておりますし、またあそこには松野一族がおられます。またとにかく初代の初代か何かわかりませんが、総理大臣も誕生されておるということで、山鹿も無視できないと思います。また菊池も菊池でですね、菊池一族のおかげで玉名はあるような自負を持っておられるかもしれませんが、とにかくそういう中でですね、いろんな状況を見てもですね、玉名市というのは恵まれておるとも思います。1市3町が合併した時点で歴史的にも地理的にも非常に恵まれたなあと、何よりも15分構想がですね、立てられるということが私は

すばらしいと思います。そういう中でやはりこの我がふるさとというか玉名を好かん人はだれもおらんわけです。ようなっとはだれでん好いとるわけでございますのでですね、この拠点都市づくりにつきましたはですね、企画財政のみならず、総動員です、やはり取り組むべき問題だろうと思います。そういった中でどうしても人口規模が最終的に決め手になるかなあとしますのでですね、市長に御苦勞いただきました企業誘致、これが一番人口増の最たるものであると承知しておりますけれども、そのほかに定住化促進あたりにもですね、力を入れて若者たちが寄ってくるように、ぜひお願いしたいと思います。今の若者はちゃっかりしておりますのでですね、玉名におってももう将来望めんと思うと容赦なく出て行きますのでですね、そういったところはぜひ皆で頑張ってくださいと思います。その定住化促進についての取り組みをお尋ねします。

それから人材育成についてでございます。玉名市長の方からも懇切丁寧な答弁がございましたけれども、地方分権の推進に当たりましては、足腰の強い行財政基盤の整備と、そして権限移譲によります高度な事務処理、より重い責任を負わなければならないこととなります。その受け皿としてやはり人材の資質の向上が不可欠であると思います。私は宮仕えした経験がありませんけれども、今、社会では自分の不平不満をその矛先を関係のない人に向けておるようでございますけれども、やはりこの不平不満はその矛先をやはり自分に向けるべきであると思います。そして自己研鑽のばねとして、そして実力で勝負できる職員になってもらいたいと期待するものでございます。合併して切磋琢磨する中で強い21世紀に通用する人材に育ててもらいたいと願っておるわけでございます。私も新年の議会報の中に「人こそ玉名の宝なり」とメッセージを出しておりますけれども、今もその考えには変わりございません。人材育成に対する市の取り組みについてお尋ねします。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

〔企画政策部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画政策部長（牧野吉秀君） 松田議員の御質問にお答えいたします。合併時に策定されました新市建設計画におきましては、人と自然が輝く県北の拠点都市づくりを新市の基本理念といたし、さらに合併後に策定いたしました玉名市第1次総合計画におきましても同様に「人と自然がひびきあう県北の都玉名」を将来像として位置づけているところでございます。いずれも本市が県北の中心都市、拠点都市として位置づけられたものでございます。この将来像は「人が集い、自然と調和し、多様な産業を育む交流・快適・自立都市」であるとし、「交流、快適、自立」のキーワードを掲げているところでございます。1つ目の交流は「高速交通網の結節機能を生かした躍動する交流都市」とし、九州新幹線やインターチェンジ等の多様な交通アクセスを持つ地域性を生かし、地域内外の交流を活性化させ、存在感ある交流都市を目指します。2つ目の快適は「優れ

た伝統文化を継承し、「人と環境にやさしい快適都市」とし、恵まれた自然環境を後世に受け継ぎ、さらに今後ますます進行する少子高齢社会にきめ細かく対応することで誰もが住みたいと願う快適都市を目指します。そして、3つ目の自立は「地域と人の多様な個性を結集した元気な自立都市」とし、身近な地域社会のきずなを結集し、地域の個性を強めていくことで次代に誇れる自立都市を目指すものとしたしているところです。議員御承知のとおり現在、九州新幹線新玉名駅周辺におきましては、平成23年春の開業を目指して、県北の玄関口にふさわしい新駅整備や道路網の整備が着々と進められているところです。玉名市は5つの高校と1つの大学を有する文教都市であり、農林水産業が盛んな温暖な気候、かつ有明海や小岱山を有する自然環境にも恵まれた地域です。玉名市では平成18年度に玉名市定住化基本構想を策定し、その計画において玉名市が持つ風土や優位性を生かした定住人口の増加を目指すことを目標としております。今後なお一層、市の魅力を高めながら企業誘致や住宅環境の整備を初めとした定住化施策の推進を図り、定住化の3つの将来像、「定住のまち、交流のまち、雇用のまち」の将来像実現に努めてまいります。「定住のまち」でございますけれども、豊かな自然環境や歴史・文化などの地域資源を活用して、住んでみたい、住み続けたいまちとして本市の魅力を高める施策の実施を取り組みます。「交流のまち」でございますが、他の都市にはないオンリーワンの魅力を創出し、さらなる交流の活性化を目指します。「雇用のまち」では企業誘致や新ビジョン創出の支援を行ない、雇用機会の拡大を図り、職・住が近接した暮らしやすいまちを目指しますという「定住のまち、交流のまち、雇用のまち」を3本の柱にしてその実現に努めてまいります。さらに新駅周辺整備構想の推進をはじめとした九州新幹線広域活用プロジェクト、新庁舎建設の推進を初めとした県北の都づくりプロジェクト、そして農産物地元産品をブランド化した音楽のまちの推進をはじめとした玉名ブランド推進プロジェクトなど、第1次玉名市総合計画にも位置づけられた7つの基幹プロジェクトを積極的に推進することにより、名実共に県北の拠点都市を目指してまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解と御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

〔総務部長 元田充洋君 登壇〕

○総務部長（元田充洋君） 職員の人材育成についてお答えいたします。本市の職員を育成していくに当たっての方向性や施策などをまとめました玉名市人材育成基本方針を平成19年2月に策定し、玉名市に必要な職員や職員の能力開発、人事評価に関する方策などを示し、この基本方針に基づいた計画的な職員研修の実施など総合的で戦略的な人事制度を展開していくことで、高度で多様な行政需要や地方分権の推進に伴う権限移譲等に対応できる職員を育成しているところでございます。職員の配置につきましても

職員個々が能力を十分に発揮できるように適材適所に努めているところでございますが、本年度試行いたします新たな人事評価制度は、仕事を通じて発揮される能力や仕事に対する取り組み態度、それらの結果である仕事の成果を適正に把握し、職員の働く意欲を引き出すために行なうものであり、導入しました後は、その結果に基づきましてより一層適材適所の人事配置や公正な処遇につなげてまいりますので、御理解賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 28番 松田憲明君。

[28番 松田憲明君 登壇]

○28番（松田憲明君） 的確な答弁をいただきましたので、再質問はいたしません。

結びとなりますけれども、合併前の話にちょっとさかのぼらせていただきます。何人かの方からですね、私岱明町ですけども、岱明町と合併するのはよかですなと言った人が何人かおられました。すると私たちも議員に出られますけん。私はそれが本音だったと思っております。1市3町結果的には36名の方々がその本音を曲げて、そして合併に協力してくださっております。議員のみならず特別職、農業委員、選挙管理委員、その他まだあります。そういった多くの皆さん方の協力によりまして、今日があるものと私は感謝しております。合併しない町として矢祭町は宣言しております。今回もまた報酬を日当制にするとかということで問題になっておりますけれども、私たちはそういった痛みを覚悟して合併を決断したわけでございます。今、総務部長の答弁でもおわかりいただきますように本当に合併のおかげ今日の健全財政が維持できているものと信じております。そして6月4日、国際宇宙ステーションに日本の実験棟の「きぼう」というのが接続されまして大きく時代も変わっていきます。情報化も進んでいくと思います。その中で国会においては御覧のとおりでございます。評論家の水谷研治先生はこうっておられます。「今国内外を問わず存亡の危機にある」と言っております。国の財政状況は夕張よりも悪いと指摘しておられます。平成7年度におきまして、847兆円という債務残高、国民1人当たりすれば665万円の債務になります。そういった中で私たち地方自治体におきましては、中央集権から地方分権が進められてまいります。行政需要も高度化し、そして多岐にわたってまいります。そのような時代の到来に備えて、矢祭町は別といたしましても狭いエリアの中から求めるのではなくて、広いエリアの中から優秀な人材を発掘し、そして育成し、その人材が資源となって玉名の発展に尽くしてくれることを私は期待するものでございます。潮谷前知事が県政を去るに当たって名言を残しておられます。「県政は未来からの預かりもの」だ、またちょっと忘れましたが、他の有名な方もそういう文言を言っておられますけども、私たちも今現場におる者の責任として、未来へきちんと立派な玉名を受け継がなければならないと痛感しております。

そういうことで初めての一般質問でいろいろ緊張して十分に意を伝えることはできませんでしたが、皆さん方の御清聴に感謝し、私の一般質問を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、松田憲明君の質問は終わりました。

16番 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） こんにちは。午前中に3名終わろうねということで、4番議員にプレッシャーかけた手前、てきぱきと質問していきたいと思います。

まず新幹線新玉名駅名についてお尋ねいたします。去る3月中旬、新幹線駅名について公募の中から6つの候補を島津市長はJR九州に提言されました。その後、JRの意向は「新玉名駅」という名称が有力という新聞報道がありました。果たしてそれでいいのかという思いがあります。私はこれまで議員研修で各地を訪問してきました。その訪問先で自己紹介する際、玉名をなかなかイメージしてもらえないという無名の悲哀を味わってきました。新玉名駅では熊本の田舎町というイメージから一步も膨らむことができないのではないかと考えています。九州新幹線沿線上に1つぐらいは保養地的イメージの駅名があってもいいのではないかと考えています。長崎本線上には武雄温泉駅、東北新幹線上には那須塩原温泉駅、山形新幹線上にはさくらんぼ東根駅、北陸本線上には芦原（あわら）温泉駅、加賀温泉駅があります。特に加賀温泉駅は以前は名前も違う無人駅でしたが、周辺の高山津、栗津、山代、山中の各温泉の特急停車の中核駅として整備され、今日では石川県下において、金沢駅に次ぐ乗降客を誇っています。新玉名駅も玉名、山鹿、菊池、そして人気上昇中の平山温泉の中核駅としてリゾートのイメージを主張してもいいのではないかと考えています。そこから夏目漱石の桃源郷、草枕温泉、しょうぶまつり、花火大会、玉名ラーメンと連想を膨らませることが大事ではないかと考えています。アメリカ大統領候補オバマ氏を勝手に応援団の福井県小浜市、長崎県小浜温泉の努力を笑うことはできません。1,200から1,500カ所もあるといわれる九州の温泉施設との競合の中で埋没しないために駅名をビッグチャンスとしてとらえ、玉名温泉駅として常に名前を露出しながらPRしていけば、中身は後からついてくるものと思います。役所の書類や新聞記事からも仮称の2文字が消えているが、駅名は新玉名駅で決定してしまったのか、変更の余地はないのか、お尋ねいたします。

次に新庁舎のデザインについて、3月議会の終わりに示された「玉名市新庁舎建設基本構想」の外観完成予想図が、6月1日号の広報の表紙を飾っていました。またこの基本設計について市民の意見を募集することも掲載されていました。数名の市民の方から外観を見るとマッチ箱を重ねただけで学校の校舎のようだ、デザイン不在の面白くない建物だと芳しくない意見を聞きました。そう思うなら自分で意見を提出したらどうですかと言うと、そこまでは面倒だと。質問や提言は君の仕事だと言われたので、

頑張ってもらいます。まず新庁舎の5つの基本理念、1 充実した市民サービスと住民自治のための開かれた庁舎、2 将来の変化に対応できる質実で高機能な庁舎、3 市民を支える安全・安心な庁舎、4 自然・都市・田園をつなぎ合わせる緑のインフラ、5 環境対策の象徴となる先進的エコ庁舎、どれも立派な基本理念ではありますが、幾つか気になった点がありますので、質問いたします。まずシンプルイズベストは結構ですが、余りにもデザイン不在ということは皆が思うところではないでしょうか。玉名平野のランドマークとしての存在感を示し、新玉名市建設の心意気を感じさせる象徴性がなくてはならないところです。県立玉名高校の第一校舎は昭和12年建設と聞いています。当時は日中戦争勃発の暗く不安な時代でした。戦争と不景気という社会的にも今よりずっと貧しく厳しい時代であったにもかかわらず、文教玉名を象徴として頑張って建設したものと思います。その心意気が登録文化財という成果になったのではないのでしょうか。庁舎の建設費用は約60億円と聞いていますが、昨今の原油高騰に伴う建設資材の値上がりでこの額では済まないと思います。巨額の費用をかけるんでありますから、50年、60年で老朽化してしまうのはもったいない。100年の耐用年数を考え、将来の登録文化財を目指す心意気が必要かと思えます。そのためには、まずかまぼこ型かデザインされたドーム型の屋根をかぶせ、まず雨漏りを防ぐことが肝要かと思えます。次に避雷針、防災無線、通信アンテナ類を屋上に不精ひげのように林立させるのではなく、それらを形よく収容するランドマーク的な塔を建てる。また南関町の工場で唯一生産されている透明なフィルム状の太陽電池を南側の窓に張りつけ、ブラインド代わりにして発電する。ブラインド代を差し引きますとコストは安くなると思えます。そして中国大陸からの黄砂や大気汚染物質で建物が汚れたり、傷むのを防ぐため、外観は光触媒加工のタイルや塗装でガード、メンテナンスフリーにする。一方内部構造については配管などを壁や床に埋め込むのではなく、配水管、空調ダクト、電気通信配線などはむき出しにして共同溝かパネルで覆う、床は下をコンクリート、上はパネルの二重構造にして庁内LANなど電気通信配線を自由にする。オフィスレイアウトの変更や時代の変化にも柔軟に対応できて、保守点検が容易なフレキシブルな構造が大事です。そしてランニングコスト、景観投資は惜しまないことが大事ではないかと思えます。そうでないと文化センターの空調修理に豪邸が1軒建ってしまうような3,500万円もかかってしまう。エアコン機器本体よりも壁や床を壊して修理する工事の方が高つくという本末転倒な事態を招かないよう新庁舎建設はしっかり検証しておく必要があるかと思えます。以上、華美になる必要はないが新庁舎を長持ちさせる工夫や耐用年数をどれくらいに見込んでいるのか、お尋ねいたします。また文化センターの空調修理はどのような内訳で3,500万円もかかるのか、説明をお願いいたします。

以上の答弁を聞いてから次にします。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 松本議員御質問の新幹線新玉名駅名についてお答えをいたします。まず新駅名決定の経緯についてであります。平成19年12月1日から12月28日までの間、広報紙や市のホームページへの掲載並びにパンフレットを配布し、駅名候補の公募を行ないました。応募総数は582点で、駅名は287種類でございました。一方で平成19年12月19日に副市長を会長とし、議会や市民の代表の皆様により玉名市新幹線新駅名候補選定委員会を組織し、平成20年2月4日に応募の状況を報告し、各委員に5点を選んでいただき、一次選定を行なったところでございます。最終回の2月27日には一次選定の中からさらに最終候補の6点の駅名を選び2次選考をしていただきました。選定されました駅名は新玉名駅、肥後玉名駅、西南之駅、湯の郷菊池川駅、玉名温泉駅並びに新は漢字、たまなはひらがな表記の新たまな駅の6点でございました。その後、平成20年3月3日に同委員会より市長に6点の駅名候補の報告がなされ、これを受けて平成20年3月13日に市長が駅名の決定権を持つJR九州本社を訪問し、石原社長に直接駅名候補の提言を行なったところでございます。JR九州では早期に駅名の検討を行ない、公表したいとのことでありましたが、平成20年4月8日と9日に九州新幹線の各駅名が新聞各紙で報道され、その中に新玉名駅の名称もございました。その後、平成20年5月1日にJR九州の担当部長が市にお見えになり、JR九州としては社内の最高議決機関である経営会議で駅名の決定を行なったとの報告があり、この方針に変わりはないとのことでございました。この報告を受けて、駅名選定委員の皆様には駅名決定の御連絡と御礼を申し上げ、あわせて先に開催された九州新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会においても新駅名決定の経過報告を行なったところでございます。

次に、議員お尋ねの変更の余地はないかとのことでありますが、先ほどお答えいたしました経緯のとおり本市では駅名を公募により募集し、その後、駅名候補選定委員会で6点の候補名を選定いただき、市長がJR九州に提言を行ないました。これらの手続や経緯の結果、6点の候補名の中から駅名の決定権者であるJR九州が新玉名駅に決定されましたので、変更はないものと存じます。議員御指摘のように新駅名は地域を連想させ、PRする重要な役割を果たしていますが、駅名選定委員会の委員の中にも新駅名をできるだけ早く決定し、開業までにPRしたいとの意見もありました。また現在市民の皆様には新駅がより身近なものとなり、親しみやすくなるよう駅舎の模型を市役所玄関ロビーに展示いたしております。本市といたしましても今後市民の皆様と一体となつて、新玉名駅が新しい駅名として定着するように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長（牧野吉秀君） 松本議員の新庁舎のデザインについての御質問にお答えいたします。新庁舎の建設につきましては、基本設計の概要を市ホームページで公開するほか、広報たまな6月1日号に庁舎のイメージ図・パースを掲載いたしました。市民の関心が高い事柄であり各新聞紙上でも報道されたところでございます。議員御質問の新庁舎のデザインでございますが、華美にならずシンプルで機能的な庁舎を目指した結果、やや平凡で物足りない印象を受けられたかもしれません。シンボルやランドマーク、目印となるにはある程度の高さや建物自体のボリュームが必要かと思いますが、国や県の庁舎と違い、市町村の庁舎は窓口業務を多く持つ関係上、低層階の面積が広く必要となります。市民の利便性、使い勝手を優先して設計しました結果、一部5階建ての庁舎となり、隣接する国の合同庁舎と高さではほぼ同じレベルですが、建物ボリューム、延べ床面積の比較では約3倍の大きさとなりますので、十分シンボル、ランドマークとなるものと認識しております。また御指摘の件につきましては、将来の機構改革に伴うレイアウト変更にも対応できるOAフロアなど、既に採用を予定しているものもございまして、建設コストの関係で見送っているものもございまして、現在7月15日までの予定で基本設計に対する意見を募集しているところでございまして、議員の御意見を初め、市民から聴取しました意見につきましては、費用対効果を精査しまして、今後の実施設計に生かしてまいりたいと考えております。さらに議員御質問の庁舎の耐用年数でございますが、一般的に鉄筋コンクリートの躯体につきましては50年から60年と言われております。ただし、今回の新庁舎の場合は構造体を直接外気にさらさない外装システムや躯体に対する熱の影響を抑制する工法を採用するなどして、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減にもつなげたいと考えております。また外断熱、複層ガラスの採用や自然換気の促進による空調機器への負荷の低減、効率的なメンテナンス計画を推進することなどにより、機械設備の長寿命化もあわせて図ってまいりたいと考えております。議員の御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 教育次長 前田敏朗君。

[教育次長 前田敏朗君 登壇]

○教育次長（前田敏朗君） 教育次長の前田でございます。よろしくお願いいたします。松本議員の文化センター空調設備の修繕についての御質問にお答えいたします。文化センターは昭和55年に建築されておまして、空調設備は当時1億8,000万円かかっております。現在の方式は屋上に空冷ヒートポンプチラーを設置した蓄熱方式によるものでございます。今回専決処分による3,500万円での修繕方法は、部屋ごとに個別に床置型及び天井埋め込み型の空冷式パッケージエアコンを21台設置する個別

設置型によるものでございます。現在の方式と個別設置方式とを比較検討いたしました
が、既設の方式で行ないますと配管部分も老朽しておりまして、全面的に改修が必要で
修繕費用も高額となるものでございます。また工事期間中は文化センターを開館した状
態では安全面で問題があり、工事期間も長くなりまして、全館の長期休館も必要とな
ります。その点、個別設置方式では部屋ごとには一時的に使用できない時間帯が発生い
たしますが、全館の休館は図書館部分を行なうときなど短い期間で済むなど費用面、修理
に要する期間、今後の維持管理など、もろもろの件でのメリットが大きく、総合的に考
慮して今回の個別設置型を採用いたしました。文化センターは図書館や研修室など教養
の向上や趣味の会、各種会議などで多くの市民が利用されており、早急な修繕が必要で
ありましたが、専決処分により早速取りかかることができました。6月5日に入札を行
ないまして、完了は8月上旬を予定しております。その間、御迷惑をおかけいたしま
すけども、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 松本議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） 午前中に引き続き、一般質問を行ないます。直前に市長から時代の曲がり角に何か言うとかないかんからといって、本音を突かれましてですね、ちょっと勢いが鈍ってしまうような気もしますが、確かに新幹線新玉名駅という決定ならばいたし方ないところでございますが、新幹線駅名についてはあくまでJR九州が決定することだからといって、冷めたままでいいのかという思いがあったから質問しました。

九州新幹線は東海道山陽新幹線に比べるとベースとなるビジネス客は少なく、観光路線の色合いが強い路線かと思えます。その中で保養地のイメージを強く主張することは玉名にとって大事なことはないかと思った次第です。かつて立願寺温泉を玉名温泉と名称を変更したところ情緒的な響きをなくして空振り三振と言われました。今度はビッグチャンスにもっと知恵を出さずに見逃し三振と言われたいようにもっと粘って考えてみる余地はなかったのかと思った次第です。以上です。このことはこれまでで終わります。

次に新庁舎デザインの件について述べますと、福岡市は財政健全化策の柱として保有する建築物、橋、道路、上下水道、港湾などの全施設の使用年数を延ばし、資産の効率的な運用を図るマネジメントの導入を決めました。今後60年間で約3,000億円の支出削減効果を見込んでいるそうです。これまでの建築物は平均40年程度で建替えていたが、計画的な修繕や管理を実施することでコンクリートの耐用年数70年まで使用期間を延ばすとあります。耐用年数が50年ぐらいでは今の時代もったいないと思わねばなりません。機器類は10年か15年で壊れたり、中古化してしまうことを念頭に更新もスムーズにできて、長く市民に愛される庁舎を目指してほしいと思います。

それから文化センターの空調修繕の件は、私は建物の大がかりな改修工事を伴うものかと思いをしておりました。しかし昔のそういった空調のセントラル方式の空調設備がいかに高いコストであったかということも知りました。新庁舎の空調はランニングコストの安い最新の方式と聞いています。人にも地球にも優しい機械であってほしいと思います。

それでは最後の質問に行きます。個人情報保護法と独居老人の安全確保について。伊倉校区において去る4月と5月に独居老人の孤独死が相次いで発見されるという出来事がありました。いずれも発見まで1月以上かかってしまい、田舎においても人と人とのつながりというものが希薄になっていることを実感させられました。5月中旬の伊倉支館会議の席上でこのことが話題となり、高齢者相談員の先生がこのような事態になって、じくじたる思いである。同時に自分たちが無力だったと嘆かれていました。また民生員、区長さんたちも沈痛な面持ちでした。その中で市役所は高齢者相談員にも個人情報保護の立場から独居老人や高齢者の存在を教えてくれないので、自分たちで独自に調査しながら把握しているのが実情だが、限度がある。人に優しいまちづくりと言いながら、こんなしゃくし定規な条例があってもいいのかという意見もありました。市長も3月の議会中に独居老人の命の安全や利益につながるのなら、関係者に情報を提供してもやぶさかではないという意味の発言をなされていましたが、それからどうなったのか現状をお尋ねいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

〔福祉部長 井上 了君 登壇〕

○福祉部長（井上 了君） 松本議員の個人情報保護法と独居老人の安全確保についてお答えいたします。独居老人の孤独死が相次いだということで、本当に心が痛む思いでございます。御指摘のように地域社会における人と人とのつながりが希薄になっていることも1つの要因であることは否定できないところでございます。このような中で地域において独居老人または高齢者世帯などいわゆる要援護者を把握するのに、個人情報保護法が施行されて以来、法の誤った解釈やプライバシー意識の高まりを背景に必要とさ

れる個人情報の提供が控えられたり、また各種名簿の作成が中止されるなど全国的に過剰反応といわれる状況が一部に見られたというところでございます。しかし、保護法の目的は個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することというふうにされておりまして、個人情報の有効・適切な利用もその目的の1つであるということでございます。本市の個人情報保護条例におきましても、個人情報の利用及び提供の制限について規定されておりますけれども、法令等に定めがあるときや個人の生命、身体または財産の保護のため緊急やむを得ないと認められるときなどは例外として情報の提供がされると、できるということとなっております。また本年3月に条例一部を改正いたしまして、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときを目的外利用についての例外規定として加えたことによりまして、今後は市民の皆様の安全確保等に当たって、個人情報の取り扱いについて柔軟かつ適正な対処がなされるのではないかとこのように考えております。

現在、災害時の市民の皆様の安全確保に関連いたしまして、福祉課を中心に本年3月に玉名市災害時要援護者支援計画というものを策定いたしましたところでございます。この計画は災害時に災害情報の伝達や安全な場所への避難に時間を要するひとり暮らしの高齢者や障がいのある方など、周りの支援が必要な方たちを登録いたしまして、個別の支援プランを作成することによって、常日ごろから近隣者の方々や民生委員、児童委員などの地域住民の声かけや見守りを通して災害に備えるためのものがございます。現在、改正されました個人情報保護条例の例外規定を踏まえまして、登録制度の運用の準備を進めているというところでございます。独居老人を初めとする要援護者の安全確保という観点から、今後、民生委員さんや区長さん初め、関係者の皆様をお願いいたしまして、地域における要援護者の状況を把握する必要があると思いますが、把握した情報はまた関係機関で共有いたしまして、いざというときに役立てる必要があると思います。情報の提供を受けた方の守秘義務の確保というのが今後重要になってくるというふうに思っております。今後、本市といたしましても個人情報保護法に配慮しつつ、災害時はもとより、平常時におきましても高齢者や障がい者などといった要援護者に対し、安全確保ができますよう関係各課や関係機関と連携を図り対処していきたいというふうに思っております。

さらに本市では独居老人に対しまして、介護予防の一環として定期的な特定高齢者宅への訪問、あるいは配食サービスの実施や緊急通報装置などの設置などによりまして、安否確認や安全確保に努めるとともに市の老人クラブ連合会におきましても、独居高齢者や高齢者のみの世帯を対象に安否確認や話し相手、あるいは相談等を行なうボランティア活動として友愛訪問活動、いわゆるシルバーヘルパーの活動を実施し、地域において高齢者の皆様が同じ高齢者を見守りながら、年を重ねても安心して暮らせる地域

となるよう活躍されているところでございます。また社会福祉協議会におきましても、本年度から小学校区ごとに要援護者の見守り、相談、支援をしていくための組織づくりに新たに取り組んでおられるところでもございます。これからも関係機関と連携をとりながら地域福祉計画の基本理念であります安心して生き生きと暮らせる福祉のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 16番 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） はい、ありがとうございました。この件につきましては、これから高齢化社会が進むと孤独死の危険性というのは一層高まってくると予想されます。先ほどの答弁にあった高齢者へのケアサービスとそのノウハウが充実していけば、都会でふるさとの親を心配しながら暮らす子どもたちも安心することだと思います。そしてふるさと納税にも積極的に応じてくれるのではないかと、また定住化構想の支援策として、帰郷者や移住者がふえるのではないかと、多少打算的な志向もあって、質問いたしました。私の寿命もあと15年ぐらいかと思います。いずれお世話になりますことを申し上げて、質問を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、松本重美君の質問は終わりました。

6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。通告にそって、まず乳幼児医療費助成の現物給付について質問いたします。現在、玉名市で子どもたちの医療は入院も通院も小学校に入る前、就学前6歳までは無料になっています。自己負担限度額もあるいは所得制限ありません。以前、私が初めて議員に当選したころ、荒尾より玉名の子育て支援、子どもの医療費助成についておこなっている面がありましたので、荒尾のようによくしてほしい、こういうお母さん方の意見をよく伺いました。現在は荒尾より玉名が進んでいるので、逆に荒尾では玉名のようにという声があるそうであります。子育て支援は今やどこの自治体でも重要な課題であります。そして保護者の情報も豊かになり、乳幼児医療費の問題や地域子育て支援センターの取り組みなど、保護者の中でそのよしあしが話題になっているそうであります。そういう中で和水町では乳幼児医療費について病院の窓口で立て替え払いをしなくていい、玉名もぜひ和水町の制度を取り入れてほしい、こういう保護者の声がありました。玉名でも病院の窓口で一旦立て替え払いをして、その場で払い戻しの手続きができるように改善はされておりますが、和水町ではさらに住民の利便性が向上しているわけであります。乳幼児医療費助成について3点質問いたします。1点目、県内の乳幼児医療費助成の状況は、現在どうなっておりますか。2

点目、和水町と同様に現物給付の制度を取り入れた場合、玉名では委託料は幾らぐらいになるのか。3番目、病院窓口払いをやめることについて島津市長はいかがお考えでしょうか。

次に市税の滞納整理について質問いたします。最初に断っておきますが、国民健康保険税も含めています。市税としてこれはお尋ねいたしております。2階の税務課へ行きまして、1番に目に入ってくるのは「滞納は許さない、動産差し押さえ、実施中」、こういったいわゆるステッカー、スローガンであります。言うまでもなく国民には憲法30条で納税の義務が定めてあります。税額発生したら納付期限内に納付する、納付期限を過ぎて完納できないとすなわち滞納者になります。そして滞納は放置をすればするほど延滞金がふえて、そのうち本税より延滞金が多くなっていることもよくあることだと思います。早めの対策が市民にもまた役所側にもいいわけであります。税金の徴収は、国税徴収法、国税通則法、地方税法などにそって執行されておまして、債権の取り立て、つまり滞納処分は裁判所に申し立てをしなくても取り立てることができることになっております。大変大きな権力を持っているわけです。市税の収入状況は、これは決してよくはありません。派遣労働あるいは非正規労働が幅をきかせる中で、年収200万円以下の人がふえて、ワーキングプアの問題がマスコミでも報道されております。税金を納めなくてはならないが、なかなか納期どおりに納税できない実態があるのではないのでしょうか。平成18年度決算資料では、収入未済額が国保税を含めた市税全体で16億9,000万円になっております。そういう中で三位一体改革で交付金の削減と税源移譲によって、それぞれの自治体が頑張って財源を確保する、税収収納を向上させることが今課題になり、それが徴収の強化につながっているのではないかと考えるわけです。市税滞納整理について3点質問します。まず1番目、市税の滞納整理を行なう際、役所が注意しなければならない基本的なことはどんなことか。2点目、地方税法第20条の9の4の2項では、納税者が納入する延滞金を本税額に優先して、充当しなさいというそういう規定があります。滞納している税金を分納するに当たり、この本税額優先についてどのように実施をされているのか。3番目、税金を分納する中でも滞納処分、すなわち差し押さえなどが実施されるのかどうか、お尋ねいたします。

次に職員の兼業についてであります。地方公務員法の第35条では職員が職務に専念する義務が定めてあります。また第38条におきましては、職員は任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、もしくはみずから営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得て、いかなる事業もしくは事務に従事してはならないと定めがあります。つまり任命権者である市長の許可があれば、兼業が認められるのであります。職員の兼業について2点質問いたします。第1、兼業はどんな場合、現在認めら

れているのか、またその手続はどのようになされているか。2番目、現在兼業を認めている職員は何人いるのか。平成18年、19年、20年といったその移り変わりというか、人数のほどもお知らせいただきたい。

次に市長退職金の廃止についてであります。先の県知事選挙では島津市長が積極的に応援をされた蒲島新知事が誕生しました。蒲島知事はさっそく選挙公約だった自分の給料を100万円返上することを実行されました。川辺川ダムの問題やあるいは道州制への移行などが私の考えとは相容れないところもあるわけですが、まず自分の公約を実行されたということは、大変立派ではないかなあと感じております。島津市長も市長選で公約された市政懇談会の開催やあるいは新幹線玉名バイパス、新庁舎建設など着々と実行されているわけですが、一番実現しやすい市長退職金の廃止については、どうも先送りされている感じがするわけです。市長退職金の廃止について、今後どのように取り組まれていくか、市長の決意をお聞かせください。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 前田議員、乳幼児医療費助成の現物給付について、3点お尋ねでございました。3番目は市長についての見解ということでございますが、福祉部長の方からお答えすることを御了解いただきたいと思います。

まず最初の県内の助成状況でございます。乳幼児医療費助成制度は乳幼児の疾病の早期治療を促進し、乳幼児の健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため就学前の乳幼児の保険診療にかかる自己負担額を全額助成しているところでございます。医療費の支払いには、受給者が保険医療機関の窓口で支払う必要のない現物給付方式と医療機関で受診後、自己負担額を支払う償還払い方式があり、本市では支払い後に医療機関の窓口で申請できる償還払い方式を実施しております。県内の支給方法の状況でございますけれども、17自治体が償還払いのみ、それから31自治体が償還払いと現物給付を併用されております。現物給付の支給方法といたしましては、付加給付のない保険加入者でありますとか自治体内の医療機関などに限定されており、自治体で支給方法が異なっているのが状況でございます。

2点目の和水町同様にした場合の委託料でございますけれども、和水町につきましては、本年5月から熊本県社会保険診療報酬支払基金及び熊本県国民健康保険団体連合会に委託し、熊本市、荒尾市、玉名郡市、鹿本郡市の医療機関において税金等の滞納がない受給者に限って現物給付を実施されております。本市が和水町と同様のシステムを委託した場合、保護者の窓口支払いが不要になるメリットがございますけれども、導入時のシステム改修費を除く年間委託料は19年度実績件数から算出いたしますと概算で535万円の委託料が予測されるところでございます。また付加給付については公費優

先の扱いというものがございますので、審査支払機関において付加給付はないものとして処理されますため、市から支出する医療費の支払い分が増額になるということです。高額療養費につきましても審査支払機関は非課税世帯を一般の所得区分で処理するというところでございますので、こちらの事務の取り扱いがふえ、健康保険事業の療養給付費に係る調整交付金及びその事務費負担金も減額になるということでございます。

3番目の病院窓口をやめることについてのことでございますけれども、乳幼児医療費助成制度は乳幼児の健やかな成長を願い、安心して医療機関で受診されるように保護者の経済的負担の軽減を図っているところでございます。保護者の手続の負担につきましては、平成18年4月から玉名郡市の医療関係機関の御協力により、外来分は医療機関等から直接市の窓口へ申請書の提出ができるようになり、保護者の皆様から利用しやすくなったと好評であります。18年3月まではいろんな要望とか意見が寄せられておりましたけれども、最近そのような制度になってからはそのような意見というのが全くなかったというところでございます。さて、乳幼児医療費の現物給付についてでございますけれども、県内の自治体で現物給付と償還払いとの併用が3分の2の自治体で実施されております。支払基金にも5自治体が委託されておりますが、各自治体でその対象範囲というのが違います。本市が償還払いを行なっておりますのは、もう御承知のとおり高額医療費支給と各健康保険組合の付加給付金との二重払いの防止、国民健康保険の補助金関係、申請書に過誤が生じないかなどの確認など公正に適切な運営を行なっていくためでございます。当面は現在の制度を継続していきたいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 前田議員、御質問の市役所が進めた滞納整理において注意しなければならないことは何かということでございます。滞納整理は、国税徴収法及び地方税法に基づき納期限内納税者と滞納者との税の不公平感の解消と自主財源確保のために行なうもので、本市としましては、今年度も引き続き県との併任徴収制度により滞納者の預貯金等の債権差し押さえ、滞納者宅の搜索実施に伴う動産の差し押さえを行なっております。また差し押さえた物件は、一般公売会及びインターネット公売を実施することにより、徴収率の向上に努めております。このような状況におきまして、議員御質問の滞納整理において注意すべきことは、滞納者からの納税相談による生活実態や滞納原因、納税意思の有無を的確に判断し、また財産調査による担税力を把握することで滞納者の類型を見極め、資力を有しながら納税意思の欠如により納税履行が見込めない場合は、滞納処分による差し押さえを実行し、生活が困窮し資産所有もない場合は滞納処分の執行停止を行なうことにより滞納者の生活権を保護することも重要であると考え

ております。

次に分納における本税優先はどのように実施されているかという御質問でございますが、納税相談による納税は一括納付が基本でございます。一括納税が困難な場合は、滞納者の資力状況に応じて分割納付の誓約を行なっておりますが、原則として分割納付の場合は徴収猶予制度を根拠とすることが実務上の扱いとなっており、通常は1年以内に完納する納付計画書を提出し、状況に応じてさらに1年延長で完納できるような金額を示しているところでございます。議員も御承知かと思いますが、熊本県下14市の状況を調べてみますと、本税、督促料を優先し、完納後に延滞金を徴収するという方法も取られているところがあるようでございますが、本市といたしましても本税、督促を両方優先していく方向で今後検討してまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、健全な納期内納税者が納税意欲を損なわないように、税の公平性を確保する視点から総体的に分納制度をとらえて、徴収率向上を図りたいというふうに考えております。

次に分納中でも滞納処分があるのかという質問でございますが、分納は滞納額の一括納付ができない場合に猶予措置として行なうものでありまして、完納になるまでは分納誓約の履行中であっても財産調査の結果、財産があると判明したとき、特に預貯金を確認された場合には滞納処分を行なっていきます。滞納処分につきましては、今年度まで県との併任徴収体制をとっておりますが、徴収吏員としての責任と自覚を持って滞納整理を進め、徴収率向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に兼業はどのような場合に認められるか、その手続ということでございますが、職員の勤務としては、職員が勤務時間中に職務を遂行する上で、守るべき職務上の義務と、職務の内外を問わず、職員がその身分を有することによって守るべき身分上の義務に分けることができます。身分上の義務として職員が営利企業などに従事しようとする場合は、地方公務員法第38条に営利企業等の従事制限があり、営利企業と従事許可の申請が必要でございます。許可の基準につきましては、玉名市営利企業等の従事制限に関する規則に許可をしてならないものとして、1、職員が現に占めている職と当該営利企業、事業または事務との間に特別な利害関係またはその発生のおそれがない場合。2、職員が当該営利企業、事業または事務に従事しても職務の遂行に支障がないと認められない場合。3、その他法の精神に反しないと認められる場合、があります。以上3点に問題がなければ、許可をするということになります。また営利企業等従事許可申請により許可されましたものは、平成18年度から5件ということになっております。その内容を見てみますと農業経営の移譲であるとか、あるいは地域でのスポーツの指導であるとか、あるいは市の嘱託員という方もおられます。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） まず乳幼児の問題については部長の方から答弁をいたしましたので、それでひとつ了としていただきたいと思います。ただ市長として就任しましたころにこの乳幼児医療費のあり方について、複数の議員さん方からも強い指摘がありました。あるいは市民の中にやっぱり子どもを連れて診療に行き、それからまた子どもを連れてままの状態です市役所に行き手続きするというのは、煩雑に過ぎるという声が市民の中にあつたことは私も受けとめておりました。そのために当時現在の償還払い方式をとつたということでございます。その年にその償還払い方式をとつたために金額を言うのはちょっといやらしいですけれども、4,900万円の補正を組んでことに対応したということもございまして。ですから、それが私は他の市町村にトップだったかどうかは知りませんが、先駆けての取り組み、姿勢としてはそうであったというふうに自分では認識をいたしております。そのことはひとつぜひ御理解をいただきたい。ここまで来たからもうひとつここまで行かんとだめだぞという御指摘かと思いますが、そこは今部長が答弁いたしましたような事柄、事情もありますので、もうしばらくは検討させていただきたい、推移を見守らせていただきたい。ただここまで行つたけん、ここまで来んとだめぞじゃなくて、前に行つたことをね、評価、認めていただければ非常に我々としてもありがたいなあと、そういうふうに思うところです。

市長退職金の問題について、後で多田隈議員の質問にも出ていますので、同じようなことですからどがなしようかなあとおりましたが、まあ前田議員の方が先に質問がございましたので、お答えをいたしておきます。私はもともと議員であります前から率直に素朴な感情として、首長の退職金のあり方というものには疑問を持っておりました。大体市町村長で1,600万円から1,700万円ぐらいの退職金がどこの市町村でも、熊本市はちょっと違うかもしれませんが、支払われております。熊本県知事の場合は4,000万円を越す1期4年ごとに払われるわけですね。まあ素朴に考えて、ちょっとどうかなあと常々思っておつたことは事実でございます。市長選に立候補するに当たつてその条例廃止ということ掲げたわけでございます。それまでの玉名市は市長や特別職は条例によって退職金が決められております。御承知のとおり、ですからこの条例を廃止したり、変えたりすればすぐできたわけですね。ところが合併に伴つて一般職員も同じように町村の熊本県町村連合会の退職共済に加入をいたしました。そのときに一般職員と同じように特別職もその退職共済に入ったということでもあります。それで私は市長就任後にその退職共済の事務局長と事務員を玉名市まで来てもらいました。これは特別職だけこの一般職から抜くことはできないかと、こういう相談をいたしました。

ところがこれは抜けないんだそうです。皆一緒に行かなきゃいけないんだそうです。はたと困ったことは事実でございます。ですからまだ今私が退職金もらうのはまだまだちょっと先でございますのでね、前田議員はどういう御心配をしておられるのか知りませんが、選挙のときには調子のいいこと言って、後になったらそのまま得して逃げ込むんじゃないかというふうに思っているわけじゃないでしょうね。名をこそ惜しめ、私の真情でございますから、そういうふうを受けとめていただきたい。その時点になったらきちっと皆さんに御理解いただけるような決断をしたいと思っております。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） まず最初に、退職金の問題は市長から言わせると余計なことは心配せんでよかと言いなはったと受けとめてですね、市長のその廃止に向けた努力もこの間、全然しておんなはらんわけじゃ、今の答弁を聞いてですね、されてないわけではないような感じですので、今ここで市長が述べられた決意というか、その中にあったと思いますので、信じて、これだけは信じておきます。

まず、乳幼児医療費の問題ですけど、部長答弁の中にもありましたように熊本県内の自治体は今や3分の2がその償還払いと現物給付を何らかの形でミックスさせていわゆる保護者の負担をですね、やっぱり和らげるような緩和するようなそういう制度に変わっているわけです。市長はこれで私、実は乳幼児医療費の問題聞くのは3回目なんですけど、県内の状況はですね、平成17年の質問時が償還払いのみだった、そういう償還払いのみの自治体が、平成17年度質問したときには当時まだ合併も今んごつは進んでませんでしたので、全県の自治体の52%がそういった形になってたわけですけど、今回質問する際にちょっと調べた中では、償還払いのみの自治体というのは35%に減っているわけですね。ですから3分の2ぐらいの自治体は何らかの形でその現物給付とセットになったそういった制度を採用していると、これはやはり、市長は先ほど病院の窓口で手続の簡素化を図って、4,000何百万円のお金もそのとき補正をしたと。こちら辺も乳幼児医療費の助成に関するところでいろいろ担当課とも話をしている中で、窓口でお金ば全然払わんようになると医療費が逆にうんとかかるようになると、そういったですね、私から言わせると誤った認識というか、誤った議論もあるわけですよ。実際4,000万円ぐらい前回窓口払いを簡素化したときにかかったのは、やっぱりそれはそれまで立て替え払いをして結局払い戻しの請求をしていない人が相当あったんじゃないかというふうに見るのが正しいんじゃないかと。結論を言いますと、今玉名市は昔と比べるとここまで進んだわけですけど、さらに一步お隣の和水町のようにとは言えませんけれど、和水町みたいな取り組みの方向に改善をされたらどうでしょうかというふ

うなことを申し上げているわけです。ぜひ担当課におかれましては、その辺の研究をしてもらいたいと思います。何かあの付加給付があることは不公平が出てくるとかですね、いろんな何かさらに一步進むことについての言い訳ばかりか言いよんなはるような気がしてならんわけですよ、私は。現実には県内の状況は付加給付があるそういった保険については、きちんと償還払いの制度を採用しているわけですね。付加給付のないようなことについて現物給付しよるわけですよ。ぜひそこら辺ばですね、研究してもらいたい。

市税の問題につきましては、ちょっと2点再質問いたします。1つはですね、納付期限経過後20日以内に督促状を出して、その後10日を過ぎても完納されない場合は滞納処分になるわけです。その際、滞納処分を実施する場合ですね、納税者への通知はどうなっているのか。2点目が私は市民の皆さんが滞納金を支払うためにはですね、文書で納税課へ呼び出し、指導するというのもこれ当然あると思います。しかしそれ以上にですね、やっぱり市民を訪問して繰り返し訪問して納税を促すことがやっぱり何より一番大事じゃないかなあと。市民と接触する機会は十分確保されているのかどうか、18年度以降納税課というのはできて、今のような体制になったわけですけど、どういった工夫、努力がされているかなあと、この2点ですね。滞納額は年間の所得より大きくなっているという、そういったところはやはり支払い困難ということも考えられます。やっぱりいかに税金を払ってもらうかという交渉がそこで始まってくるといふふうに思うわけですが、その基本は先ほどもちょっとおっしゃいましたけど、やはり納税者の生活実態というのをしっかりと把握するというのが、やっぱり一番の基本じゃないかなあとと思いますので、今の2点ちょっと質問いたします。

兼業についてです。兼業は市役所職員の兼業は基本的には禁止されているわけですけど、市長が特に必要と認められた場合は兼業が許可されます。原則は職務専念の義務があるのに兼業を許可するわけですので、この許可というのはですね、私は大変重みのあるものだと思うわけです。全体的には5人ということでしたので、私はそれ以上おんなはとかなあと実は思っておったわけですけど、兼業を許可された職員はですね、やはりより以上にその役所の仕事を頑張らなければならない、そういう立場にあるんじゃないかなあといふふうに思うわけです。許可を出す際、5人ぐらいだったらですね、その許可証ば書いてやりよんなら、それで済みよととかどうか、あるいはもっと他のやり方でされているのかどうかわかりませんが、私が市長に兼業を許可される場合をお願いしたいことは、今、辞令交付の場合はずっと一人一人が市長室にもらいに行きなはると思いますけど、そういった形でですね、兼業も許可するけん、市役所の仕事もより一層頑張ってくれと、そういったですね、職員が仕事に対する意識を高めるような指導といふかなあ、そういったことをですね、総務部長でもどっちでもよかったですけど、どうい

った対応というか、何というか、ちょっと言い方はようわからんとですけど、兼業を許可される場合にですね、どういう職員に対する指導はなされているか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 前田議員の再質問にお答えしたいと思います。まず滞納の処分ということで通知とかあるいは訪問、そういうふうなものはどういうふうな形でしているのかというようなことだったかと思います。実際申し上げましてここに至るまで通知を出すに至るまで、かなりのやっぱり努力をしましてそして納税を促しております。そして通知をやりまして、さらに一番いいのは家庭に訪問いたしまして、接触していくのが一番いいんでしょうけども、現実的にはなかなか難しいところもございます。したがって何回かお話を電話でもしながら、そして役所の方にお出でいただいてそれから納税相談に入っていくという手続を今、行なっているところでございます。いずれにいたしましても滞納ということは、これは税の公平さからいきますと、必ず払っていただくというのが納税課の基本でございます。したがって、しかしその滞納された方には、された方のいろんな事情がございます。それを尊重しながら少しずつ税金を納めていただくというのを基本にしているところでございます。

それから職員の兼業ということでございますが、先ほど申し上げました3点、このようなものに問題がなければ許可をするということでございますので、前田議員おっしゃいましたところがちょっと私も通じないところございますけれども、そういう問題がないから許可をするわけでありまして、別に指導をその場ですするというものはいかななものかなあというふうな気はいたしているところでございます。いずれにしても、そういう兼業の禁止に該当しないようにしっかりその件は見て基準に照らし合わせて許可をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 税金は納税の義務があります。払うのはこれは当たり前だと。しかし私も時々やっぱり納期ば忘れてですね、督促状が来て、あらら100円ついておると。そんなら持って行かんとでけんということで、納期限に意図的じゃないですけど、ちょっと忘れるようなこともあります。しかしそれがですね、やっぱりたまりたまってどんどんどんどんなかなか支払い困難になってくるというのがさっきも言ったようなですね、状況が出てくると思いますので、早めの接触というんですかね、これからもさらにあの努力してほしいと思います。それとですね、市税滞納整理に当たっては最後

にちょっと一言申したいと思っておりますのは、滞納者の実情をですね、十分確認調査しないうちに、まず差し押さえありきというそういう徴収行政にはならんでほしいと。ありませんと言う声が聞きよるですけど、またあの生存権的財産やあるいは滞納者の人権ですね、これはやっぱり滞納整理と言えどもしっかり守らんとでけんと思っておりますので、ぜひ気をつけてやってください。

以上で私の一般質問終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時08分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番 大崎 勇君。

[15番 大崎 勇君 登壇]

○15番（大崎 勇君） 15番議員、大崎でございます。このたびは何十年ぶりにですね、企業誘致ができるようでございます。島津市長の人名の広さに改めて感銘するわけでございます。それでは3点ほど一般質問したいと思います。

明辰川整備計画の状況、周辺支線排水路および大開地区湛水防除機場整備についてお伺いいたします。

まず1点目に明辰川の整備計画についてでございますけれども、明辰川の整備計画については以前2回ほど一般質問を行ってきたところでございます。その都度前向きな答弁をいただき、執行部には感謝申し上げる次第でございます。例年のことではあります。雨季を控え明辰川流域の住民は農作物の湛水被害に不安を感じながら農作業に従事しておられます。早期着工、早期完了を強く望んでいる状況であります。平成16年度から県の調査費に基づき、地域住民の意向調査等いろいろな角度から調査が行なわれ、本年度も県において調査費がついていないと聞いております。そこでお聞きいたしますが、今までの取り組みの内容と本年度の調査内容及び次年度以降の計画について、わかっている範囲で結構でございますので、答弁をお願いいたします。

それから2番目に周辺支線排水路の整備計画についてお伺いいたします。横島地区県営圃場整備事業の地区内である栗の尾、大園地区内の支線排水路は三方張りにより整備がなされ、明辰川と甲申川に囲まれた地区、通称6番開きはまだ計画もなされていない状況にあります。上流部、栗の尾地区の整備により下流域である当地区、特に、神崎地区から明辰川へ排出されるべき排水が、明辰川の増水により逆に明辰川方面から支線排水路へ逆流し、地区内の施設園芸に湛水被害を及ぼしている状況でございます。明辰

川の改修ができなければこの問題は解決できないとは思いますが、改修までには相当の期間もかかると思います。それまでの期間でも一部ポンプの設置や地区内の幹線排水路や支線排水路のしゅんせつ等による甲申川への排水等の検討はできないものかお伺いします。

3点目に大開地区湛水防除機場整備についてお伺いいたします。大開地区の圃場整備、排水路整備もほぼ完了し、梅雨の時期を迎えようとしています。排水路は三方張りのため一度に大量の雨水が機場周辺に押し寄せてくるものと思われます。21年度からは60町地区の整備計画がなされており、その60町の半分ぐらいが大開地区に排水されると聞いております。大開機場の1号機は昭和54年に設置され、約30年近くなりいつとまってもおかしくない状況にあります。そこで県にお願いしてもう1機設置できないものか、お伺いいたします。それから2号機の冷却水は地下水を利用していますが、54年度に設置されました1号機の冷却水は排水路の排水を利用しているため、故障が多く一度とまったら、1時間ぐらい冷却しないと稼動しないそうでございます。即急に地下水と接続されるようお願いいたします。

以上、3点を質問いたします。島津市長から1つでもいいから答弁お願いします。議会報に大きく取り上げたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 大崎議員の明辰川整備計画の状況と周辺支線排水路の整備計画についての御質問にお答えいたします。明辰川流域は玉名管内でも農業が大変盛んな地域であります。地域の排水路は老朽化や沈下等により周辺の農地被害や人的な被害も懸念され、農業経営の安定を図るために早急な整備が必要な状況でございます。平成16年度から平成19年度の間で流域計画調査、営農に関するアンケート調査、干拓地内の排水調査、六枚戸周辺の工法検討のための明辰川下流域のかんがい排水事業調査、護岸・サイホン等を検討する昭栄地区のかんがい排水事業調査が実施されております。また中流、上流地域では平成16年度での断面及び堰についての再調査、再検討が実施されております。県では平成20年度に明辰川の上流、下流の整備と昭栄地区における排水対策を検討し、事業の方向づけをしたい意向のようでございます。明辰川の整備については今後も関係機関と協議を十分に重ねながら、改修事業の早期採択実現に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に周辺支線排水路の整備計画についてお答えいたします。御質問の六番開につきましては、平成8年度から15年度まで実施されました県営甲申川地区かんがい排水事業におきまして、町から地元役員に対し、支線排水路整備を打診した経緯もありまし

た。その後地元からたびたび整備の要望があり、市では60町地区整備後に六番開き支線排水路整備の計画要望をしたいと考えております。議員のおっしゃられるとおり、大雨時には明辰川の水位が上昇し、フラップゲートが閉塞することから排水は甲申川へ流れるしかありませんので、地区内排水路の整備が必要となります。また一部ポンプの設置につきましては、早急な状況の把握に努めてまいります。そこで地区内排水路整備ができるまでは、農地・水・環境保全向上対策事業によりしゅんせつ等の維持管理をしていただきたいというふうに考えております。現在地元の各農地保全隊では支線排水路のしゅんせつ、用水路の修理などを実施し、施設を有効に活用するための活動に取り組んでいただいているところでございます。

次に大開地区湛水防除機場整備についてお答えします。御質問の内容にありましたとおり大開地区内の整備、さらに上流部の整備により水の流れが速くなり、今まで以上の雨水が短時間に大開排水機場に押し寄せてくるものと考えられます。昭和54年に設置された毎秒4.2トンの排水能力を持つ排水機が老朽化しているのは事実でございますが、平成21年度から施設の長寿命化を目的としたストックマネジメント事業によりその調査を行ない、機能維持及び安全性の確保のため補強工事を行なう予定です。また排水機の設置につきましては、単県農業農村調査計画事業により、排水解析を行ない、現状を把握したいと思っております。確かに議員が申されましたように大開機場の冷却水は排水路の水、そして大開第二は地下水を利用しております。昨年まで大開機場は圃場整備事業による面整備及び排水路等整備でのごみ流入により取水管とごみこし機にごみが詰まり、運転者の方は大変な苦勞をなされました。しかし現在では1回の運転では停止することがなくなったと聞いております。昨年ポンプ業者から地下水を利用した冷却方法について提案があり、その検討を行ないましたが、より効率的な冷却方法を業者に指示しております。再度早急に業者との打ち合わせを行ない、最良の改善策を検討していきます。これから梅雨を迎え担当者は休日、昼夜問わずその対応に精いっぱい努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 大崎議員の触れられました明辰川あるいは六番地域あるいは大開機場の周辺、もともと大浜地区も含めて、わが玉名あるいは玉名だけじゃない熊本県下で見ても一番盛大な園芸地帯であります。私どもの玉名市にとっても極めて大事な農業地帯、園芸地帯と言えらると思っております。そういう中で一番大きな海岸線沿いの悩みはやっぱり排水の問題です。排水湛水の問題が一番大きな問題だとずっと認識をいたしております。明辰川につきましては、今部長の方から申し上げましたようにあるいは御本人も御承知のように、数年前から県の方で調査を開始いたしていただいております。一

方、末広地区は済みましたが大浜地区、烏帽子地区の圃場整備事業にも取りかかっているという事情もあり、すぐこれにかかれる状況にはなかなかないのかなあと私も思っておりますが、県議時代から私も非常に強い関心を持っておりました。湛水排水の整備と共に五枚戸、六枚戸は非常に文化財としても横島の海岸堤防と共に大事な史跡だと言われておりますし、一方下へおりてまいりますと、干拓地内の墓地等もあります。一体的に整備する必要性をずっと私も感じておりましたが、県とよく相談をしながら進めていかななくてはならないかと思っております。

一方排水の問題については、何かこれまでの経緯がいささかあったように伺っておりますが、私も先般横島支所の方の担当の者に事情をちょっと聞きましたが、今部長が答弁いたしましたように、とりあえずは農地・水・環境整備事業、これまで玉名市あるいはそれまで横島土地改良ですが、の事業に属する類の事柄かなあとと思いますが、土地改良事業の場合は金額も非常にわずかでした。決して多くなかった。農地・水の取り組みになってから、その事業幅は多分に広がっている部分があります。これは非常に有利な部分だと受けとめておりますから、ぜひ地域の皆さんはこの農地・水・環境事業を利用して、排水対策を講じてほしい。同時に明辰川への排水が今の段階で無理だというのであれば、その農地・水・環境を利用した工事と共に甲申川流水の方に引っ張っていく方法はないのか、市の耕地課そして支所の建設経済課一緒になって考えてほしいということを示しておきました。何らかの結論を出さなきゃならん、そういうふうにお思っております。大開地区についてはこれまでもあの周辺、何回となく湛水被害を起こしております。県の方にも強く要請をして湛水事業の充実が図られるように申し上げてまいり続けておきます。よろしくお願ひします。

○議長（小屋野幸隆君） 15番 大崎 勇君。

[15番 大崎 勇君 登壇]

○15番（大崎 勇君） 市長の前向きな答弁ありがとうございました。特に明辰川の整備につきましては、16年度から調査費が4、5年続いておりますのでぜひ着工、早期着工ができますようお願いいたしまして、一般質問終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で大崎勇君の質問は終わりました。

11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 公明党の青木壽でございます。通告の順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに学校の耐震化の推進についてお尋ねをしたいと思います。先の中国四川大地震では学校倒壊で多くの児童・生徒が生き埋めになり、死亡した教員や生徒が全犠牲者の1割を超える被害を出しました。公立学校施設は地震等の非常災害時に児童生徒の生

命を守ると共に住民生活の緊急避難場所としての役割を果たすことからその安全性の確保が不可欠であります。しかし現在、耐震化が確保されている建物は約半数に過ぎず、他の公共施設と比較しても耐震化への取り組みがおこなわれていると言われております。学校耐震化の重要性を改めて突きつけたのは、新潟県中越地震と福岡県西方沖地震であります。2004年10月23日に最大で震度7の揺れが襲った新潟県中越地震では、新潟県内の学校施設のうち国立学校4校、公立学校315校、私立学校75校で被害が出ました。それぞれに程度に差があるが、校舎の柱やはりが破壊されたり、壁の多数のひび割れ、体育館内外の崩落や天井板の破損、グラウンドの一部陥没、亀裂などが報告されました。文部科学省が発表した調査によれば全国の公立小中学校の校舎や体育館など13万853棟のうち、耐震性のある建物の割合は昨年度に比べて2.7ポイント増加したものの51.8%、6万7,752棟にとどまり、耐震性の整備がおこなわれている現状が浮き彫りになりました。現行の耐震基準では震度5程度では損傷がなく、震度6、7程度の激しい揺れでも倒壊しないことを目標にしております。1981年の建築基準法改正で導入されたが、これ以前の建物はほとんど改修が必要と言われております。調査した13万棟のうち、81年度以前の建物は63.9%、このうち改修済みを含め耐震性があると確認された建物は15.7%に過ぎなかった。残る48.2%「耐震性はなし」か「未確認」であります。耐震化率を都道府県別に見ると東海地震の危険性が指摘されている地域が上位を占め、1位が神奈川県で80.6%、静岡、三重、山梨各県も70%以上と高かったが、中国、九州は大変低いところが多い。香川、長崎、徳島の3県で40%未満など地域で格差が大きく広がっております。熊本県では40%をやや超えて42.9%にとどまり、全国第36位であります。一方耐震性の有無を調べる耐震診断については、81年度以前の建物のうち実施済みの棟数は前年比11.1%増の56.3%で自治体の積極的な取り組みが伺えます。しかし、耐震診断すら受けていない建物が依然として約4割も存在しております。また耐震化率と同様に地域格差も大きく、診断実施率が70%以上が10都道府県がある一方で、40%未満は熊本県を含め16県に上がっております。そこで玉名市における1981年以前の学校施設の耐震診断と耐震化についてどのような状況なのか、また耐震診断を行なって危険な状況が見つかった場合は、改修また補修が考えられますが、これまでの取り組みと今後の方向性をお示しください。

次に携帯電話の普及とリサイクルについてお尋ねをします。この携帯電話の普及については、特に小中学生を対象にして御質問いたします。リサイクルについては全般に当たります。小中学生を対象とした携帯電話に関する調査によると携帯電話を所有しているのは、全体で3割ほどで学年が上がれば上がるほど所有率が高くなり、中学生になると約半数以上が所有しているようであります。携帯電話を持っていない小中学生にそ

の理由を尋ねると一番多かったのは「欲しいけども買ってもらえないから」19.2%、そして男女別に見ると「欲しいけども買ってもらえない」女の子が71.3%、男の子は50%。でこれは女の子が多い。「自分には必要がない」と思っている子が男の子では37.8%、女の子では13.3%、男の子が多かったそうです。また、今後の携帯電話の購入予定は全体では、今はないが60.2%が突出しており、学年別で見ると小学生では「今はない」が多いが、中学生になると「入学祝で買ってもらおう予定」が37.5%で、購入予定ありと購入予定なしの二極化にあります。最後に持っている携帯電話の機種ですが、大人向けの電話を持っている、そういう子が68.3%、今流行の子ども向けの携帯電話が31.2%、小学校3、4年生では子ども向けの割合が高いが小学5、6年生、中学生になると逆転して大人向けの携帯電話の割合が高くなっているそうです。そこで玉名市での小中学生の同様な携帯電話に対する保有状況についてお尋ねをいたします。子どもに携帯電話を持たせる前に子どもが被害に遭わないように十分にその危険性を話すことが大事となってまいりました。かねてから指摘される携帯電話の利用も親の的確な指導がなければ大変な事態に遭遇することになります。今、携帯電話を利用した事件が話題になっております。その1つに携帯電話を利用した学校裏サイトなるものがあります。ある特定の学校の情報のみを扱うインターネット上の匿名掲示板であります。本来の目的は学校行事やテストの情報交換などで使われたようです。しかし同級生や教師の悪口から次第にエスカレートして実名を挙げ、わいせつな画像を送信し、個人攻撃するなど極めて陰湿ないじめの舞台になっております。それが集団化した場合さらに恐ろしいいじめとなり、村八分のようなことが起こると言われております。いじめが陰湿でさらに高度化していくゆえに発見は難しい面もありますが、玉名市では私が父兄に何人か聞き取りをした限りでは、この学校裏サイトなるものが存在し、実際に目にしたということも聞きました。この学校裏サイトの存在は玉名市はいかがでしょうか、お尋ねをします。さらにこの裏サイトなどに対していじめ根絶のために学校側としても、いじめの前兆を一刻も早く発見していく取り組みが必要と考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。そしていじめは問題はいじめた側の家族への対応であります。いじめに遭った被害者側が大変な思いで苦労を重ねたあげく、学校を変えざるを得ない場合もある一方で、加害者側は今までどおりいつもどおり通学していることに関して、いじめを犯したとの事実の重みを感じて厳重なるけじめをつけるべきと思いますが、いかがでしょう。そしていじめた側の加害者側の子どもや家族に対して学校や教育委員会はどのように指導されているかお尋ねをいたします。小中学生の携帯電話の所有に関しては5月17日政府の教育再生懇談会では子どもを有害情報から守るために小中学生に携帯電話を持たせないとの提言をいたしました。もちろん強制力はありませんが、この提言に対して教育委員会はいかなる御見解をお持ちで

しょうか、お示してください。

最後に携帯電話のリサイクルについてお尋ねをいたします。携帯電話のリサイクルを推進する大きな目的は、産業競争力のかなめと言われるレアメタルなる希少金属が携帯電話に含まれているからであります。レアメタルの安定確保は喫緊の課題となっており、使用済みで廃棄されるIT機器や携帯電話、家電製品の中に眠るレアメタルや貴金属を鉱山に見立てて、都市鉱山として注目を集めています。そして携帯電話をリサイクルするためには何とんでも使用済みの携帯電話の回収が不可欠であります。携帯電話には金、銀などの貴金属と共にリチウム、インジウムなどのレアメタルが含まれているため3Rのリデュース・リユース・リサイクルの観点から適切な処理と有用資源の回収に大きな期待が寄せられております。国内の都市鉱山には貴金属の金が約6,800トン、銀が約6万トン、レアメタルのインジウムが約1,700トン、タンタル約4,400トンが蓄積されていると言われております。これは世界の金の現有埋蔵量の16%、銀では22%に相当いたします。そこでこれらの有効資源を活用するために携帯電話は捨ててはいけないうものとして、ごみ分別案内等を広報やごみカレンダーに記載し、市民に広く周知徹底を図っていくことや廃棄する場合には購入した店舗で処理することなどを同様に周知することが大切と考えますが、当局はいかがお考えでしょうか。この2点をして続けます。

○議長（小屋野幸隆君） 教育次長 前田敏朗君。

[教育次長 前田敏朗君 登壇]

○教育次長（前田敏朗君） 青木議員の学校の耐震化推進についての御質問にお答えいたします。小学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習や活動の場であるとともに災害発生時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担う施設であることは周知のとおりでございます。議員御指摘のとおり耐震基準が1981年に改定されましたことにより、文部科学省から改定以前に建築された建築物については、耐震化優先度調査を行ない、耐震診断及び耐震改修に取り組みを指導されておるところでございます。玉名市としましては、平成18年度に耐震化優先度調査を実施しております。現在の取り組みとしましては、優先度の高い老朽化の著しい施設から整備しているところでございます。平成20年度本年度には豊水小学校の管理教室棟改築工事を着手しており、平成21年度には玉名町小体育館及びプールの改築工事を着工の計画でございます。教育施設の計画的な整備を図り、児童生徒の安全性の確保を図るために今後の方向性として、学校の耐震診断及びそれに基づく耐震改修、改築工事等を計画的に整備を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 携帯電話の普及につきまして、青木議員の質問にお答えいたします。玉名市内の小中学生の携帯電話の保有状況ですけれども、小学校においては数校に聞き取りをいたしましたところ、高学年では多い学年では10数名、少ない学年では全く持っていないという状況でございます。また低学年においても極わずかではありますけれども、安全確保のために保護者の判断で持たせているというようなケースもあると聞いております。小学生の場合は主に家族との連絡に使われている状況でございます。一方中学生におきましては、中学1年生において約16%、中学2年生で約18%、中学3年生で約24%という状況でございます。学校別では保有率の高い学校で28%、低い学校で約6%、こういう状況でございます。携帯電話の利用状況といたしましては、塾の送迎等における家族との連絡、友人との連絡、その他ゲームやインターネット、音楽を聞くと、そういうのに利用しているという状況にあります。なお、各小中学校においては携帯電話の使用については、学校での使用は許可いたしております。

次に学校裏サイトについてでございますが、各学校において職員研修を実施したり、保護者への周知協力依頼を図ったりしております。また各学校においては生徒からの聞き取りやネット検索を行ないながらその存在について把握を行っておりますが、なかなか把握が難しいというのが現状であります。しかしネット掲示板等において生徒の人権を侵害するような書き込みを行ない、それが原因でいじめが起る場合がありますので、今後も引き続き学校裏サイトの存在について把握し、適切に対応するように各学校に指導してまいりたいと思っております。また実際にいじめが発生した場合の対応につきましては、当該生徒の心のケアをしながら状況把握と書き込みの削除依頼を管理者に行なうとともに、いじめを行なった生徒及びその保護者へ事実を伝え指導を行ない、家庭や関係機関とも連携しながら対応していくことが重要であると考えております。

次に教育再生会議が出された提言につきましては、教育的な観点から小中学生に携帯電話を持たせないということですが、有害情報のはらんし、子どもたちが犯罪に巻き込まれる危険性が高いことや子どもたちがこれらの情報に対して正しく対処するだけの力がまだ十分に育っていないと、こういうことを考えますと、この提言は大変意義のあるものであると受けとめております。今後も各学校における人権教育や情報モラルの教育を充実させていくことで携帯電話によるいじめや犯罪等の防止に努めてまいり所存でございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

[市民環境部長 黒田誠一君 登壇]

○市民環境部長（黒田誠一君） 青木議員の携帯電話の普及とリサイクルについての御質問に御答弁いたします。使用済みの携帯電話の電子部品には金・銀・パラジウム・プラチナなど貴金属が含まれており、一般ごみとして排出されますと貴重な資源の損失となり、投棄されれば環境破壊にもつながるおそれがございます。また販売店への回収数がここ数年低減の傾向にあり、その理由といたしましてデータや電話帳のバックアップ用に保管したい、あるいはゲーム機やカメラなど電話以外に利用するなど手元に保管し続ける人がふえていることが考えられます。ごみとして清掃センターに搬入される携帯電話は年間数個ではございますが、個人情報の流出や環境破壊の未然防止、希少金属の回収再利用といった観点からも通信事業者や製造メーカーによりリサイクルシステムが確立されておりますので、販売店への返却を徹底していく必要がございます。市といたしましては昨年度配布いたしました家庭ごみの分け方、出し方の中に販売店への返却について明記をしておりますが、今後ごみ収集カレンダーや広報紙等にも掲載をいたしまして協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 学校耐震化については、きのうも雨が降りました。やはり避難場所としての利用はあります。やはりそこには避難して、本当にこの大丈夫かな、この体育館は大丈夫かなという、そういう思いがなくして本当に安心して、そういったことが行なわれるよう要望してまいります。またこの耐震化についての、きのう参議院の本会議がございましたが、暴挙なる問責決議案の可決の前にこの地震対策特措法というのが成立しました。これは地震補強事業の国庫補助率を現行の2分の1から3分の2に引き上げると、そういうものです。また地方交付税の措置を確実にする、また耐震化診断への結果の公表を義務づけるというふうな法律がきのう成立いたしましたので、またこれも御参考、御活用をお願いしたいと思います。

あと、携帯電話につきましてはですね、やはりこれもまたきのう暴挙なる問責決議案の可決前に有害サイトを規制する法律が参議院を通過しました。しかしその有害サイトといわれるその何が有害なのかというのはまだ未知数なことがあって、いろいろ課題があるそうなんですけど、またこれもよろしく願います。そしてこの学校裏サイトを使ったそのいじめについてはですね、特に心理障壁がないそうです。心理障壁というに向かって相手に話すことと違って、携帯電話というのは全く顔も見ない、心理障壁、壁がないことによって何でも言える、何でも話せるというか、いじめの材料に使ってしまう、そういうことが大きな問題になっておりますので、どうかこの辺のことよろしくお

願います。

またリサイクルにつきましてはモバイルリサイクルネットワークというのは、こういう機構があるんですけども、そこでやはり携帯電話を処分した人は全体の16%だといっております。ただ捨てた人はやっぱりごみで捨てたという人が4割なんですね。ごみと一緒に捨てた。こういうやはりある意味宝の山でございまして、有効に使っていききたい、そういうふうに思います。よろしく願いいたします。

質問を続けます。3番目、子どもたちのアレルギー疾患に対する取り組みについてお尋ねをします。文部科学省が監修し学校保健会が作成した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが、今年4月以降全国の教育委員会、学校に配布され、アレルギー疾患のある子どもたちを学校や園でどう支えるかといった視点での取り組みを促しております。このガイドラインは文部科学省のアレルギー疾患に関する調査検討委員会が平成19年4月全国の公立小中高校を対象に行なった調査を基に学校におけるアレルギー疾患への取り組みの推進に向けた方策を提言したことを受け、同報告書に盛り込まれた共通理解に基づく取り組みを具体的に示したものと位置づけられております。アレルギー医療の現状を患者の視点から見ると、医療機関を選択する情報もなく、またはたまたま受診した医師の資質によってその治療やその後の生活が大きく左右され、学校生活などで著しいQOL、いわゆる生活の質ですね、この格差を生んでおります。先の文部科学省のアレルギー疾患に関する調査委員会の報告書によると、学校が各種の取り組みを行っていると答えた割合はかなり高いものの、実際にアレルギー疾患に悩んでいるお子さんを持つお母さんに聞くと実際とは違う、こんな対応してくれないという声が多いのが現状だそうです。いかに立派なガイドラインができて実際に学校現場で生かさなければ意味がありません。そこで玉名市におけるアレルギー疾患の有病率の実態はどうか、中でも重い症状であるアナフィラキシーを起こす子どもたちはどのぐらいいるのか。また学校などでどう必要な対応を行なっているのか。基本的な方針をお示してください。

最後に4番目、市民相談体制の充実についてお尋ねをします。具体的には自殺問題、多重債務問題など、市民の苦悩を取り除くセーフティーネットとしての相談体制を早急に整備していただきたいとの強い願いから、この問題を提起させていただきます。自殺は個人の問題だけでなく、社会の問題であると位置づけられた自殺対策基本法は平成18年10月に施行されました。平成18年度における交通事故死亡者は全国で6,352人、これに対して自殺による死亡者数は3万2,155人、交通事故死のなんと5倍という恐ろしい社会現象となっております。交通事故死亡事故の撲滅を目指す取り組みは多く見られるものの、自殺対策については未だ不十分であると言わざるを得ません。自殺率ワースト1の秋田県では自殺予防対策が具体的に行なわれ、自殺者を減少させる

成果が見られました。特にうつ病対策が極めて有効な自殺予防の対策の1つであると考えられ、うつ的な状態になっている人の悩みを第三者が聞いて、その人のストレスを発散させる「相談ネットワーク」の充実、市民を巻き込んだ相談活動などの取り組みが自殺者を減少させる具体的な数値となって表れております。うつ病は心の風邪とも言われております。だれもがかかる可能性があります。しかし必ず治せる病でもあります。従来の自治体ではうつ病対策などから福祉部の障がい福祉課が自殺対策の中心となっていることが多いようですが、自殺を社会問題として位置づけ、国と同様に行政と民間団体との協力、市民への啓発や相談体制の充実を考えれば、企画部や市民環境部などの連携が重要ではないかと考えます。市民相談における心の相談体制、自殺予防対策を早急に確立していただきたいのですが、当局の御見解をお示してください。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 青木議員の子どもたちのアレルギー疾患に対する取り組みについてお答えしていきたいと思いますが、アレルギー疾患といいますとかなりたくさんいろいろな例があります。アトピー性皮膚炎であるとか食物アレルギーであるとか、薬疹、花粉とかですね、いろいろなことで起こるアレルギー疾患がございます。小学生・中学生、小学生集計してみますとですね、参考までに集計してみますと4,000名以上おりますが、そのうちの508名ぐらいが何らかの疾患を持っております。それから中学生2千数百名の中で267名ぐらいですね、合計しますと775名ぐらい何らかのアレルギー疾患を持つということになっております。そこでお尋ねのその中でも特に議員がおっしゃるアナフィラキシーのある児童生徒について、お答えしていきたいと思っております。花粉症等の病気はそれぞれ鼻とか目など体の一部に出現しますけれども、アレルギー反応によるじんま疹などの皮膚症状あるいは腹痛、嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといわれております。原因といたしましては、ほとんどが食物でそれ以外に昆虫刺傷とかあるいは医薬品などが問題だと言われております。またアレルギー反応によらず運動などによって起こる場合もあるということがございます。玉名市の小中学校の児童生徒のうちアナフィラキシーのある児童生徒は、調査した結果7名程度おります。学校では入学時や毎年の保健調査、健康診断や保護者からの申し出によりアレルギー疾患等の把握を行っております。配慮を要する児童生徒につきましては、保護者から詳しく聞き取りを行ない、職員会議等による全職員への共通理解を図り、校医やかかりつけ医院と緊急時の対応を確認しあっております。また除去食が必要な場合には家庭や給食センターと連携を取りながら、その対応を行っておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 青木議員の市民相談体制の充実についての御質問にお答えをいたします。近年、年間3万人を超える方が自殺で亡くなっているということは誠に痛ましい事態であり、深刻に受けとめる必要がございます。自殺は個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、その背景にはさまざまな社会的要因があることを踏まえ、議員御指摘のように総合的な対策を確立すべき時期であると考えております。国においてもこれまで各省庁において、自殺予防対策に取り組んでこられたところでございますが、先ほど議員の御質問にございましたように平成18年10月28日に「自殺対策基本法」が施行され、これに基づいて自殺の防止及び自殺者の親族等への支援の充実を図るなど、自殺対策の総合的な推進が図られております。また平成19年6月8日の閣議で自殺対策基本法に基づき、推進すべき自殺対策の指針である自殺総合対策大綱の決定がなされております。この大綱は社会的な取り組みにより自殺は防ぐことができるということを明確に打ち出すとともにうつ病対策とあわせ、働き方を見直したり何度も再チャレンジできる社会をつくり上げていくなど社会的要因も踏まえ、総合的に取り組むこととされております。玉名市におきましても、これまで年間の自殺死亡者をカウントしている記憶はございませんが、玉名市も全国同様に中高年男性の死亡者の割合は高く深刻な事態であると考えております。先ほど申し上げましたように自殺には健康問題、経済、生活問題、家庭問題のほか、多重債務や長時間労働、失業率の増加に代表される雇用、経済環境の悪化や人生観、価値観の変化などさまざまな社会的要因が複雑に関係しているとされており、単に個人の問題としてとらえるのではなく社会的要因も踏まえた総合的な施策を実施する必要があると考えております。現在玉名市では専門の相談員を市民課に配置し、市民相談室長と2人体制で毎月多岐にわたる市民相談に応じております。また商工観光課におきましても、多重債務について毎月第1・第3水曜日の2回午後から文化センターにおいて専門の相談員である司法書士が相談に応じております。1人でも自殺者を予防するため市民相談に見えられた際に、心の健康についての不安や悩みの相談にも応じ、また相談体制をより充実してまいりたいと考えております。それから社会的、経済的視点も含めました総合的な自殺対策につきましては、今後十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 11番 青木 壽君。

〔11番 青木 壽君 登壇〕

○11番（青木 壽君） 子どもたちのアレルギー疾患に対する取り組みについてですが、私の同級生で東京で中学校の教師をしている同級生がいます。このことについていろいろ話しました。その中で彼はこう言っていました。こういうアレルギーを持つ子どもに対する健康教育が今大事だよという話をしてくれました。これは何かと言いますと、保健体育の授業であるクラスの生徒全員にぜんそくの様態や治療の話をした、その上で聞いてみると自分の生活を見直す体力やストレス、食事のことに気をつけようと思った子どもがいた。ぜんそくの子どもたちへの支援、共感の気持ちを持つようになった。自己管理の大切さ、そしてそうした人に対して自分は何からできるか、そんなことも気がついた。ぜんそくで困っている友達を何としても支えたい、そんな共感の気持ちをこのアレルギー疾患を通して、彼は教育、健康教育の大事さを教えてくれました。こうした健康教育を行ない病気を正しく理解することで、今の学校教育に欠けているかなあと思う共感の心をまた育てる事も大事だと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

また市民相談体制の充実についてでありましたが、やはり熊本県でも平成16年には自殺で亡くなった方が506人いる。そして交通事故死が160人、3倍ぐらいです。506人といいますと毎日どこかで熊本県でも1人は自殺をしている、また2人自殺をしていることもある、そんな状況でございます。どうか市といたしましても大変この横断的にまた総合的に対応しなければなりません。どうか玉名市もそうした悩む人たちの駆け込み寺であって欲しい、そんなことを思ってまた要望として一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で青木壽君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時23分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長をいたします。

7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） こんにちは。7番議員の近松です。最後になりました。2時間ほどいいという先輩の声もありましたので、落ち着いて頑張りたいと思います。

まず最初に事業所別の予算書、立派なのを作成していただきまして執行部の皆さんありがとうございました。ニセコ町それから川副町、宮脇町、いろんなところで立派な事業所別予算書できてましたけども、それに引けを取らない思ったよりもすばらしい事

業所別の予算書で、大変勉強になっております。まだ今後も作成継ぎ足していかれるんだろうと思いますけれども、楽しみにしておりますのでよろしくお願いいたします。

そしてまた豊水小もいよいよ本当に本格的に建設が始まるということで、この日になって私もやっぱり本当に新しくなるんだということ実感しまして、大変嬉しく思っております。御努力ありがとうございます。

では、先日私滋賀県の全国市町村国際文化研究所で開催された議員特別研修に参加してきました。参加者は函館から熊本まで全国から40数名の議員であり、研修ではその議員の所属する自治体の財政状況の資料が配布されました。ちなみにだれと行ったかといって、非常に心配される方もいますのでお知らせしますと、熊本県では合志市とそれから富合町と玉名市近松、熊本は女性でした。そこで40数名の議員の出身の自治体の財政状況の資料が配布されたわけなんですけども、財政力指数で見ますと玉名市は参加者の自治体の中で財政力指数が低さで下から3、4番目でした。玉名周辺の自治体見ても地方はこんなものかなあと感じておりましたけども、東海村の1.9は特別としても財政力指数0.7、0.8、0.9などの自治体がたくさん並ぶ中で玉名市の財政の厳しさを目の当たりにしてきました。

先日新聞紙上で地方交付税に算定されているはずの図書費が学校に十分回っていない自治体が多いということにつきましては、玉名市も当てはまるのではないかとと思われるような図書室もありますけども、そしてさらに図書補助員の充実など課題は多く抱えていること決して忘れてはおりませんが、まず今回は健康づくりとごみ減らしに集中して、この点での経費節減を図り、その後図書の充実につなげていけたらいいなというふうに思っております。

ところで税務課では昨年より悪質滞納者に対して毅然とした対応を取り始め、財産差し押さえという実力行使が行なわれています。私は、ここまでやるのかとその職務に携わる職員の市民や職務に対する責任感に対して感謝の気持ちを持つとともに、行使する立場の職員が抱くであろう悲しみを思うと心から本当に御苦労さまですと申し上げたい気持ちです。ところで税の徴収率を上げる正直者がばかを見る世の中にしてはいけない、この努力に対して他の課がそれだけの節税意識を持って仕事をされているのかという視点から、今回再びごみ問題と食育について質問させていただきます。このことについては以前にも似通った質問をしておりましたが、その後市としての動きが具体的に増えてきませんので、時間もかなりたちましたので、今回は具体的な回答をお願いいたします。

まずごみ問題についてであります。私は昨年12月議会で小中学校の調査結果や乳幼児医療費のデータに基づいて、玉名の子どもたちが心身共にひ弱になっているのではないかと申し上げました。その対策として生ごみ減量の効果も兼ねて、生ご

みりサイクル元気野菜づくり、家庭における生ごみ堆肥づくりを普及させてはいかがかということを申し上げましたところ、生ごみりサイクル講習会の開催や地域で核となるリーダーの育成の検討など非常に前向きな回答をいただいたわけですが、その後まだ動きは見えていませんが、どうなっているのでしょうか。一方では業者委託して市が生ごみを回収したらよいのではないかという声が聞こえてきています。国が2015年度までに事業系ごみや産業廃棄物も含めて、ごみを20%削減する計画を考えています。この20%という数字は生ごみを堆肥化しなければ達成しかねる数字ですから、生ごみを回収し、堆肥化することはいずれ検討していかなくてはならないことだと認識しています。しかし生ごみ堆肥というのは牛ふん堆肥などと違い野菜の皮、芯、根など生理活性物質を多く含むため、生命力あふれる野菜ができると生ごみりサイクル元気野菜づくりが注目されてきている今日、まずはこのことを多くの市民に知らしめることが先決ではないでしょうか。今は何でも専門家任せの世の中で、出産は病院、生まれたら保育園、病気をすれば病院で薬、しつけも勉強も学校任せ、食べ物は店で買う、生ごみの処理は行政、しかし何でもかんでも専門家任せでは、市民の知恵と力の発揮どころがなくなってしまいます。本当はある部分は自分たちの手に取り戻さなくてはならない時代になっているのではないかと、そしてそれは現代社会にとってとっても重要なことではないかと常々私は考えています。それがいわゆる生きる力ではないかとそのように考えています。生ごみを堆肥にして、野菜や花を育てる、これは立派な地域の共通の話題になり、地域づくりにも役立ちます。先日は魚のあらなどで堆肥をつくりナスを育てたら1本のナスから320のナスが実ったと写真まで見せてくださった方がいました。このナスをつくった方の感動が伝わってきます。こんなわくわくする体験をもっと多くの市民が味わえるように、今はまずより多くの市民に生ごみ堆肥の魅力を伝えることに力を入れてもらいたいと思います。そのために講座を開催し、生ごみりサイクルリーダーや堆肥名人などの人材育成をどんどん進めて玉名をもっと元気にしてもらいたいと思います。私自身も生ごみ堆肥での野菜づくりを体験してみて、これは素人が無農薬野菜つくるのに一番簡単な方法だと思っています。市民と行政との協働が不可欠と言われている今日、私は行政が本気で市民と一体になって取り組んで目に見える1つの成果を出してもらいたいと思います。納税課が財産を差し押さえしてまで、職責を果たそうとしているその気概をむだにしてはならない。生ごみで簡単においしくて元気な野菜をつくれるんだよ、そして体も元気になるんだよということを市民に伝えてもらいたい。生ごみ堆肥のすばらしさがわかると家庭の生ごみだけでは足りなくなります。家庭の生ごみでは足りない、草も足りないという声を聞きます。もう一方お店の野菜くずも集めて野菜づくりをするようになると市民は健康になり、ごみは減る、地域のコミュニケーションの機会がふえる、荒廃農地が減るというふうになります。ですから素人が簡単に家庭で生ごみ

を堆肥化できるような体制づくりをまずはしっかり取り組んでみる。市民と協働でどこまでごみを減らせるかに挑戦すべきではないかと考えますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。あわせて、国のごみ20%削減計画に対しての市の計画について、それから生ごみの堆肥化に対する考え、もし市が委託しまして回収して堆肥化する場合の回収コストはどのくらいかかると計算しておられるか、お伺いします。またエコの環など環境団体とタイアップして生ごみリサイクルリーダーの育成や講座の開催を考えていると12月議会で答弁があったが、どこまで進んでいるのか、人材育成についてお尋ねします。さらに洞爺湖サミットに向け、福田首相はCO₂の排出量を2050年までに60から80%減らすという長期目標を計画しているようですが、玉名市として地球温暖化防止策をどのように考えておられるのかお伺いします。

以上、答弁いただきましてから再質問させていただきます。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 近松議員の環境問題についてのまずごみ減量の計画についての質問に御答弁いたします。平成20年1月に有明広域行政事務組合とその構成市町において、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画とする有明地域循環型社会形成推進地域計画が作成され、ごみの排出量につきましては平成25年度を目標年度として平成18年度対比で7%の減量を目標として掲げているところでございます。減量化に向けた施策といたしまして、広報紙やホームページあるいは広報チラシを利用し、ごみ処理の現状や施策の紹介を初め、家庭で行なえるごみの抑制方法、再使用の取り組みの紹介など情報提供を続けるとともに徹底した分別指導についても推進をしてみたいと考えております。また有明広域行政事務組合や各処理施設と連携協力を行ない、環境フェスタを初め、各種イベントを活用した環境教育や啓発活動を実施し、マイバッグを推進する団体等への支援についても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。合併後、分別数につきましては統一を図り、その調整に取り組んでまいりましたが、平成19年度は玉名・横島・天水自治区につきまして不燃物をなくしリサイクルごみとして金属類とガラス類に細分化したことにより、それ以降はスプレー缶による収集車の火災が一件にとどまり、清掃センターの爆発発生はしておりません。また燃えるごみにつきましては、プラスチック類や紙を分別し、資源化を図ったことにより18年度と比較しますと78トンの減量、ごみ処理の総量においては680トンの減量となっております。今後燃えるごみのさらなる減量化を図るためには、生ごみの水切りが必要不可欠であり、その必要性についても積極的に市民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

次に生ごみの堆肥化についてでございますが、現在ごみの処理総量のうち84%を

燃えるごみが占めており、全体のごみの減量化はもちろんのこと、燃えるごみの中からいかに資源化を図っていくかが今後の課題と考えております。生ごみの堆肥化もその1つと考えておりますが、その施策といたしましてはこれまで各家庭での堆肥化に役立つコンポスト等の購入費の助成を行なってまいりました。平成17年度は142機器、平成18年度は62機器、平成19年度は34機器と補助金を交付いたしました。年々減少をしている傾向でございます。今後は生活形態にあった生ごみの減量化について、情報の提供をしていく必要があるかと考えております。議員が御質問されましたように畑や家庭菜園がある方は直接埋め込んだり、設置型コンポストを利用した堆肥づくりも可能でございますし、庭がないアパートでも台所で電動生ごみ処理機を利用して水分を乾燥したり、あるいはベランダや軒下でも段ボールコンポストを利用しての堆肥化も可能でございます。また生ごみの分別収集を行なった場合の課題といたしまして、収集方法や収集体系の見直し、堆肥化の方法、堆肥の利用先、あるいは生ごみを抜いた場合の清掃センターの焼却炉等への影響などについても検討していく必要がございます。生ごみの堆肥化につきましては、なるべく市民の方に負担をかけることはないよう、最善の方法を検討してまいりたいと考えております。

それから3番目に人材育成についてございますが、生ごみ堆肥名人の育成に伴う講座の開設はいかがでしょうかということでございますが、市では有明広域行政事務組合の東部環境センターやクリーンパークファイブのリサイクル講座にて実施することを検討しております。この清掃センターでは紙すきや廃油石けん、古着を再利用したパッチワークキルト教室など数種類の講座が毎月開催されております。その講座の中に生ごみ堆肥づくり講座を開設できるよう協議をしてまいりたいと考えております。また昨年11月には市内の環境系の15団体による玉名地域地球温暖化対策地域協議会環境応援団「エコの環たまな」が発足をしております。市内の環境系の多くの団体の総合窓口として連携した事業展開とネットワークづくりを目指し、地域の実情に即した効果的な温暖化対策への活動を実施しており、団体及び個人会員を随時募集しております。「エコの環たまな」が発足し、半年が過ぎましたが現在の会員数は23団体19個人となっており、今後市内で活動しておられます生ごみ堆肥グループにもぜひ御加入をしていただきまして、「エコの環たまな」の中におきまして講座を開設できるよう市としても支援をしてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても生ごみの堆肥化はごみの減量及び循環型社会の構築につながりますので、引き続き他の施策とあわせまして普及啓発をしてまいりたいと考えております。

それから4番目に地球温暖化対策についてでございますが、まず国際的な温暖化防止対策について申し上げますと、1997年、平成9年でございますが、に開催されました地球温暖化防止京都会議で京都議定書が採択され、温室効果ガス総排出量を平成2

0年から平成24年の第一約束期間に1990年、平成2年レベルから6%削減するとの目標が定められております。これを受けまして我が国では地球温暖化対策の推進に関する法律が平成11年4月に施行されたところでございます。この地球温暖化対策の推進に関する法律第21条には地方公共団体が自らの事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する実行計画を策定することが義務づけられております。玉名市におきましては、旧1市3町で取り組んでまいりました温暖化対策の内容を十分に踏まえ、合併後の平成18年度に実行計画策定に向けた準備に入り、平成20年3月玉名市地球温暖化対策実行計画を策定し、平成20年4月から目標達成のための具体的な取り組みを実施しているところでございます。これは市役所も一事業所として自らが環境への負荷が少ない循環型社会への構築に向けた積極的な取り組みを行なうことで、市民及び事業者の皆様へ環境保全へ配慮した行動を促すとともに、温室効果ガスの排出抑制など環境への負荷の低減を図ることを目的としております。具体的には市の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの削減に向けた取り組み、数値目標、評価・点検について定め、温室効果ガス総排出量を平成20年度から平成24年度まで5カ年間で基準年となる平成18年度から6%削減することを目標としております。また温室効果ガスの総排出量に関する削減目標でございますが、基準年度、平成18年の排出量が5,993トンであることから削減率の6%であります360トン削減し、目標年度の平成24年度には5,633トンにすることを目標としております。実行計画の推進と点検・評価体制につきましては、市長をトップに副市長、教育長、各部長からなる本会議、各課室局長からなる幹事推進委員会、各課局の係長級からなる推進委員、それに環境整備課、人事課、財政課からなる事務局としての組織構成を整備しております。また目標達成のための取り組みといたしまして、庁舎学校等の冷暖房及び照明の省エネの徹底、公用車の効率的な使用及び業務用燃料の適正使用、節水の徹底、両面コピーや使い捨て製品の購入自粛、あるいは分別の徹底など具体的に117項目に分類し、全庁的に取り組んでいくものでございます。このほか実行計画の進捗状況及び点検・評価につきましては、毎年その取り組みの成果として前年度の実績と温室効果ガス総排出量を算出し、広報紙を利用して公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 答弁の要請はありませんでしたが、1、2申し上げます。あの近松議員が非常にごみ問題で熱心に、敬意を評しています。広域の会議の折にもごみをこれだけ生ごみを減らせば広域の機械だってこれだけ長持ちするじゃないか、電気料だって幾ら少なくなるじゃないかという御指摘があります。ただそれだけやっているんだ

けど、去年の暮れも言ったけれども市は何にも動きはないじゃないかと、こういう御発言は私の立場からするとそうなのかなあという感じがいたしましたので、1、2現況を私の感想を申し上げたいと思います。

まず去年のこの20年度の予算編成の折に私どもはあえて庁内にいろんな意見もありました、また議会の皆さんの中にもいろんな意見がありましたけども、今年は環境年だと、洞爺湖サミットも開かれる折に多分環境年になるのではないかと、それならば我々も玉名市として何らかの動きを始めなきゃならん、そのための準備的な資金の部分もあるということで100万円の予算を組ませていただいた。この予算編成の時点でもですね、いろんな意見があって、必ずしも大拍手を受けなかったことは私は非常に残念に思っております。ぜひひとつこういう思いがですね、玉名市の環境行政の中に生きようようにしていかなきゃならん、そういうふうに思ってます。

あの近松議員が非常に熱心におっしゃっている生ごみの問題についても今度玉名市内の全公立私立の保育園の研修会において、何とかいう長崎の先生を呼んで皆全職員にこのことを講習をしようということになっておりますし、一部の保育園では実際にそれが動きが出ており、私はむしろ主要施設等においてもですね、こういうことを実施して実体のある生ごみの処理あるいはそれが非常に環境に優しい、あるいは子どもの食育にも生きるような農業生産につなげていかななくてはならん、そういう思いで取り組んでいるということもひとつぜひ御理解をいただきたい。先般、環境懇談会なるものを実施いたしました。私どもの準備不足もあり必ずしも十分に趣旨が徹底されなかった趣もあったかもしれません。ちょっと雰囲気はね、何か行政に文句を言う会みたいな格好になってしまったことは非常に残念に私は思っておりますが、その趣旨はそれぞれの環境団体が一生懸命おやりになっているので、このことを一遍皆でお互いに認識しあって、これからお互いに切磋琢磨し、あるいはこれを生かそうではないか。こういうきっかけになればいいと私は思った。今の生ごみの話もありますよ。これもある。それからEM菌というのが河川浄化になる。今盛んに私の周辺で話があっておるのは何か私はよくわかんが、米のとぎ汁に何か糖蜜を入れれば、それを便所や何かに流すと非常ににおいが消える。これにはうちの連中も乗っている、家族も含めて。だからそういうのはね、いっぱいある、玉名市内でやっておられる環境団体の動きが。こういうものもひとまとめにしてまだこれ私具体的に支持しておりませんが、ひとつの何か家庭でできるエコ、職場でできるエコ、そういうものを優しい形でね、ひとつのパンフレットみたいなものにして、皆さんにお示しすることはできないか、そういうイメージも持っております。ですから、これだけせっかくしたけれども私たちが反応が鈍いというような厳しい御指摘は私は激励と受けとめて今後しっかりやりますので、近松議員さんひとつそういうふうに受け取れないだけでね、やっぱり反応の早いきちっとやっているという部分も認めてい

ただかないとちょっと寂しく思いますので、あえて今の私どもが取り組もうとしていることに触れさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（小屋野幸隆君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） ただいま市長の方から市としても動き出しているというふうなお話をいただきました。私も2日ぐらい前に保育園で取り組もうかというふうな動きがあるということをお話伺ひまして、大変嬉しく思いましたけども、私と執行部とのやはり気持ちのずれというのは一つは男性と女性の違いかなあと思う部分もありますし、もう一つやはり役所の中でものを考えているのとやはり地域で本当に生ごみを堆肥化している人たち、そういう人たちと一緒に活動している中で感じる立場、その違いじゃないかなあというふうに私思ひます。そしてエコの環で、環境団体でというお話もありましたけども、私は玉名市7万2,000人いる中で保育園が始めたからこれが広まっていく、そういうものではないというふうに思っております。私はどうして市がしないのかということがですね、これ2回目ですから昨年の12月にも出して、また出しているということは私は本当にこれをやったら市民が元気になるって信じているから言っているんですけども、どうして市がこの講座をしてくれないのかということなんです。市の広報にですね、チラシを出して、あなたも生ごみ堆肥名人になりませんか、生ごみを堆肥にするととても元気な野菜ができるんですよ、こんな素敵なことを皆で一緒に勉強してみましょうというようなチラシを出しまして、段ボール堆肥のこともあったらいいでしょうし、それから土に埋める、早く発酵させる、土ごと発酵もそこで講習会したらいいでしょうし、それから設置型コンポストについてもそこで講習会したらいいでしょうし、電気式のもしたらいいでしょうし、いろんな生ごみ処理をする人をする人を教えてあげる。そういうふうな講座を5回シリーズか6回シリーズぐらいの講座をなぜ市ができないのかということが私はとても信じられないです。設置型コンポストをさっき市が補助をしているというお話がありましたけども、私この間会合に来られた方に聞いてみたら設置型コンポスト持っている方30名ぐらいの中でうまく利用している人1人だけでした。電動の電気式のごみ処理機も使ってない方が大半です。そういうふうな状態で補助してきたことに対して、きちっと使えるように講習会するということは市として大事なことじゃないかなあというふうに、私は思っています。有明広域でするよりもやはりこの市の中心部で、市としてこれをぜひ取り組んでほしいというふうに思ひます。やはり問題はもう一つはこれがどこの課が担当するのがはっきりしたいというところがやはり市として、またやろうというところが出てこないのかなあと思ひます。私は社会教育でもいいと思ひます。パン教室があったりお花の教室があったりする中で、堆肥づくりの講座を考えてもいいんじゃないでしょうか。この今の時代にという

ふうに思います。それから健康づくりでいうなら保健センターで何とかのストレッチの体操教室とかありましたけども、生ごみ堆肥の元気野菜づくりをしましょうという講座を開催してもいいと思います。それから環境整備課かもしれないです。いろんなところが関係するんですけども、どこが一番適任かとか、どこの担当かということがはっきりしないので、おれげじゃないおれげじゃないみたいな形でこれが実現しないんじゃないかなあというふうに私思ってます。この5回ぐらいのシリーズの講座をしたらどんなに市民が喜ぶかということが私は非常に体でそれは自信がありますし、感じているんですけども、どうしてこれが市が取り組まないのかということが、どうしても納得いかないんですけど、このこともう1回答弁いただきたい。5回シリーズでいろんな堆肥の作り方があるというそういう講習会どれだけ市民が喜んで、そしてそれをものにしたらその人たちが教えていくと思うんですね。そういうことを今まで言っているんですけども、それが実現しないということで私はどうも進めないというふうに感じてきているわけです。このことは後で御答弁いただきたいというふうに思います。なぜこれを強く言うかといいますと、私は生ごみ堆肥のことを勉強しだしてからですね、いろいろ尋ねられて忙しくて仕方がないわけですよ。だから市でいっぱい人材つくってほしいというふうな思いでいます。ですから市民の中にこういうことを勉強したいという人はたくさんいるということを感じておりますので、もう一度考え直していただきたいというふうに思っています。

次は食育の推進について質問いたします。食育について私が最近驚いたことが3点あります。1つは以前少し触れさせていただいたかと思いますが、学校給食研究推進校であった高道小学校で食育に取り組んだところ、欠席がぐんと減ってたしか250が150ぐらいに減ったんじゃないかなあと思います。保健室来室者も保健室におなかが痛いとか言ってくる子もぐんと減って、そういう驚くべき成果があらわれたということです。食事で短期間にこれだけの成果を出したということは、私20数年間保健活動をしてきた者として大変な驚きでした。また最近学校に伺いましたところ、元用務員さんがちょうどおられて、学校に花を一生懸命咲かせていたが、それよりも子どもたちと野菜を植えるようになってから、子どもたちに落ちつきが見えてきた。以前はよくガラスを割ってけがをして救急車を呼んだこともあったが、ガラスが割れることが激減した。子どもたちが落ちついてきた。むちゃなことをしなくなったので、判断力もついてきたのではというようなお話でしたので、じゃああのガラスの修理代どのくらい減ったのかということで、すぐ調べていただきました。そうしましたら食育に取り組む以前のガラスの修理代は年間10万とか14万円とかかかっていたんですけども、食育に取り組んでからは3万円前後となっていました。そしてけがも減ったということで日本スポーツ振興センターにかけた件数は以前は24件が5件に減ってました。ということはやは

り食育をしたことで子どもたちに落ちつきが見られてむちゃな行動、けんかが少なくなったというようなことのようにです。アメリカあたりでは少年院のような非行少年を預かっているところでも食事を変えただけで子どもが変わったという報告がありましたが、どこかよそごとのように聞いていましたけども、今回地元の取り組みの結果を直接聞きまして、本当に食べ物は体だけでなく心も支配しているんだと再認識いたしました。

2つ目は長崎県でのいろんな学校の取り組みです。たった1カ月で子どもたちの心と体が変わる食育の試み、一体保健師として私は今まで何をしてきたんだろうと恥ずかしくなるようなすばらしい取り組みとその結果は全国の注目を浴びています。この取り組みをしている保育園では、食事を変えたことで病気の欠席が9割ぐらい減ったというようなことでした。先日この保育園の園長さんにお話聞きましたところ、ここでは病気の休みとそれから親の都合での休みを分けて調べているそうですけども、明らかに長期病欠、嘔吐下痢症、インフルエンザなどの欠席が減っている。病気で休んでいる子は取り組み以前と比べて私が3分の1ぐらい減ったんですかと言ったら、3分の1どころじゃない、3分の1減ったんじゃない、3分の2減ったのかというふうに聞いたんですけど、それどころではないもっともっと減りましたということですね。とにかく休まないのだと。ただその3歳児とか4歳児になってから入ってくる子の場合は体が丈夫になるまでしばらくかかりますというふうなことでした。また以前は子どもに落ちつきがなくて、自分たちの保育の力が足りないからだろうかと思っていましたが、食事を変えたら子どもたちが落ちついてきましたと話してくださいました。

3つ目は平成18年の読売新聞に掲載されていた完全米飯給食で非行が減ったという記事です。長野県上田市の取り組みです。野菜の和え物や煮魚など健康的な和食はパンに合わない米飯給食を増やしていたところ、子どもに変化が出たということです。その変化とは、全校集会で貧血で倒れる児童や不登校の子どもはいない、非行で補導された子どもはゼロになり、学力テストも全国平均を上回ると。ここでは子どもが食べたいものよりも食べさせたいものを出し続けるという信念を貫くつもりだと教育長さんの言葉が新聞に掲載されてました。この3つの事例からわかることは食べ物は心を穏やかにし、丈夫な体をつくるということ。それには新鮮な野菜と和食がとても大事であること。野菜づくりを体験させると食育の効果が大きいということです。当然ながらこのようなことを期待し、国も食育推進法をつくったのだと思いますが、玉名市としてはどういうふうに取り組んでおられるのか、玉名市の食育の問題、取り組み、そして今小麦が高騰してきておりますが、また健康的な和食を食べさせるためにも米飯給食をふやせないかの3点について質問いたします。先ほどの生ごみの件も講習会の件もあわせて御解答いただきたいと思っております。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

[市民環境部長 黒田誠一君 登壇]

○市民環境部長（黒田誠一君） 近松議員の再質問にお答えをいたします。市で人材育成の講座をやってほしいということでございますけど、先ほどですね、申しましたとおり現在ですね、広域の東部環境それからクリーンパークファイブのリサイクル講座を行なうことを協議をしております。そちらの方でまずやっていきたいというふうに考えております。それからエコの環についても講座を要望していきたいと支援をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから次に玉名市における食育推進についての食育の問題あるいは玉名市の取り組みについて御答弁申し上げます。子どもたちに対する食育は生きる上で基本的なことであり、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼします。また生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむための基礎となるものであり、その推進が求められております。母子手帳交付から始まり、乳幼児健診など保健センターにおける母子保健事業のかかわりの中から本市における食育の問題点を分析してみますと、次の3点が掲げられます。まず第1点目は母親自身の食の大切さに対する認識の欠如であります。朝食の欠食など3食を食べていない、あるいは野菜摂取が少ないなど食事のバランスがとれておらず、サプリメントや清涼飲料への安易な摂取につながっております。次に2点目として考えられることは、母親の調理能力の低下であります。それがもとで母親自身の食生活が惣菜物、レトルト、コンビニ弁当、ファーストフードなどに頼りがちとなり、子どもが生まれた後も離乳食の作り方、量がわからず、離乳食でつまずき、母親自身の食生活がそのまま子どもの食生活の乱れにつながっております。また3点目として母親を含めた大人の生活のリズムの影響が考えられます。夜おそくまで起きていて、朝起きられず朝食を食べないなど、生活習慣の乱れが食習慣の乱れに影響を及ぼしております。以上のような問題点を踏まえ、保健センターでは母子保健事業を実施する中で食育の取り組みとしてさまざまな保健栄養指導を実施しております。例えば妊産婦、乳幼児の指導においては、目標設定及び評価指数の明確化を行ない、あるいは保健センター内で指導内容の統一化を図るなど指導の充実をしているところでございます。現在把握しております乳幼児健診、これは1歳6カ月と3歳でございますが、この問診結果においては平成18年度と19年度を比較いたしますと、1日3回食べる割合は98%と変わりませんが、起床時間が午前7時までが約70%で4ポイントの上昇、就寝時間が午後9時までが約60%で3ポイントの上昇、またおやつの設定時間を決めている割合は約75%で2ポイントそれぞれ上昇をしております。しかし家族、特に母親の食生活、生活リズムの乱れが乳幼児期の子どもたちへの大きな影響力を持っていることを考えますと、次世代の健康を確保する上でも生活習慣の改善を含め、さらに妊産婦、乳幼児への食育への取り組み、栄養指導の充実を図っていく必要があると考え

ております。そのためにも母親自身の食の大切さに対する認識の欠如、母親の調理能力の低下、母親を含めた大人の生活のリズムなど、これらの問題と直結した基礎的な考え方、知識、調理技術などに指導のポイントを置くなど、3つの問題の解決につながるよう事業目標、指導内容及び評価指標の明確化をさらに検討してまいります。また今後の方向性としたしましては、健康、福祉、教育、農林水産等の各分野が連携した取り組みができるよう協議してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 福祉部の方から保育所における食育の問題、それから保育所の取り組みについてお答えいたします。食育の問題についてはいくつかございますが、まず保護者が仕事などで忙しく家庭での手づくりの食事かまたは冷凍食品などのパックものか、まただれとどこで食事をとっているかなど食事の実態がつかめないこと。それから発育状況にもよりますけれども、一般的には1歳から食べる普通食を9カ月ぐらいから食べる子どもでありますとか、2カ月ないし4カ月から始める離乳食を6カ月以降から始める子どもがいるなど乳幼児の離乳食が十分にできていない幼児がいること。それから食器を持たずに食べる子どもや不自然なはしの持ち方をする者や主食とおかずを交互に食べることができないなど、食事のマナーに関する問題、そういうものが顕在化してきているということでございます。保育所の取り組みといたしましては、園便りや保育参観等の機会を利用いたしまして、「早寝、早起き、朝ごはん」を推奨し、保護者への情報提供や必要性を呼びかけております。また職員の研修につきましても食育に関する研修を必要に応じ実施し、発達心理学における専門の先生等を招聘しての研修や公私立の職員合同での食育に関する研修を実施しているところでございます。特に今年度は4、5歳児のテーマといたしまして、丈夫な体をつくるために何でも食べてみようというふうに題しまして、各保育所で菜園づくりをし、命の大切さを知り、自分たちで育てた野菜を食べることにより偏食がなくなり、喜んで食べることができ、ひいては健康な心と体をつくれるよう取り組んでおるところでございます。このような取り組みの結果の、この評価につきましても園児の病欠率の変化でありますとか給食の残菜量の変化などについて今度検証していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 各課からですね、非常に丁寧に答えておられますので、あとしばらくでございます。御辛抱いただきたいと思っております。学校教育における食育

推進についてお答えいたします。現在、食をめぐる問題といたしましては、肥満や生活習慣病の増加、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、食の安全上の問題発生、食を大切に作る心の欠如、伝統ある食文化の喪失などさまざまな問題があります。そのような問題を解決するために学校教育の中では玉名市の学校教育目標の中にあらゆる教育活動に食の意義、重要性を位置づけ、望ましい食習慣の形成を図るという目標を掲げ、食育を推進しております。学校教育における取り組みにつきましては、食に関する指導目標に食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化の6項目は掲げ、その項目に応じて食に関する指導内容を各教科や道徳、給食の時間を含めた特別活動の中で年間指導計画を作成し、それに基づいて食育を推進しております。学校の取り組みの現状を1、2申し上げますと、小天小学校では全校児童が健康観察板に毎日朝食を食べてきたかどうかを自分で黒板にマグネットで張るというような取り組みを行っております。それによる食の大切さを子どもたちに気づかせるような指導をしております。また玉名町小学校では目標の中に給食「残さいゼロ」を掲げたり、学校栄養職員を活用した授業実践に取り組んだりしたことにより、平成19年度の給食の残食率が2%から0.5%に減少した結果が出ております。平成18年度からの熊本県食育推進計画では平成22年度に向けて朝食をとらない児童生徒の減少を目指し、目標値を0%と立てております。玉名市の学校におきましても4月の校長会議の折に学校の実態に応じて、数値目標を設定し、取り組みをしてほしいということをお願いしておりますし、各学校目標を立てて取り組んでおります。このように目標を設定しながら家庭や地域等との連携・協力のもと、今後とも食育を推進してまいりたいと思っております。

続きまして、米飯給食をふやせないかという御意見にお答えいたします。玉名市においては学校給食の主食として週に米飯3日、パン2日を実施しております。熊本県下の66カ所の給食センター、共同調理場では米飯給食4日は4カ所、5日が2カ所、本市も含め91%の施設が週3日米飯給食を行なっているのが現状でございます。議員御指摘の米飯の週4日といたしますか、ふやせということにつきましては、子どもたちが楽しみとする学校給食であるために慎重な意向調査等が必要と考えますけれども、給食物資の価格上昇等から考えますと米飯がパンと比べ安価で有利な面もあります。また「日本型食生活」離れが進んでいる今日、食育の取り組みと関連してこの「日本型食生活」を見直し確保するために全国的にも米飯給食を4日へふやす傾向にあります。玉名市においては地産地消としてJAたまなの地元産米を県給食会を通して納入しており、米とあわせて野菜などの地元食材をふやし、児童生徒に地域の食文化への理解を深めてもらう意味からも米飯の週4日への移行を検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） あのおんまり皆が熱心に説明するもんだから返ってわかりにくくなる面もあると思いますが、話聞いておって思いますのはね、ごみについてははっきりしていると思いますよ、窓口はね。これは環境。ただね、さっき私がちょっと申し上げましたように生ごみ処理の方法、それとあわせてEMをやっぱり熱心にやっているグループもいるわけ、あるいはさっきちょっと言った何か米のとぎ汁と糖蜜の関係でトイレのおいを消そうというグループもある。そういうものも含めてね、皆で一つの環境エコとしてのスタイルをとる。これは実は、たまたま今日なったからいうんじゃないくて、議会が終わったらこのことをやるよという話をしていたところですよ。それからもう一つ食育についても皆関心を持ってやっているんです。ただ幼児の場合には保健センター、就学前は保育所、小学生が学校教育委員会と、こういうふうに行政の窓口が分かれているもんだから議員の立場からすると何かどこが責任持っているのかわからん、いらいらすると、こういう部分も理解できないわけではありません。ですからこの議会中というわけいきませんが、議会が終わりましたらね、これ私も非常に関心を持っている事ですから、まずこの3部門の人たちに集まってもらって、そしてどうこれからの玉名市内の食育を整理していくか、こういう話し合いをしてもらおうと思います。責任者は黒田部長がいたしますので、黒田部長のもとです、3機関の人たちに集まってもらって協議をいたします。どうも信用ならんとおっしゃる場合には、オブザーバーとしてぜひ御出席して御苦言をいただきたい。あの整理しますから、きちっと。皆一生懸命考えているんですよ。一生懸命やっているんです。ただやっぱり整理の仕方が必ずしも大方の御理解をいただくようになってない部分があったとすれば、これは整理し直さなきゃならん、そういうふうになります。それからもう一つ最後に議員各位にもぜひお願いをしたいと思いますが、先ほどから申しました玉名市の地球温暖化対策、これも5年間で6%減らそう、これを明確な形で整理をして目標として打ち上げました。それは市民会館の中で市役所の中で使うエネルギー、市民会館で使うエネルギー、学校教育で使うエネルギー、市の機関というのはたくさんあります。その機関をも取りまとめて5年の間に6%のCO₂削減に向かおうという指針をきちっと打ち出して動き始めておりますので、そういう動きがあるということもひとつ御理解をいただきたい。それは議員各位にもぜひ御理解をいただいて、場面場面でですね、御支援をいただきたいということをお願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 生ごみ堆肥化の講習会は有明広域でというふうなことでしっかりやるということでしたので、期待したいと思えますけれども、このことについてはあんまり納得はしておりません。先日お寿司屋さんで話しましたときに島津市長はどうかねという話ありまして、ソフト面もハード面もとても感度がよくてすばらしい人ですよというふうに申し上げておりますけれども、今回のことについてはまだ納得しておりません。広域にお願いする場合、場所はどこでするのかということで、今広域でばかりの講座とかしていますけれども、玉名市内あそこまで自転車でいける方はおりませんので、講習会するとき場所はどこでするのかということのを慎重に考えていただきたい。端っこの長洲と玉東では玉名市民にとってどうかなあというようなこと思っております。

それから先ほど環境団体でという話ありましたが、私は新しい玉名市になったわけですから、新しいボランティアを養成しなくちゃいけないというふうに思っています。過去の活動してきたボランティアは、その今までしてきた活動で忙しいわけですから、新しいことに挑戦するときには新しいボランティア養成すべきじゃないか、そのために市で講座をするべきじゃないかというふうに思っております。それともう一つ市長がEMのことを言われましたけれども、私の持っている情報と市長の持っている情報と黒田部長の持っている情報のどうしても食い違いがありますので、話がわかっていただけないんだらうと思えますけれども、この生ごみ堆肥の人材育成堆肥講座というのは、私が言いますのは段ボールもあるけれどもEMを使った堆肥もあるよ、その設置型コンポストを使う方法もあるよ、それから木枠でする方法もあるよ、電動でやる方法もあるよ、そんなのを幾つもの、そういうのを一通り習う講座をしたらどうかというふうなことを提案申し上げたわけで、1つだけというわけではございませんので、訂正させていただきます。とにかく場所の問題を考えていただきまして、自信を持ってその方がよいというふうにされるのであれば、必ずごみが幾らかでも減るという成果を出すということを念頭において取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それから食育に関してはですね、米飯給食、本当に前向きに取り組んでくださるということで安心いたしました。あのパンを御飯にかえただけで体温が上がる子がいるそうです。体温が上がるということは先ほどどうつの問題が出ましたけれども、気持ちが上向きになってきます。長野県で米飯給食してから不登校も減ったというのはきっとその体温が上がったということも関係しているんじゃないかなあと思えます。先日の講演会で朝パン食のグループと御飯のグループと分けまして、アレルギーの人とか花粉症の人とか、講師が手を挙げさせましたら、明らかにパン食のグループはアレルギーが多かったです。先ほど青木議員の質問で非常にアレルギーが多いということで、私もびっくりしましたけれども、やはりこの日本型の食生活というのをどんどん普及していただきたい

なあというふうに思っております。各担当の方が大変御努力なさっているのにあまり目に見えないという私の発言で大変失礼だったかと思えますけども、私はですね、先ほど冒頭申し上げましたようにちゃんと欠席が減ったとかですね、病気が減ったとかいう形で出ているところがある。じゃあ玉名市はどうかということ、欠席率はどうか、各学校別欠席率教えてくださいといったら、そういう資料がない、保育園もない、本気でやっているのかなあというふうに感じてしまったわけなんでございますけども、これからその統計をとって取り組んでいくということです、従来の行政のやっているやっている、指導している指導しているじゃなくて、やはり結果が出ているところに見に行ってそのやり方で結果が出るような取り組みをしてほしいというのが、今回非常に私がこだわって質問した意味です。今回の私は食育の問題いろいろ挙げていただきました。行政の今の母親の調理能力がないということで、いろんなざわめきも聞こえてきましたけども、食事は別に男性がしてもいいわけですから、そんなに女性ばかり批判しないでいただきたいなあというふうに思っております。

それからあのいろんな問題挙げていただきましたけど、私が食育において一番大きな問題は何かといいますと、あのですね、きっとですね、この皆さん方が本当に食事を変えたらですね、以前から問題になっていた落ちつきのない子がいる、切れる子がいる、かっとなる子がいる、健診で気になる子がぐんとふえているとか、今まで出てきた問題が大半片づくんじゃないかっていうことがそういう実感をまだ持っておられないかなあ、本当に食事ですこまで変わるのかなあというふうに心のどこかで思っておられるんじゃないかなあ、そのことがやはり推進力をちょっと弱めている原因じゃないかなあということをおもいます。でそれは職員のせいじゃなくて、私も思いますけども長い間食事指導というものやってきまして、今までの従来のやり方では成果が出なかった、その中から成果が出ないどころかこういうふうなアレルギーがふえた世の中になってしまった、その中から何かこう手ごたえを感じるようなところまで行かないんじゃないかなあという気持ちをどこかに持っておられるんじゃないかと思えますけども、きちっと病気が減ったという成果が出ている地区がありますので、どういうやり方なのか、従来の食事指導と発想が全然違う、やはり分析した栄養学じゃなくて、本命のあるものいただくというところから効果が上がっている食事指導だと思いますので、ぜひその辺の市長、研修費はきちっとして職員にどんどん勉強させていただいて、一流のどこにも新聞に載るような玉名市にしていきたいなあというふうに思っています。また試験的にしてみてください。高道小学校の例こそは新聞に載るべきことだったんじゃないかなあというふうに思いますので、ああいういい事例はぜひマスコミに出して、やはり世間に広くいいことは知らしめていただきたいなあと思います。評価の視点を持ってやっていただきたいということと、先進地を視察して、やはり一流のところを見て、一流の取

り組みをして手ごたえのある仕事をしていただきたいなあということをお願いしまして、私の質問終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明13日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時25分 散会

第 3 号

6 月 1 3 日 (金)

平成20年第2回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成20年6月13日（金曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 18番 多田隈 議員
- 2 13番 内 田 議員
- 3 1番 萩 原 議員
- 4 3番 宮 田 議員
- 5 23番 吉 田 議員
- 6 24番 田 島 議員
- 7 17番 江 田 議員

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 18番 多田隈 議員
 - 1 島津市長のローカルマニフェストの達成度について
 - (1) 行財政改革の実施
 - (ア) 行財政改革による計画的な職員削減
 - (イ) 事務事業の統合見直し、民営化
 - (ウ) 市長の退職金、収入役の廃止
 - 2 ちどり保育園の民設民営化について
 - (1) 実施後の効果と今後の課題
- 2 13番 内 田 議員
 - 1 玉名市地域防災計画における防災訓練について
 - (1) 総合防災訓練の必要性について
 - (2) 消防団員の確保について
 - (3) 自主防災組織の現況について
- 3 1番 萩 原 議員
 - 1 職員の研修について
- 4 3番 宮 田 議員
 - 1 ふるさと納税制度について

- (1) 行政間の施策競争の中、玉名市に納税してもらうための施策
- (2) 玉名市に納税された税の使い道

5 23番 吉田 議員

1 教育問題

- (1) 通学区域の弾力的運用について
- (2) 放課後子どもプランについて

2 安全で安心して暮らせる社会

- (1) 「安全・安心な学校づくり交付金」について
- (2) 教材費について

3 繁根木川（錦川）について

- (1) 繁根木川工事の目的と完成について
- (2) 錦川歩道橋について

6 24番 田島 議員

- 1 地方税法改正による市条例の改正と税源移譲に伴う住民税の還付について
- 2 防災対策について

7 17番 江田 議員

1 農業政策について

- (1) 農業就業人口減少について
- (2) 耕作放棄地解消対策について

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

日程第3 追加議案上程（議第81号から議第82号）

議第81号 平成20年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

議第82号 玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案の委員会付託

散会宣告

出席議員（30名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 萩原雄治君 | 2番 中尾嘉男君 |
| 3番 宮田知美君 | 4番 北本節代さん |
| 5番 横手良弘君 | 6番 前田正治君 |
| 7番 近松恵美子さん | 8番 作本幸男君 |
| 9番 福嶋譲治君 | 10番 竹下幸治君 |
| 11番 青木 壽君 | 12番 森川和博君 |

13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	今上力野さん	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	総務部長	元田充洋君
企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君	市民環境部長	黒田誠一君
福祉部長	井上了君	産業経済部長	望月一晴君
建設部長	取本一則君	会計管理者	徳井秀憲君
岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君	横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	吉村孝行君
天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	池田健助君	企業局長	木下憲生君
教育委員長	内田實君	教育長	菊川茂男君
教育次長	前田敏朗君	監査委員	高村捷秋君

○議長（小屋野幸隆君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小屋野幸隆君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

18番、多田隈保宏君。

[18番 多田隈保宏君 登壇]

○18番（多田隈保宏君） 改めて、皆さん、おはようございます。新玉名クラブの多田隈です。通告の順に従いまして、今回は2点ほど質問いたします。同僚の議員の方からお前は早口で全然わからんところがあるから、ゆっくりしてくれということは何回も言われております。私はしゃべるのもちょっと自信ありませんけれども、また早くなりますけれども、きょうはちょっとゆっくり話しながら進めていきたいと思います。

まず1点目は、島津市長のローカルマニフェストの達成度について質問いたします。皆さん御存じのように平成17年11月2日、玉名市民会館におきまして、玉名青年会議所主催で「未来づくり公開討論2005年ローカルマニフェスト」について、新玉名市初代の市長立候補予定者4名で、聞くところによりますと約1,000人の市民の参集のもとで実施されたことは皆さん御存じのとおりと思います。私も当日は皆さんと同じように市議選の追い込みのときでございましたので、出席できず候補者4人の方々の生の声は聞いておりませんが、参集された人の中の4、5人の方より「やっぱり島津市長候補の討論が自信に満ちて迫力がありわかりやすかった」と聞きました。その評判が口コミにより有権者に広がり、新玉名市の初代の市長に当選されたとは私は非常に厳しい選挙の中でございましたので、確信しているところであります。そこで青年会議所より提案されましたテーマに対する現市長、島津市長の要約書を写しを持っておりますので、その資料に基づき質問いたします。一応読み上げますけれども、テーマについては大きく3項目ありまして、一応読みます。まず1点目が、行財政改革の具体策を優先順位に3つ挙げてください。2番目は地域経済活性化の優先順位を3つ挙げてください。3項目めが上記2つ以外の重要課題を具体的に優先順に3つ挙げてください。以上、大きなテーマは3点であります。今議会では市長の権限とそれから行政職の英知を結集して取り組めば、計画どおり実現できる1番目の行財政改革について、2年6カ月過ぎた現時点での成り行きと結果、そして今後の取り組みについて市長のお考えを質問いたします。まず具体的に行財政改革の提案された内容をちょっと読み上げますけれ

ども、まず1点目が計画的な職員削減でございます。期限は10年間で200人の、これは削減でございます。ということは4年間で80人を減らすということです。その削減額としては1年間で3億5,000万円で、4年間で14億円でございます。じゃあその手段はどうするかと市長が述べられているのは、新規採用数を退職者の3分の1に抑制、これは合併協定書の中で確約したとおりに思います。それから職員の資質の向上、これはどうするかとその手段はですね、職階別に体系的な研修充実、県、他市、民間との人事交流、職員提案制度の導入等々で、これだけ10年間で200人、4年間で80人、そして14億円の削減をしますということでございます。次に2点目が事務事業の統合見直しあるいは民営化、これ4年で20億円の削減でございます。年間5億円ということになります。これには小さいですけど説明しますと、徹底した歳出削減、公共事業費抑制、社会福祉施設などの民営化、指定管理制度の導入、NPO、体協などの活用でございます。3点目が市長の退職金等の廃止、これも皆さん御存じだと思いますけれども、4年間で6,500万円、それにはどういうことをやるかと言いますと、まず退職金の条例廃止を1年間でやるということです。それから御存じのように収入役の廃止、これは現在やられていると思います。

以上の点をまず質問いたします。

続きまして、ちどり保育園の民設民営化について質問します。タイトルとしては実施後の効果と今後の課題でございます。皆さんも御存じのとおり平成19年3月に制定されました行政改革大綱の中に民間活力の積極的な起用が上げられ、それに基づき保育所の民営化検討委員会が設置され、平成23年度までに5園の保育所を民設民営化することが決定されました。ちどり保育園におきましては、19年度の1年間いろんな角度から平成20年4月1日を民営化への移行日と定め、保護者の方々と行政との話し合いが再三再四実施され、私も何回となく出席しております。その結果、計画どおり移行いたしました。当初は保護者の方々の動揺は非常に大きく、昨年9月の定例会で私がるる説明したとおりでございます。特に行政担当者の御苦勞は口にはあらわされないぐらい大変なものであったと思います。保護者との会合を再三再四実施し、想定される不安を保護者に説明してきましたが、最後に平成19年11月に島津市長も会合に参列されて、私がちどり保育園の民設民営化については、玉名市長として責任を持って推進しておりますので、保護者の方々は経営者が変わるという不安があると思いますが、御理解くださいとの一言で全員が承認されたところでありました。私もそのときには出席しておりましたので、やはり市長のあの熱意には皆も黙ってしまいました。その後はいろいろな（手段等）もスピードアップし、計画どおり平成20年4月1日より社会福祉法人法輪会、同じ大浜町のめぐみ保育園ですけれども、そこが経営されることになったわけがあります。現在民営化移降後2カ月余りですが、ちどり保育所は本体の建物以外の外観

は大きく変わっております。具体的に説明しますと新設、改造、改善の費用につきましては、嫌がるめぐみ保育園の理事長よりやっと私が聞き出した金額ですが、まず1点目は給食室の改修でございます。これはリースでやっておりますが、約300万円だそうです。それから遊具の新設、これも全部変わっております。それからミニ倉庫を2棟建てておりました。これ約80万円でございます。それから駐車場は今までは県道と市道に置いていました、これを隣接の田の中をですね、180坪ぐらい買って、これは地目変更して駐車場になっております。それから保育所の運動場の西側の安全さく、これは保護者からの方で、私に言われてましたので見に行ったんですけども、ブロックの高さは60センチで、今までよう子どもは倒れんだっとなあというふうな非常に不安全なところでございました。そこをですね、即やはり移転して、理事長が見てこれをさくをせれてという話が出ていたんですけども、なぜそうなったかをいろいろ私も調べたんですが、台風で60センチのブロックをですね、台風のときにベニヤ板、これ掲示板が吹き飛んだそのままになっていたそうでございますが、それを今までずっと放置してあったということでございます。これについてはですね、いろいろ保護者代表の方と行政の方に相談いたしまして、行政の方でこれはつくってもらっております。約20メートルで高さが1メートル20、30ですかね。これくらいになっておりました。以上のとおりハード改善ができて、園舎はそのままですが、従来のちどり保育園も見違えるほど立派になり、保護者からも大変喜ばれております。しかしながら、今現在では保育のメニューについては長い間の公と民の違いありますので、現在ごくしゃくしている点も非常に多ございます。先日、保護者の方々からの民営化以後2カ月間過ぎましたが、アンケートを保護者代表が私のところへ持ってきましたので、行政の担当者の方に渡したところでございます。それは当然と思います。それは子どもたちの保育への思いは一緒でございますが、これは必ず時間をたてば、春夏秋冬たてば私は解決すると思います。そこで質問でございますが、従来のちどり保育園内の安全・防災・衛生あるいは周囲の環境等々の点検パトロールはどのような方法で実施されてきたか。また遊具・調理室等の不具合はなかったかどうかお尋ねいたします。その点の点検法についてお尋ねします。

以上で一応、一般質問は終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。私の方から多田隈議員の市長のローカルマニフェストの達成度についてお答え申し上げたいと思います。

まず計画的な職員削減についてのお答えでございますが、いわゆる団塊の世代の大量退職時代を迎え、退職者を漫然と補充することなく市民サービスの円滑な提供に影響を及ぼさないよう定員適正化計画を策定するとともに合併協議における退職者の3分の

1を新規採用する方針を基本として、28年4月1日における職員数を517名とすることを目標に進めております。そこで新規採用職員を退職者数の3分の1にするということによる削減する職員数及び人件費の削減額であります。18年度から向こう10年間に削減する職員数は185名の見込みです。19年度末の実績は65名の減ということになっております。また人件費の削減額は退職者の平均給料から概算で算定しますと10年間で約40億円の削減効果があると試算しております。1年当たりの平均で約4億円程度ということになります。

次に職員の資質の向上のための取り組みについてであります。昨年の2月に職員を育成していくための基本的な指針となる玉名市人材育成基本方針を策定し、基本理念を変革のできる職員の育成と掲げ、能力開発、職場風土、人事管理体制の3つの視点からその実現を目指しており、この能力開発に関する具体的方策について定めた玉名市職員研修基本計画を昨年の4月に策定いたしました。職員研修体系の充実を図り、限られた人員で複雑多岐化する住民ニーズや行政課題に対応していくことができる諸人材の育成に努めているところであります。特に職員のみずから学ぶ意欲を大切に、学習意欲の高い職員を積極的に支援するため、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所への派遣に際しては公募枠を設定し、参加者を幅広く募り、異なる環境での研修体験を通じ、高度な専門性や幅広い見識を身につけた職員の育成を図ることとしております。

次に事務事業の統合見直し、民営化についてでございます。4年で約20億円の削減額と示してありますが、現状での主な事務事業の見直しによります4年間の節減効果について御説明申し上げますと、まず第一に公共事業の見直しについてでございますが、新幹線周辺整備計画で計画より約11億円の節減、その他道路関係で3億円の節減がございまして、合わせて14億円となっております。反面、計画より緊急性のある事業については前倒しで取り組む必要があり、豊水小学校校舎改築を初めとする教育施設等の整備に約10億円の増額を行ない、実施しているところであります。公共事業の見直しでは、約4億円の節減ということでございます。第2、事務費等の見直しでは、旅費、消耗品費、宿日直の廃止、清掃委託の見直しにより約1億3,000万円の節減となっております。第3に指定管理者の導入によります効果といたしましては約3,000万円でございます。第4に保育所の民営化につきましては、約4,000万円となっております。事務事業の見直しについて合計いたしますと約6億円でございまして、マニフェストで示してあります20億円とは14億円程度の開きがございまして、主に公共事業の前倒しによるものでございます。今後におきましても新庁舎建設における当初計画は70億円を予定しておりましたが、10億円程度の経費の節減が見込まれますし、そのほか前倒しにより後年度の事業に余裕が出てくる状況でもございます。

次に市長の退職金、収入役の廃止ということですが、職員及び特別職、市長、副市長、教育長の退職手当につきましては、熊本県市町村総合事務組合に1市3町合併と同時に玉名市として加入した関係により、同組合の退職手当条例が適用され、退職手当の支給がなされるということですが、多田隈議員御質問の市長の退職金の廃止であります、先ほども述べましたように本市は単独で、退職手当条例を定めておりません。市長が退職手当を辞退すると退職前に主張しても、同組合の条例改正が必要であり、加入市町村の同意を得なければならない状況であります。また退職手当の請求権は退職して発生するため、現在どのような方法があるか、同組合と協議研究中であります。

次に収入役の廃止についてであります、平成18年8月1日で収入役を置かず、収入役の事務は助役が兼掌する条例を制定し、廃止したところであります。削減効果としましては、年額で954万円となり4年間で3,816万円で、退職手当が652万3,000円でございます。市長の退職手当が1,760万円であり、合計で6,228万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上了君。

〔福祉部長 井上 了君 登壇〕

○福祉部長（井上 了君） 多田隈議員のちどり保育園の民設民営化実施後の効果と今後の課題、中でも民営化前のちどり保育所におきます遊具の管理、調理室の衛生管理についてでございます。

まず民営化前のちどり保育所におきましては、まず遊具の点検方法については点検担当職員が週に1度目視での確認及び金づちを使いネジのゆるみがないか、腐食している箇所はないか等を点検し、点検後に記載の上、遊具の安全管理を行なっております。また遊具の安全につきましては、他の職員も日々の保育の中で注意を払い確認しているとともに、年に1回は業者による総点検を実施していたということでございます。

次に調理師の衛生管理についてでございますが、排水管を含む、室内清掃及び消毒を開所日は毎日実施してございまして、特に夏場は食品が傷みやすいので空調による室内の温度及び湿度管理を実施してございました。このように公立保育所といたしましても遊具の管理及び調理室の衛生管理につきましては、子どもたちの重大な事故や食中毒につながるものでありますので、今後も十分配慮してまいりたいと思っております。

また園西側のフェンスについてもお触れになりましたけれども、西側の農業用排水路との境界にブロック積みの擁壁があり、高さが御指摘のように低い場所で60センチでございました。移管先法人の法輪会からも子どもへの危険性があるのではないかと指摘を受けましたので、民営化前におきまして子ども安全面を考慮し、高さ120センチ

のフェンスを設置したというところでございます。

○議長（小屋野幸隆君） 18番 多田隈保宏君。

[18番 多田隈保宏君 登壇]

○18番（多田隈保宏君） 御答弁ありがとうございました。ただいまの総務部長の御答弁を聞きまして非常に計画どおりに進んでいると思います。もちろんこれは合併の相乗効果というのは非常に大きくございまして、今からが私大変と思います。なぜならば1年6カ月の財政改革は島津市長が提案した手段をこの2年6カ月でいかに実行したかでございます。具体的に再度述べますと職員の資質向上とか徹底した歳出削減、事業の抑制、事業の見直し等々がありまして、これ非常にこう厳しいものでございますので、今までは合併の相乗効果で黙っておっても大体できるんじゃないかと思えます。なぜならば具体的に言いますならば、例えば議会事務局なんか今までは1市3町ありまして、職員さんが六、七人おったと思えますけれども、それが合併したことによって3人ぐらいになるか、そういうのは自然淘汰でできているはずでございます。しかし今後はソフトな改善とかそういう職員の方々のいろんな教育訓練、モラルアップ等々でやらなきゃなりませんので、これについてはですね、ぜひひとつリーダーシップを図って、あと1年6カ月というのはなかなか精進ができないと思えますので、その点よろしく願いしておきます。また先ほどもちょっとここでがたがたしましたけれども、再質問といたしましては市長にお願いしたいのは、残った後の2つですね、2つについて今後どのような取り組みをされるか、これ非常に厳しいものでございます。国・県の補助金関係もあるだろうし、地権者のいろんな同意も必要ですし、なかなか公共事業云々については玉名市の独断ではできないと思えますので、その点も含めてですね、再質問いたしますので、市長の見解をお願いします。

それからちどり保育園につきましては、先ほど部長よりいろいろ詳しく説明がありましたけれども、非常に点検しておりますと言われておりますが、私は点検用紙を見ましたところこれでいいのかなあと思いました。なぜならば遊具の点検なんかブランコとしてただマルをずっとつけてあるだけです。ブランコのねじの緩みかそれともがたか、そういうことは書いてなくて、ただブランコ、遊具にいろいろ名前があるですね。そうやってただマル、マル、マルとつけてある。私それは担当者もあたらちはどういう管理するんですかって。ブランコのねじの緩みか、それか隙間が1ミリとかそれを点検しないと、やっぱりどこで判断していいか、わからんとじゃないだろうかと。ましてそのときいいのはですね、担当者と3人おられます。園長は最後ですけども、園長さん印鑑押してあるけど、本当にコメントしているんだろうかなあと思まして、その辺は申し入れております。それからそういうことで、おかげさんですね、ちどり保育園の方は非常に外観もよくなりまして、なお保護者の人も非常に喜んでおりますけど、先ほど言

いましたようにですね、ソフトというか、やはりちどり保育園も何十年、公設のちどり保育園独自のいろんなメニューがございました。それと今衝突しております。しかしこれは時間をかければ、お互いに子どものことを考えて、自分のところが一番やり方がいいというふうに思っておりますけれども、時間をかければ、私はこのソフトというのは十分解決できると思います。

そういうことで再質問に入りますけれども、まず1点目は先ほど言いましたように島津市長にお願いしたいのは、残された後の2項目ですね。それを含めて、今後どのような取り組みをするか。そしてそれは非常に厳しいですから、やっぱり職員を巻き込むとともにやはり議員もですね、やっぱり監査チェック機能する議員も巻き込んで私はやってもらいたいと思っておりますけれども、特別委員会の方つくってですね、何かを。その点もひとつよろしくをお願いします。

それから保育園につきましては、玉名市内にはですね、2つの民間の保育園があります。許可がおりなかったりで、昔は非常に子どもが多かったのでいろんな条件に合わなかったと思っておりますけれども、私の知っているところ2つありますけど、非常に小さいけれどもサービスがよいし、非常に人気がございます。こういう何と申しますか、規制緩和の時代にですね、じゃあその無認可の保育園も土壌に乗せてもらえんのだろうかという要望はあっております。土壌というのは、公設民営化にするのは法人化じゃなければだめという条件ありますけれども、じゃあそれをもっと規制緩和して例えば15年、20年、30年、無認可の保育園で実績があったら、そういうテーブルに乗せてもらえんのだろうかというのは、自分のすぐそばに公設の保育園があるけれども、これと一緒になれば自分のところも経営ができるというふうな考えでおります。お互いに少子化ですからお互いに少なくなつて経営がアップアップしているようでございますので、その辺はどう考えているのか、その辺を保育園について質疑いたします。お願いします。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 多田限議員の再質問にお答えいたします。

まず子どもの安全の確保という観点から遊具の点検でありますとか衛生管理については、今後もさらに徹底してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから認可外保育施設事業主の公立保育所民営化への応募の可能性でございます。平成20年度から民営化いたしました2園の応募資格は、玉名市において保育所運営の実績がある社会福祉法人であること。その次に玉名市において幼稚園を運営している学校法人で民営化までに社会福祉法人を設立できる見込みのある法人というふうにしていただいております。この応募資格は社会福祉法人であることが条件となりますが、その理由といたしまして社会福祉法人は福祉事業において補助を受けやすく事業推

進の安定性、迅速性が期待できるためでございます。議員御質問の今後認可外保育施設事業主の公立保育所民営化に応募できる可能性につきましては、社会福祉法人のメリット等を考慮いたしますと、最終的には社会福祉法人であることが条件であるというふうに考えますので、どうか御理解のほどお願いします。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） おはようございます。まず多田隈議員の行政改革等についての私のマニフェストについての御質問にお答えをしたいと思います。政治家ですから選挙の際に申し上げたことをきちっと胸に刻んで市政運営に当たっていく、これは当然の責任であると、そういうふうに自覚をいたして務めている、そういうつもりでございます。

まず職員削減等の部分ですが、これは合併新市協定の中で決めていただいていたからね。3分の1の採用にすることを決めていただいていたから、これに沿って今実施をしているわけでありますが、中にはですね、やっぱりちょっと厳し過ぎる、ペースが速過ぎる、もうちょっと余裕を見たほうがいいんじゃないかというふうにいろんなことを御心配をいただいて、御示唆いただいた方もあります。確かに昨年等はまだもう30名以上の職員が一遍に退職していったわけでありますから、職員が戸惑うあるいは大変さ、それも私も受けとめております。ですからもろもろのことを御心配いただいて御示唆いただいたんだと思いますが、ただここで歩を緩めますとね、やっぱりなかなか実現しないということで予定どおりに進めておるつもりでございます。これはおおむね職員の削減については、計画どおりに進んでいるのではないかと考えております。

資質の向上について研修等々はそれなりにやっているわけですが、民間との人事交流はまだ今のところ実現をいたしておりませんが、合併当初2年間は農林省から御一人来ていただいて、今は財政課の方に県の職員が1人出向して来てもらっています。その分市の方からは県の税務課の方に研修も兼ねて出しておりますし、そういうできるだけ国なりあるいは県なりの行政の雰囲気会得する、あるいはそういう方々が市役所の中に入って来て、市職員を刺激してくれる、そういうことも期待しながら今後もこの交流は続けていった方がいいと、そういうふうに受けとめております。

次にその削減額の問題ですが、これは受けとめ方がいろいろある。受けとめ方が。しかしさっきちょっと具体的には言いませんでしたが、公共工事の見直し等は新幹線駅前整備の部分で大体今年まで終わらなきゃならなかった文化財調査、これはもともと新市計画では10数億円の計画になっております。それが今年終わりますまでに、いろんな見直しの中で4億円の幅で行なってほしいという県の文化課等との協議の中で、今そういう形で進んでおります。これだけ取り入れても私は10数億円の削減につながる。

さっきちょっと部長が説明を数字は説明しましたが、そういうふうに認識をいたしております。その他社会福祉の民営化でありますとか、指定管理者制度の導入でありますとか、これは計画に沿って実施しておる。これもおおむねそうそう計画なり、思いと違っているとは思っておりません。

収入役の廃止というのはこれ実際は私、収入役廃止って言いましたけど、もう2年後には廃止されるというのは大体大きな流れとしてはあるということは私は承知してましたから、それは持ち出したわけで、これはもう私が特別肩に力を入れてもですね、1年置いておけば2年後にはどうせ廃止になったんです。今この2市4町の中を見ましてもですね、収入役がいるのは1町だけでございます。あとはどこの市町も収入役はおりません。

私の退職金、退職金の問題ですが、これきのうも申し上げたとおり、合併以前は条例で決めておったから、条例を廃止するなり条例を改正すればよかったわけですが、その条例がなくなったもんですから私もちょっと戸惑っておりますが、まだちょっと間がありますしね、きのう申し上げたように、御心配のないようにお願いをします。申し上げたことは考え方はひとつも変わってないわけですから、考え方は、思いは。きのう申し上げたでしょ。きのう申し上げたとおり考え方はひとつも変わっておりませんから、そういう事情があるからといってね、何とか上手にごまかしていくというようなことにはしてはならない。それこそ名をこそ惜しめと思っておりますので、御理解をいただきたい。いずれにしろ削減額等のとらえ方はいろいろあると思いますが、私は確かに新市計画から見ると、先取りした部分があります。豊水小学校の建設等は。地元の方には19年から改築するという説明がなされておったようなわけで、新市になってからそれじゃ話が違うという強いお話もありました。同時に私どもも見てやっぱりこの老朽化は合併の状況の中で、そうそう看過できないんじゃないかという私の政治判断の中で、前倒しにいたしましたために数字の計算の仕方はちょっとわかりにくくなっている部分もありますが、私は私なりにね、そういう公共事業の見直し等々は思いに沿って削減が進んでいると、そういうふうにとめております。今後また議員各位にも御示唆いただいで、御指導をいただきたいと思っております。

ちどり保育園の問題ですが、民営化をいたしました。小天も小天東も一緒ですが、いたしました。この中で少子化の時代でもありますから、私は民営化した折に児童数がどうなるのかなあと思っておりましたが、全く減っておりません。むしろふえる傾向にあって、現在私は聞いたところでは、前年よりも多い42名の子どもたちが通っているというふうに承知しております。その中で民営化後法人の側で、調理場をきれいにされるとか、あるいは遊具を整理したり新しくされるとか、これはむしろ法人のやっぱり意欲的な努力だと受けとめておりますし、そういうふうにとめてほしいと思っております。

ソフトの部分でちょっと意見がどうだこうだというふうな話があった。私は一番大事なのはソフトだと思っているんですがね。これ私もまた議会が終わったらちょっと私自身が勉強しなきゃならん部分もありますから、行って聞いてみますよ。それはどういうソフトの部分で違いがあるか。私は民間の総意であるとか意欲的な保育であるとか、そういうものが必ず生かされる、公立の先生方も皆頑張っていますよ、頑張っていますけども、公立なるがゆえに身動きのしづらい部分があることは事実ですから、やっぱりそれを乗り越えて、ただ民営化というのは単に財政的な問題だけをやって、全市町村がやろうとしているのではない。やっぱりその民間の柔軟さ、民間のエネルギーを生かせる部分は生かしていこうじゃないかという考え方の中で、私は多くの市町村が取り組んでいるだと受けとめております。多田隈議員もこの間行ったら、何かここではちょっと何かどうおっしゃっているのか、意味がちょっと受け取りにくい部分がありますが、保育園に行ったら職員に非常に好かれておんなはるですもんね。今の法人の職員に。よう来ていろいろ協力していただきますというふうに職員たちが言っていますが。そういうふうに受け取るんでしょ、民営化してよかったと思っているんでしょ。どうもその辺がちょっと。だからよかったらよかったと思うと、しかしこの辺が問題だというふうに明確に御示唆いただいた方が私自身もわかりやすい。あのソフトの部分の違いがあるというのは私も気になりますから、これ直接伺ってですね、私自身も勉強したいと思います。ちなみに今朝の新聞出ておりましたように、長洲町が来年の4月から2園を民営化するというのを公表いたしました。これを拝見いたしますとね、荒尾玉名郡市の保育園を運営している社会福祉法人、これを対象にして民営化の御希望があるところはどうぞという通達を出す。それから南関町がずっとやっていますが、南関町は玉名郡市の社会福祉法人ということでお出しになりました。玉名市はいろいろ過去の経緯もあり例もありますから、玉名市内の保育園と幼稚園という形で幼稚園でそれで法人化が可能なところという形をした。3町それぞれにちょっとした違いはありますが、やっぱりそれぞれが判断して経営母体を打ち出しているのは私は妥当なことではないのかなあと、そういうふうに受けとめております。そういう中で玉名市のテンポは民営化のテンポは他の市町村に比べて決して速くはありません。まだ幾つも岱明町を初め、旧市2公立保育園が残っておりますが、やはり大事なことは地域の皆さんの御意見を十分に伺うということが一番大事なことであろうと思いますので、計画に沿って思いに沿って民営化はさらに進めていかなければならんと思いますが、やはりその際には地域の方々、関係者の方々の声を十分に拝聴した上で進めていく、方針だから決めたんだから進むんだというような乱暴なやり方をするつもりはございません。ぜひ議員各位にも御理解をいただきまして、御協力をお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） もう多田隈議員、よかですか。はい、わかりました。

以上で、多田隈保宏君の質問は終わりました。

13番 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） おはようございます。自友クラブの内田です。地域防災計画における防災訓練について一般質問を行ないます。

まず総合防災訓練の必要性についてお尋ねをいたします。去る5月12日発生しました中国四川大地震は、四川省の成都を中心に犠牲者が約6万9,000人、負傷者が約36万人、被災者は4,500万人にも上ると言われております。何とも痛ましい災害が発生し、特に多くの幼い命が小学校・中学校の校舎の倒壊により一瞬にして奪われましたことは涙を禁じ得ません。今回の地震はまた民家や学校、病院などの公共施設の倒壊を初め、交通・通信・電力などのインフラ施設にも大きな影響を与え、中国四川大地震のもたらす経済的損失は約7兆5,000億円にも上ると言われております。このような状況の中に日本からはいち早く、被災地に国際緊急援助隊が派遣され、非常に困難な状況の中に生存者の救助活動に従事し、中国国民より称賛と感謝の意があらわされたことは記憶に新しいところです。ただ災害現地におきましては、今もなお復旧作業とともに土砂ダムの決壊防止等の緊急作業が展開をされているところでございます。かつて日本におきましても平成7年には余り地震が起こらないであろうとされておりました阪神地帯に6,437名の犠牲者を出しました阪神淡路大震災が発生し、また平成16年10月には新潟県中越地震、さらに九州では平成17年3月に福岡西方沖地震などが発生し、大きな人的被害あるいは物的被害をこうむっているところでございます。

さて雨期を前にして5月28日には玉名地方防災会議が開催をされておきまして、集中豪雨や台風、地震や土砂崩れ災害等についての災害対策が協議をなされ、また当玉名市におきましても5月の30日に各関係機関の協力のもとに防災会議が開催をされております。また6月1日号の広報たまなにおきましても、総合支所ごとの避難場所一覧も周知をされているところでございます。気象予報は従来から比べますと格段の進歩を遂げておりますものの、近年は地球温暖化によるものか、九州北部を直撃しました平成3年の台風19号はかつて私たちが経験したことのないほどの強大な台風となりまして、家屋や農産物に甚大な被害をもたらしました。昨年は美里町を中心に集中豪雨に見舞われるなど、さまざまな自然災害が発生をしておきまして、大切な財産や時としてとうとい人命が奪われております。台風や集中豪雨などの災害は、気象予報技術の進歩やまたそれらに備える時間的余裕もありますことから、補強やあるいは避難などの各防災機関との連携のもと、その対策を講ずることもまたできます。しかし地震対策につきましては、最近地震通報システムの導入が図られておりますものの、いまだ未知の部分も

大きく国や各自治体においては、大規模な地震の発生を想定した総合防災訓練が実施をされております。玉名市地域防災計画書の地域地震対策計画におきましては、地震はその発生の形態、災害の規模等において台風、集中豪雨等と根本的に異なるものがあり、その対策においては特別な措置を必要とするとうたわれており、措置すべき事項として防災訓練の実施を初め、さまざまな対策の必要性が明記をされているところでございます。大規模な地震が起きないことを念じてはおりますものの、一旦発生しますれば、人命や家屋等の財産さらに公共施設やインフラなどの多くの被害をもたらす恐れがございます。阪神淡路大震災や今回の四川大地震を大きな教訓とされ、玉名市全体で地震防災の意識を高め、また一旦緩急の場合、玉名市民の人的被害を最小限にとめるためにも玉名市において総合防災訓練の必要性があるものと考えておりますが、執行部の見解を伺います。

次に消防団員の確保についてお尋ねをいたします。四川大地震発生と期を照らすかのように先般5月14日より減少を続けます消防団員の確保対策などを協議します初めての消防団国際会議が東京で開催をされております。そこで大規模災害に対するためには地域に密着した消防団の活動が不可欠とされ、消防団員の確保については11カ国の代表によりさまざまな協議がなされておるところでございます。かつて日本には約200万人の消防団員が防災消防等の業務に携わっていましたが、現在の消防団員数は約90万人までの減少をしておりまして、さまざまな要因によりまして、今後もこの傾向は続くものと見込まれております。玉名市におきましてもその傾向は例外ではなく、十分な消防団員の確保が難しい状況にあるものと察しておりますが、条例定数と現在の団員数を示していただき、また今後の消防団員の確保についてどのような方策を考えておられるのか伺います。

また3点目に自主防災組織についてお尋ねをいたします。阪神淡路大震災を教訓としまして、全国の行政区や自治会等に対しまして自主防災組織を組織するよう国からの指導がなされておるところでございますが、熊本県内の自主防災組織の組織率は全国平均の70%を大きく下回ります。44%程度とうかがっておりますが、玉名市におきます自主防災組織の現況とその活動についてお尋ねをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 玉名市地域防災計画における防災訓練についてお答えいたします。

まず一番目の総合防災訓練の必要性についてでございますが、現在の玉名市における総合防災訓練の実施状況としましては、全市的には行なっておりませんが旧町では9月1日の防災の日に年1回の避難訓練を行なっているところもでございます。また市内の

小中学校においてはすべての学校ごとに地震を想定した避難訓練が行なわれておる状況であります。今後の避難訓練につきましては、広報紙などにより防災知識の普及や防災意識などの高揚を図り、あわせて区長会及び消防団等の協力を賜り、総合的な避難訓練の実施を行なうことが災害における対応能力向上に役立つものと考えておるところでございます。

次に消防団の確保についてでございますが、議員御質問のとおり地域社会の状況が変化中、消防団員数は減少の一途をたどっております。かつて全国で200万人いた団員は今では90万人を割る状況であり、地域防災力の低下が懸念されているところでございます。また県別に見ますと熊本県は全国で5番目の消防団員数を有しており、全国的にはまだまだ恵まれているところでございます。当市の現況としましては、少子高齢化や団員のサラリーマン化の進展を背景に条例定数1,712人に対し、実員1,639人で定員に対する充足率は95.7%となっており、条例定員の確保が難しくなっている状況にあります。今後も消防団の必要性を多くの場所でPRを行ない、事業所などの御理解を賜るよう行政努力を行ない、地域防災力低下に歯どめをかけたいというふうに考えております。最後に自主防災組織の現状についてですが、玉名市の自主防災組織率は27%であり、校区を申し上げますと岱明校区、天水校区の2地区のみであります。その活動につきましては、岱明校区で消火訓練、放水訓練、救急訓練などを区の年間行事として行なっております。また天水校区においてはそれらの訓練以外に全区民参加による避難訓練を行ない、避難場所および避難経路の確認を行なっている状況であります。今後の自主防災組織拡充につきましては、自主防災組織の中心的役割を果たされる区長会及び消防団等に既に協力を促しているところでございます。平成20年度中に数カ所を立ち上げ、市内全域に組織をつくり広げたいと考えておるところでございます。

まとめとしまして、災害に強いまちづくりを目指すため自主防災組織、消防団組織などの連携を図り、災害時における足腰の強い地域の互助組織を確立したいと考えておりますので、議員の御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 13番 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） 玉名市内の各小中学校におきましては、すべてにおいて地震発生を想定した避難訓練が実施されている旨の答弁がっております。教育関係者の御尽力により児童・生徒の災害対策については相当な危機感を持って対応がなされているようでございます。ただ広く一般市民を対象としました総合防災訓練はいまだ実施をされておらず、地震対策のみならず台風や集中豪雨等の自然災害の人的被害を最小限に抑えるためにも、また防災意識を高めるためにも各関係機関の協力を仰ぎながら玉名市の

行政が主体的役割を果たすことが求められているものと考えております。そのことによって安心して安全な地域社会が構築をされ、玉名市民の行政に対する信頼もまた高まるものと考えております。早急な対応を要望いたしたいと思っております。

次に消防団は地域防災の中核でありまして、またその存在そのものが私たちの日々の安心して安全な生活を送る精神的な大きな支えでもございます。消防団員の確保につきましては、各分団よりそれぞれの対象者に消防団への加入に積極的な働きかけがっておりますものの、就業構造の変化などによりましてなかなか困難な状況が続いております。そこで市内企業や事業所等にも先ほど働きかけるといことがございましたが、消防団活動の重要性を文章化されてでもする、またそれを携え加入促進を図られればいかがでしょうか。また市職員はそれぞれに地域におきましても優秀なリーダーでもあり、そうでなくてはまたなりません。合併後先ほど市長の答弁のように3分の1の採用となっておりますが、新たに採用された職員に対しまして、その消防団員の加入についてのどのような指導がなされているのかお尋ねをいたします。さらに自主防災組織の拡充につきましてはそれぞれの行政区ごとに組織化することによって、いわゆる災害弱者の方々の災害時の避難や状況把握等も的確なものとなると思っております。できるだけ早急に自主防災組織の拡充を図られますよう要望しまして、私の一般質問といたします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 内田議員の新規採用職員に対する消防団への加入についてのどのように指導なされているのかの再質問にお答えいたしたいと思っております。新規採用の職員に対しましては、採用初年度に2回行なわれます新規採用職員前期及び後期研修において、総務課防災担当職員より消防団の状況や必要などの説明を行ない、消防団への加入促進を行なっているところでございます。現状としましては加入促進の効果もあり、市職員の消防団加入者は新規採用職員を含め62名となっております。各地域の安心・安全に貢献しているところでございます。今後とも引き続き新規採用職員も含め、市職員の消防団への加入促進を図り、団員確保にも努めてまいりたいというふうに考えております。先ほど申し上げましたが、市としましては災害における足腰の強い地域の互助組織の確立を考えておりますので、議員の御理解、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番 萩原雄治君。

[1 番 萩原雄治君 登壇]

○1 番（萩原雄治君） おはようございます。自友クラブの萩原雄治です。まずは島津市長へ、愛三工業の企業誘致、まことにおめでとうございます。そして大変お疲れさまでした。また望月産業経済部長初め商工観光課企業誘致推進室の職員の皆さんも大変お疲れさまでした。この場を借りてお礼を申し上げます。橋本市長のころより、市民が待ちに待った企業誘致であります。これを足がかりにますます企業誘致が進むことをお願いいたします。ところで本年3月議会において多重債務者相談室設置についてと題して一般質問をしました。早速この5月から商工観光課の中に間仕切りができ上がり、相談できる体制になりました。まことにありがとうございます。また設置したばかりで市民の方々に浸透していないと思われまますので、啓蒙活動を強化されることをお願いいたします。

さて5月8日、9日の1泊2日産業経済委員として広島市に玉名市観光キャンペーンに行ってきました。広島市は熊本市の約2倍の人口というのもびっくりですが、都市の規模としてはもっとも大きい感じがしました。広島は原爆の被災地としてはもちろんのこと、大阪と福岡の中間都市としても発達してきたのかと感じます。熊本市が現在政令指定都市を目指していますが、以前は九州の中心として発達してきたと思われまますが、3年後には九州新幹線が全線開通して取り残されることも予想されます。玉名市においてもこれから新幹線開通までの3年間が大事であると思います。そこで玉名市観光キャンペーンですが、花しょうぶまつりがメインであります。その花ショウブの花についてであります。去年は花のつきが悪いとの評判でした。私も昨年9月議会で一般質問をしています。そこで今年には都市計画課がさらに一生懸命に育てている姿が伝わってきていたところでした。実はきょうの熊日新聞の朝刊に花ショウブの栽培を担当、玉名市都市計画課花の都づくり係として緒方聡美さんの写真と記事が大きく掲載されましたので、ここで御紹介をいたします。今年には祭り開始よりも花の開花が1週間ほどおくれたので祭りの期間設定をもう一度見直さないと、一度来玉された方々が二度と来ないことにもつながります。そして大事な3年間があっという間に過ぎてしまいます。また産業経済委員会の行政視察として5月13日から15日までの2泊3日の予定で北海道の岩見沢市と新冠町に行ってきました。両方の市と町はJAと役所と農家が一緒になって農業振興をやっていることに感心しました。玉名市も山・川・海に恵まれているので、JA玉名と玉名市と農家と一緒に玉名独自の農業振興政策をすることが玉名市の発展につながるものだと思います。

それでは一般質問に入ります。今回の質問は市の職員の研修についてであります。

その前に合併の効果を調べましたので、御報告いたします。平成17年10月3日に1市3町が合併して玉名市となりました。議員数は合併当初1市3町合計で66名でした。合併して現在は30名であります。議会事務局の人員が合併当初1市3町合計で12名から合併して7名となっています。議会費が合併前、平成16年4億7,423万5,000円だったものが、平成20年度は2億7,896万円と聞いており、単年度で1億9,527万5,000円の削減となっています。また職員数においては、合併協議会の協定書に書いてあるとおり毎年退職者の3分の1程度を採用されていますので、合併当初697名だったのが現在は632名で65名減の3年間の累計で3億7,572万4,000円の削減と聞いています。合併協定書どおり今後も職員数は急激に減るものと予想されます。新庁舎建設で効率はよくなるものと思われませんが、それまではかなり非効率なところもあるでしょう。私は議員となり2年半職員の方々と接してきましたが、それぞれの担当部署においてしっかりと市民のために働かれていると感じました。ですからこれからは職員の適材適所の配置と職員研修が必要だろうと思ったので、今回一般質問をしたわけであります。そこでお尋ねいたします。1点目といたしましては、職員の研修実施状況はどのようになっているのか、また参加人数と経費についてもお伺いいたします。2点目といたしましては、今後の研修実施計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 萩原議員の職員の研修についてということでお答え申し上げます。1点目の職員の研修実施状況についてですが、職員の研修につきましては昨年2月に職員の育成に関する基本的な方針と具体的方策について示しました玉名市人材育成基本方針を策定し、また同年4月には基本方針に基づき職員の能力開発に関する具体的方策についての基本的な考え方を定めた玉名市職員研修基本計画を策定し、組織を挙げて職員の能力開発を推進しているところであります。研修体系を申し上げますと、基礎研修、特別研修、選択研修、派遣研修、職場内研修及びその他の研修、自己啓発の6種類がございます。まず基礎研修ですが、平成19年の主な研修内容は新規採用職員、前期後期2回研修いたしております。勤続3年6年9年目研修、新任係長研修及び新任所属長研修です。次に特別研修ですが、平成19年度の主な研修は法令に関するレベルアップを図るための法制執務の基礎研修、職場内研修リーダーを養成するためのリーダー養成講座、また本市が中国瓦房店市及びアメリカクラリダ市と姉妹都市を提携していることを受けまして、職員の中国語及び英語に対する語学力の向上また国際化に対応できる人材育成を図ることを目的に外国語、語学研修を実施いたしております。中国語研修につきましては、平成19年7月から9月までの間の24回を九州看

護福祉大学において同学の教員及び助手を講師に迎え実施いたしております。また英語研修につきましては、同年10月から12月までの間の計24回を本市文化センターにおきまして、本市の国際交流協会の会員である在住の通訳ボランティアにより実施いたしたところでございます。原則として40歳未満の職員を対象に受講希望をとり、それぞれ業務終了後の午後6時から7時までの1時間で、受講者数は中国語が22名、英語が17名の受講で、いずれも6割以上の出席率でございました。次に選択研修ですが、19年度の主な研修内容は企画立案力向上研修、政策立案の基本研修です。次に派遣研修ですが、平成19年度の主な派遣団体は、熊本県それと熊本県後期高齢者医療広域連合、熊本縣市町村振興協会及び九州看護福祉大学です。また自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミーなどの各研修所に宿泊して行なう研修にも参加いたしております。次に職場内研修ですが、所属長がその所属職員に対し、主に日常の業務を通じて職務に必要な知識、技能等の習得を図る研修でございます。最後にその他の研修ですが、先進地視察研修、自主グループ研修、自己啓発研修が設定されておきまして、職員の自主的な活動、能力向上に支援しているところでございます。参加人員と経費についてということでございますが、平成19年度の実績について申し上げます。まず基礎研修ですが、68名で費用額が61万8,000円です。特別研修につきましては、述べ593人で費用が43万5,000円です。選択研修につきましては、5人で費用が70万円でございます。派遣研修ですが、延べ38人、費用が153万1,000円です。総費用は328万3,000円となっております。

2点目の今後の職員の研修計画はどのようになっているかということでございますが、今年度の職員研修は前年の研修実績を踏まえ研修体系を基本として実施してまいりますが、特に本年度は新たに構築しました人事評価の試行を実施する関係で、すべての評価者を対象に評価者が人事評価のルールや目的を理解するための人事評価訓練を実施いたします。今後におきましては、職員の能力開発のために必要な取り組みを定めて実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小屋野幸隆君） 1番 萩原雄治君。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） 詳しい答弁ありがとうございました。職員がしっかりと研修しているのがわかりました。再質問ではありませんが、ただいま外国語習得研修として瓦房店市とクラリダ市と姉妹提携しているのが中国語と英語を実施しているとお聞きしました。英語は世界共通語として必要であるとだれでもわかることであります。中国は世界一人口が多い国としてお隣の国として必要になるだろうし、また北京オリンピック終了後には日本への旅行者がふえることが予想されます。実は今年玉名観光協会が玉名の観光パンフレットとして外国語で2種類つくられてました。その1つが英語と中国語

が一緒になったもので、もう1種類がハングルです。韓国からは以前日本からの招請状がないと日本に来ることができなかつた時期があります。それがパルパルオリンピックだと思いますが、ソウルオリンピックは1988年開催ということでそう呼ばれておりました。今でもいつでも何人でも来日できるようになりました。現在は玉名のゴルフ場の約5%が韓国人とお聞きしております。そういうことで外国語研修の1つにハングル講座も加えていただきたいと思います。最後に職員のさらなる研修とモラル向上をお願いをいたしまして、今議会の私の一般質問を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、萩原雄治君の質問は終わりました。

3番 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 自友クラブの宮田知美です。まずは与党議員として先だって発表されました誘致企業について感謝の意を申し上げたいと思います。愛三工業が玉名市に誘致されましたことは先ほど萩原議員も言いましたように農林水産業の衰退とともに若者の地元離れが進む中、非常に画期的なことだと思います。島津市長を初め、関係各位の皆様方大変御苦労さまでした。お世話になりました。

さて、ふるさと納税について一般質問をいたします。この制度は2008年4月30日の地方税法改正により始まり、自分が生まれ育った出生地や応援したい地域などの自治体に寄附すると、個人住民税などが軽減される仕組みで5,000円以上の納税ができるという納税制度と聞いております。この制度は本来4月からスタートするはずだったが、我々の記憶に新しい揮発油税やガソリン税の暫定税率と同様に歳入関連法案に含まれていたために、一旦とんざいたしました。しかし、5月によりやく与党の賛成多数で正式に導入されました。この制度の特色は納税者が自由に納税先の自治体を選択できる点、これまでの住民票のある自治体に住民税を納めるという原則から離れ、居住地にかかわらず寄附の形で自分の納める税金の一部を好きな自治体に納めることができるということです。このためもともと税収が少なく財政基盤の弱い地方の自治体などは、税収アップのチャンスととらえ、PR作戦を積極的に展開し、全国の自治体が税金の奪い合いという構図が少しずつ生まれているようです。一例を挙げますと、山口県の萩市は1万円以上ふるさと納税した場合は特産品のナツミカンや萩焼、これはいずれも5,000円相当でございしますが、の進呈を決定するなど他の市町村も1万円以上寄付した人には5,000円の控除で残りの5,000円が負担となるため、負担分の5,000円分を感謝という形で特典を検討しているようです。また知名度の高い夕張市は財政難を逆手にとって成人式もできませんと泣き言を言いながら全国から義援金みたいな形で納税してもらおうと頑張るようです。このように各自治体の努力次第では、また手続の簡素化ができれば第二の地方交付税になりえるかもしれないというふるさと納税の関与

に期待しているようです。

さてこのように行政間の施策競争の中、玉名市により多くの方々にふるさと納税をしてもらうためにどのような施策を考えておられるのか、その施策についてまず質問をいたします。まず3点ほど質問します。1点目は大多数の方が確定申告をしないサラリーマンのような多くのお勤めの方々であります、その方々が簡単にふるさと納税ができるのか、2点目は納税してくれた方へのお礼やら手続等で事務負担が相当予想されると思うが、人員は大丈夫なのか。3点目は年間どれぐらいの増収が見込めるのか質問いたします。

次に玉名市に納税されたふるさと納税の使い道について質問します。先だつての新聞によりますと、天草市などはふるさと納税の使い道として次のような項目を掲げております。1、少人数学級の維持、学校図書館の活性化などの教育関係。2、企業誘致費用や若者が働ける産業の創出。3番目、少子高齢化対策。4番目、新庁舎建設などに使ってほしいと納税者が選べたり、市長お任せコースもあるそうです。私といたしましては、どのような使い道であってもこの道路、この施設はふるさと納税でつくられたんですよという表示や看板を掲げる必要があるんじゃないかならうかと思っております。このように目的税のようなものによって、皆さんに、皆さんというのは現玉名市民の方々やお盆やお正月等で帰省されたの方々に対してですね、皆さんにふるさと納税をPRでき、また新たな認識や認知度が上がると思います。玉名市ではどのような使い道を考えておられるのか、質問いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

〔企画政策部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画政策部長（牧野吉秀君） 宮田議員のふるさと納税制度についてお答えいたします。ふるさと納税制度はふるさとを応援したい、ふるさとに恩返ししたいという皆様方の善意、厚意を寄附という形にして地方公共団体に寄付した場合、個人住民税や所得税を一定限度まで控除する制度で、平成20年度の税制改正に伴い制度化されたものでございます。玉名市におきましても現在企画課及び財政課におきましてPRの方法でございませうか、あるいは寄附金の使い道につきまして検討を行なっているところでございます。議員御指摘のとおり本制度そのものが施行されたばかりで制度自体がまた浸透していないように見受けられるところでございます。今後制度の周知も含めまして玉名市のホームページでございませうか、広報紙及び県外向け広報紙「ふるさと玉名の今」の活用、各種イベントでのPRに努めてまいりたいと考えております。またふるさとを離れておられる玉名出身者に対して、御家族・御親戚・友人である玉名市民から声をかけていただくことも大いに効果があることだと考えております。先ほどお尋ねの中で、簡単に手続ができるのかというお尋ねでございました。例えばサラリーマンの方、いわゆる

る特別徴収の方が寄附をする場合でございますが、この場合も領収証をもってそれを翌年確定申告をしていただくということになります。そういったことで手続方法としては同じようなことでございます。

次に制度導入によるところの事務の負担についてはどうかということでございますけれども、PR、寄附金の受け入れ、領収証書の発行など多少の事務は発生してまいりますが、現体制で対応できるものと考えております。今後窓口となる課を中心に関係課と連携をしながら、進めてまいりたいと思っております。

次にこの制度の取り組みにおける寄附の見込み額ということでお尋ねございました。現在まで他市の状況においても施行されて間もないため、見当がつかない状況でございます。目標の設定につきましては、今後十分検討してまいりたいと存じます。

それからふるさと納税の使途、使い道につきましてはほかの自治体見ますとおおむねお尋ねのように4から6項目の使途を定めて寄附の呼びかけをされております。玉名市におきましても現在検討をしておりますが、ふるさとへの思いを託していただくという趣旨から地域の産業であったりあるいは雇用の創出であったり、玉名の恵まれた自然を生かしたまちづくり、また3月議会でも内田議員の方から質問の中で御提案もありましたけれども、玉名の特徴であります草枕の里づくり、あるいは干拓堤防の保全、花や音楽のまちづくりといったものもそういった募集のですね、項目としてはふさわしいものの1つではないかと考えております。今後できるだけ、早い時期に決定をいたしまして、ふるさとへの善意、厚意を受け入れる体制づくりをしてまいりますので、議員皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 3番 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 答弁お世話になりました。再質問する前にですね、この制度というのはどういう背景で生まれたといたしますか、どういう背景があるかということをおまじ皆様にごっとお知らせしたいと思っております。記憶も新しいんですが、昨年参議院で自民党は大敗をいたしました。かわりに私が言うのも変なんですけど、後出しじゃんけんのうまいですね、民主党が大躍進をいたしました。大躍進した民主党の小沢党首は北海道から沖縄まできめ細かく回り、東京にだけ繁栄をもたらして地方を破壊した小泉、安倍路線を変えなければならぬと訴えた。一方与党の政策には地方や弱者への配慮が薄く、弱者優遇の視点が農業政策まで及んで、地方の生活者の不安をかきたてた。多くの地方で進んでいる医療・福祉・流通等の劣化と地元経済の疲弊がこれに拍車をかけた。この不安こそが与党を直撃した本当の逆風だというふうに言われており、私もそう思います。今の政権や参議院選の安倍路線が地方や弱者を顧みないでいたのか、私はそうじ

やないと思います。このふるさと納税にしても政府は地方格差や過疎などによる税収減に悩む地方自治体のためにこのふるさと納税制度などを2007年6月研究会を立ち上げ、当時の安倍首相が夏の参議院選挙に向けて地方重視の姿勢を強くアピールする思惑の代物だったと言われております。このことを申し伝えておきます。私はこの制度は自主努力では限界の地方の自治体にとって非常に画期的な制度ではないかと思っております。まずはネーミングがグーだと思っております。今、野党に攻撃されております後期高齢者医療制度じゃなくて、皆さんがいつでも哀愁を感じるふるさとへの納税制度だということです。私も学生時代も含めて十数年余りふるさと熊本を離れ、都会で生活してきました。もしあなた方が今も都会で暮らしていて、自分を育ててくれたふるさとの天水・横島・岱明や玉名市や熊本からあなたのふるさとをよくしたい、また守るためにふるさと納税をして協力してほしいと頼まれたらどうしますか。断りますか。遠くまた長い間離れていればいるほど、少々の無理はしても納めると思います。都会で定年でも迎えたら親、兄弟や、親戚のいるふるさとへ帰りたと思います。また幼少を過ごしたふるさととのつながりを保つためにも協力は惜しまないと思います。その上5,000円相当のふるさとの香りを乗せたミカンが毎年送られてくるならなおさらと思います。この一石三鳥のこの制度、新規の制度で大変な部分もありますが、玉名市の活性化のためにも期待しておりますので、玉名市長に玉名市においてこのふるさと納税の意義について最後に質問したいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） ふるさと納税制度についての御質問でございます。私は全体として非常にいい制度だと思いますが、先般来、市長会等で各市町長とも一緒になる機会が多かったんですが、皆一様に悩んでいるんですね。というのは議員も御指摘されたようにやっぱりちょっと確定申告をしなきゃならんとか、手続が煩雑だということで、このふるさと納税制度、どこまで育っていくだろうか、どこまで伸びていくだろうか。皆やっぱり確たる自信がない。しかし各市が一生懸命各市町が、あるいは県もそうですが、この制度の始まりに備えて、それぞれに苦心をしています。何とか制度が地方のために生かせないかということで、努力をしています。苦勞もしています。私どももさらにそういう努力を重ねなきゃならんと思っています。先に広報たまな特別号というのをつくって、玉名出身の方々にお伝えをするそういう特別号をつくりました。また今送りつつあるところであります。それは決してふるさと納税制度が始まるからと、それを前提にしてやったわけではありませんが、やはり御出身の方々がふるさとの今というタイトルでふるさと玉名市の今というタイトルでつくりました広報たまなを非常に懐かしんでいただいている。ほとんどの方が喜んでいただいている。私はそこから始まってくるん

だと思う。宮田議員もおっしゃったようにやはり都会に生活して、あるいは都会でなくても郷里を離れて生活する者にとって、郷里への思いがないはずはありません。そのときにふっとやっぱりふるさとからそういう便りが届くということは改めてふるさとへの思いを思い起こすことにもなるし、やがて新幹線でも開業すればぜひ新幹線を使って久方ぶりに帰郷してみたいかと思うかと、そういう思いもあってこの特別号はつくらせていただきましたし、また発送をさせていただいておるところです。その中でやはりふるさとへの思いを熱くしていただいて、このふるさと納税制度に対する一助にもなるのかなあというふうにも感じるところでございます。市によっては既にこのふるさと納税制度とは別に市のサポーター制度、応援団、例えば熊本県内でも上天草市ですとかあるいは宇城市ですとかには前からあったんですね、応援団組織みたいなものが。これもやっぱり考えなきゃいかんのではないかなあと思っているんです。既にいろんな方々が心遣いいただいて、いつどういう形でやるかは別にしてですね、ふるさと納税、玉名市への第1号私が一番にそれはしましようというような方も出てきていただいておりまして、非常に嬉しく思っております。また先般ある出身の方が子どものころ育ててもらったふるさと、そして今両親がお世話になっているふるさと、そこに自分たちのふるさとへの思いを込めて一部でもふるさとへの納税に切りかえることができれば非常にいいことだというお話をいただいている方も複数いらっしゃいます。私は私どもが企画として、今いろいろ御指摘あったそのお土産をどうするかということは別にして、まだそういうふうに決めているわけじゃないですよ、それは別として、そのどういう企画で多くの方々に呼びかけるか、これ今検討をしてもらっております。私も非常に強い関心を持っています。また同時にお話があったそのアピールの方法として、いただいたお金を全部市の一般の中につぎ込んでしまったら何に使われたかわからんということで、そういう激励いただいたお金はこういうことに使いますという用途を明確にすることもその中の1つだろうと思っておりますが、いずれにしろ乗りおくれないようにですね、しっかり協議をして出身の方々を中心にして玉名への思いを熱くしていただけるような努力をしてみたいと思っておりますし、先ほど申し上げたようにやっぱり私は多くの方が自分のふるさとへの思いを強く持っている。改めてふるさと納税制度が始まったことによってですね、自分にとってのふるさとは何だったのか、若いころ随分お世話になったな、友人たちもいるな、両親は相変わらず田舎でお世話になっているな、そういう思いを重ねながらきっとふるさとへの応援をしていただける、そういう方向に向けて懸命に努力をしてみたいと思っております。

○議長（小屋野幸隆君） 3番 宮田知美君。

〔3番 宮田知美君 登壇〕

○3番（宮田知美君） 市長、ありがとうございました。市長も私が聞いたところによ

りますと、中央大学いわゆる東京の方で生活されていた都会に一度は出られた方です。ふるさとへの思いもあるんじゃないかなろうかと思っております。今のようにふるさとをよくしたい、守りたい、また貢献をしたいという方たくさんおられます。ですから玉名市の活性化のためにもこの企画は私は期待しておりますので、皆さん頑張ってくださいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 有明クラブの吉田喜徳と申します。誠に僭越でありますけれども、宮田議員と同じ思いをした十数年ふるさとを離れておりました吉田喜徳もただいまの議員の格調高い、今伝統文化が忘れられ、ふるさと郷愁という言葉が忘れがちになる今日において、本当に感動するお言葉を聞いて、有明クラブを代表して敬意を表します。

議長の事前のお許しを得まして、2の（2）を1の（3）に繰り上げて質問をさせていただきます。

教育問題、その1、通学区域の弾力的運用について、私たち市議会文教厚生常任委員会は、去る5月13日から15日の3日間、愛媛県今治市で通学区域の弾力的運用について、また同県宇和島市では放課後の居場所づくり子どもプランについて、それぞれ研修を行ないましたが、玉名市での取り組み等についてお尋ねしたいと思います。今治市教育委員会学校教育課は、「通学区域制度の弾力的運用について」というパンフレットを発行していますが、それは一目瞭然、整然としたものであります。ちなみにそのパンフレットについて申し上げますと、発行は愛媛県今治市教育委員会学校教育課、「通学区域制度の弾力的運用について、通学区域制度の弾力的運用を行ない校区外通学の許可をしております。小学校、中学校へ入学する際、学年学期の途中において転勤の場合、校区外通学を希望される場合は学校教育課へ御相談ください」という始まりから、校区外就学許可事項5項目きちっと整理されております。家庭環境に関する理由、2つ目、住居に関する理由、3つ目、身体的理由、4つ目、教育的配慮を必要とする場合、その他を掲げ許可基準、許可期間、必要提出書類等の欄と分類し、前述した5項目について明示したものであります。家庭環境に関する理由は児童の保護者の勤務上、職業上あるいは病気療養等により当該児童の保護にかける場合、こういうようなことであります。許可期間は学年終了時までの期間とし、就学状況等を確認の上更新できる。必要書類も提出しなければならないというふうになっております。住居に関する理由は11項目ありますが、まあ今は新築あるいは建築中、あるいは公共事業のため立ち退き、

あるいは災害が起きたために通学区域の弾力的運用をしていただくお願いをというような項目で約11項目あります。身体的理由、事由は身体虚弱または通院治療を要する場合等で通院通学に便利な学校に通学する場合とかですね、特別支援学級に入級されることが妥当と認められる場合とか、そういうのがございます。また教育的配慮を必要とする場合が問題になっているいじめ、不登校など、あるいは両親の死亡、離婚、失踪、犯罪等、またはサラリーマン金融からの逃避など、そんなような理由を挙げております。それには期間もそして必要書類の提出をちゃんと望んでいる。住所により定められた指定校中学校に児童が希望する運動部がなく、隣接校の運動部に入るため校区外就学希望する場合、こういう場合も基準を設けているわけでございます。本市教育委員会でもこのことについては弾力的運用を行なっておられるということは私も知っておりますが、このような校区外就学許可事項等を整備しているのか、臨機応変に対応されているのか、臨機応変にその都度教育長がですね、あるいは教育委員長が教育委員会等に諮るとか、あるいは教育長の裁量とかによって臨機応変に対応されているのか。保護者へ明示して理解を求めてどういうふうにして求めておられるのでしょうか。また今治市でいう5項目についての事例件数は、本市では18年、19年度主なものでいいですから、どんなものがあつたんでしょうか。お尋ね申し上げます。

次の質問であります。放課後子どもプランであります。このことについては地域子ども教室が教育委員会、放課後児童クラブは、つまり学童保育ですね、福祉部の所管であります。放課後子どもプランとして教育長に一括して御答弁いただければ幸いです。ちなみに放課後子どもプラン連携推進室というものが文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課、厚生労働省雇用均等児童家庭局育成環境課に設置されています。「あなたのまちの放課後対策を応援します。放課後子どもプランの案内」と題して、その案内書を発行し、自治体の御担当者へとして配付されているということです。これ御覧になったんじゃないかと思えます。本市ではこのことについてはどうなのでしょう。まず本市の子ども教室の取り組みは19年度滑石小学校が試行年度として実施、本年度開校。本年度は小田小、月瀬小が開校するようですが、まず滑石小のその取り組みについては、その期待される成果はどうだったのでしょうか。次に放課後児童クラブの現状、実情を踏まえ、これから子ども教室が本格化することに備え、社会教育課とそれから子育て支援課が連携してこの連携推進をどうとらえて取り組んでいかれるのか。また横島小学校の様子はいかがなのでしょう。お尋ねをいたしたいと思えます。

改正教育基本法に基づき策定する教育振興基本計画の答申案を中教審特別部会が了承し、道徳教材に国庫補助が道徳教育充実のため教材づくりを支援する国庫補助として認められることは確実であると思えます。道徳教育に対しても教材費として、これが正式に認められる。さて自治体の厳しい財政背景のため、このような教材費が流用されて

いるのでありますが、本市の現状等についてお尋ねいたしたい。文科省は1967年、昭和42年の第1次から2006年度までの第4次にわたって教材整備計画を策定し、学校が定める教材の充実を図ってきたのであります。当初は国が教材の品目や数量の基準を定め、国庫負担で教材費の半額を補助していたのですが、1985年、昭和60年度から地方交付税措置へ移行し、教材機能分類表で例示はしているが、これは各学校に整備する目安としているため、その流用がなされているものと思います。教育重視、教育問題を最優先課題としてとらえる者にとって、また子どもを持つ者にとって、あるいは学校にとって、この流用は甚だ残念であります。標本や跳び箱など公立小中学校の教材を充実させるため、国が2006年度に全国の市町村などに地方交付税として（財政）した約813億円の内、実際に教材の購入費、教材費に当てられたのは66%、約530億円、3分の1が目的外に使われていたことがこの度の文科省の調査で判明、また07年度に学校の図書購入費として交付税措置した約200億円、22%が図書購入費をですね、多目的に流用されていたことも同調査で判明しているのであります。教育長は昨日のさる議員の答弁で十分な図書購入ができるように配慮していくと、このように答弁されましたが、本市にあっては図書購入等の流用はないのかと心配しているのであります。県内では国が県内の市町村に対し、地方交付税措置の算定基礎となる基準財政需要額として示した県内小中学校の教材費は、計12億9,329万円で、このうち実際に教材の購入費に充当されたのは38.5%の4億9,749万円、大半がその流用の理由として、財政事情のため流用と答えているのであります。そういうのがわかった次第であります。いくら財政事情といってもこれわからないでもありませんが、せっかくの教育のための交付金がどこに行ったかわからない、何に使われてたのかとそのことを憂慮するものであります。玉名市においては06、07年度の教育交付金はどうだったのでしょうか。その使い道等についてできれば市長に、あるいは財政担当の部長にでもお答えいただきたいと思っております。ちょうど12時になりました。よろしくお願ひします。

○議長（小屋野幸隆君） 吉田議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 吉田議員の通学区域の弾力的運用についての御質問にお答え

いたします。通学区域制度は、市町村の判断と責任において定められているものでありまして、地域の実情や保護者の意向に即して教育委員会としても弾力的な運用を心がけております。それに伴う通学区域外就学許可基準につきましても整備しておりますが、パンフレット等をつくって保護者に配布するというところまではしておりません。議員御承知のとおり通学区域外就学とは学校教育法施行令第8条に基づき指定した小学校または中学校以外の学校に通学することです。その手続としては通学区域外就学を希望する児童・生徒の保護者は「通学区域外就学願」を教育委員会へ申請することになっております。平成18年度通学区域外就学願いを提出した保護者は学期途中の転居が12名、最終学年の転居1名、転居予定者10名、その他14名、調整区域のため11名、合計48名となっております。平成19年度は学期途中の転居が13名、転居予定6名、その他7名、調整区域のため17名、計43名となっております。教育委員会が許可基準として定めているのは学期途中の転居、最終学年の転居、新築等による転居予定、身体的理由、生徒指導上の配慮、これにいじめとか不登校が入っております。今後の課題として調整区域、就学許可基準の見直しを行ない、より弾力的な運用を考えております。なお保護者に対するパンフレット等の配布につきましても、今後考えてまいりたいと思っております。とにかくこのことに関しましては、議員がおっしゃるように臨機応変に対応をしていきたいと、こう考えております。

次に放課後子どもプランについての御質問にお答えをいたします。国が推進する放課後子どもプランは、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」が一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業でありまして、地域社会の中で放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するために実施されるものであります。教育委員会ではこの事業を活用して平成19年度滑石小学校をモデル校として、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」を実施いたしました。平成19年10月から5カ月間で述べ30回開校し、参加児童は1年生から6年生までの41名でございました。活動内容といたしましては、週2回滑石小学校の先生方を中心とした学習活動と地域ボランティアの方々によります体験・交流活動を行っております。閉講後、参加者にアンケート調査を行なったところ、児童からは「参加してよかった」あるいは「地域の人と触れ合うことができた」、保護者からは「毎回喜んで参加していた」、「親子の会話ができてとってもよかった」、こういった回答をいただいております。アンケートの結果からも十分な成果があったと考えております。こうした結果を踏まえ、本年度も滑石小学校では継続して開講し、さらに推進を図るために小田小学校と月瀬小学校の2校を加えた3校で実施できるように計画をいたしております。なお、滑石小学校におきましては、去る6月6日に開講式を行ない、今年度は32名の参加のもと早速開始しているところでございます。また、小田小学校と月

瀬小学校につきましては、小学校の先生方や関係者と9月からの開講を目指して協議を行ない、準備を進めているところでございます。また玉名市では保護者が就労等により昼間家庭にいない、主に小学校低学年児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図る、放課後児童健全育成事業いわゆる学童保育を実施いたしております。議員お尋ねの学校の余裕教室を利用して「学童保育」を実施しております横島学童クラブの現状でございますが、現在1年生が6人、2年生が11人、3年生が5人、4年生が1人の計23人が余裕教室で放課後及び夏休み等の長期休業時において実施をいたしております。保護者や学童保育の指導員の方々からは、学校の施設内なので安心できる、担任の先生から直接児童の状態を聞くことができるので安心、あるいは学校行事の連絡が直接できるため連携がとりやすい、長期休業中も学校内での学童保育を実施するため運動場やプールの利用もでき、安心等の意見が上がっております。現在市では放課後対策の実態を総合的に把握するため、玉名市内の保育所に通う就学前児童と小学校1年生から3年生までの児童を対象に学童保育の利用状況及び利用規模や各クラブの人数規模、実施場所の希望等を盛り込んだ実態調査を行ない、集計、分析をしているところでございます。今後、調査の結果を踏まえ、より利用しやすい学童保育事業の推進に努めてまいりたいと考えております。こうした現状を踏まえ、放課後子どもプランを構成する「放課後子ども教室推進事業」及び「放課後児童健全育成事業」が有効的に活用され運営できますように関係団体等を含めた運営委員会を開催し、教育委員会と福祉部の方で十分に調整を図りながら、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することができますように、今後とも連携を図っていききたいとかように考えております。御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 吉田議員の教材費についてお答え申し上げたいと思っております。地方交付税に算入されている教材費を流用していないかというような御質問でございますが、議員も御承知のように、元来、地方交付税とは地方独自の財源でございますが、流用といった言葉が果たして適切な表現であるかということは、これは疑問なことだろうというふうに思っております。本市の教材費の予算につきましては、必要な経費を措置することとしており、平成19年度の数値でございますが、地方交付税に算入された教材費約4,500万円に対しまして、約5,000万円も予算措置している状況でございます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 通学区域の件でありますけれども、実に不合理なことがいろいろ現実にあっているわけですね。それに対して本当に臨機応変に対応していただくことに対して深く敬意を表します。例えば番地あるいは区ですね、何々区、行政区がこうございますけれども、隣りでありながら近いところには行けない、遠いところの小学校区にあるいは中学校区に行かないかないという現象が現実的に起こっている、これが発展すれば学区制の問題になっていくのかなあとと思いますけれども、今はまだそれは早すぎる。しかし東京都なんかではですね、学区制の弾力化、自由化がですね、もう既に始まっているわけありますので、将来研究材料にはなるんじゃないかなあとこのように思います。

放課後子どもプランの中で、先ほど申しましたように余裕教室、これ町小の例でありますけれども、空き教室と言ったらこれ叱られるようでございますので、あえて余裕教室でありますけれども、30人学級といたしまして少人数教育、学力向上のためにも。15人の児童がその余裕教室に入るわけあります。その余裕教室の姿というのは教室内の模様は、クラスの教室であれば、いろんなですね、発表物とかあるいはいろんなスローガンとかまた担当箱とか、そういうのが設置されているわけありますけど、余裕教室には何も設置されていないわけでありまして、これをですね、今言う文科省の子ども教室あるいは厚生労働省のですね、学童保育等にですね、充当できないものかなあという気が大いにありますので、この辺の研究も入れながら今教育長が発表された、何と申しますか、今7月ごろ出るんでしょうかね、その答申が、報告書が。子育て支援課の方ですね、今研究されているんでしょう。そういうのを盛り込んで大いに方向付けをされているんじゃないか、されるんじゃないかと思っておりますので、今申し上げたわけでございます。1年から3年生、小学校の1年から3年生まで、40数名というですね、やはり利用状況、そういうようなデータが今発表されます。やはりこれも重大視していかなくちゃならんんじゃないかと、これからますます先ほどの通学区域な問題にまた返りますけれども、やはり研究していかなくちゃならない。そしてその学童保育、いわゆる子どもプランの中の放課後教室、こういうのとそういうのがですね、連動していくような何かそういう考えていかなくちゃならない、そういうような気もいたすわけでございます。大いに研究方をお願いするわけでございます。そこで本年は先ほど発表もありまして、私も論旨で申し上げましたように、滑石小学校、月瀬小学校、小田小学校。熊本県では1,362万3,000円の補助を、補助金ついているわけでありまして、玉名市もこれにこの3校に対して、どのくらい来るのかなあとと思っておりますけど、それは教育委員会でもあるいは子育ての方でも把握されているんじゃないかと思っております。

次に総務部長から簡単に教育費の教材費、いわゆる教材費の流用という言葉が適切、それは適切じゃないかもしれませんが、これはマスコミさんにもですね、言っていただきたい。こういうふうに流用と載っていましたので、私は正直にそれをその文言を使って申し上げたわけでございます。もちろん交付金については玉名市も100億円になんなんとする交付金ですね、全体の267億なんなんの予算が成り立っているわけですから、これは大いに評価しなけりゃならない。また評価しているわけでありまして、学校教育振興を唱える私どもとしてはですね、できるだけそういうような方に流用という言葉でなければ、配慮してですね、使っていただきたいと、このように思います。財務省は逆に文科省に対して流用ならないように、流用という言葉またあれですけれども、頑張ってもらいたいという発表をしております。財務省の言うこともわかります。文科省としては教育科学予算を上げて、これを上げると、こういうふうですね、言っているわけでありまして、そういうふうにやっぱ使わなければ十分ではないか、なるべくそうしなさいという正式な通達を財務省はやっているわけでありまして、その辺のことも念頭に置いて今後の予算編成に当たっていただきたいと、このように思います。国民総生産はですね、5%を教育費にというような世界の流れでもあります。どうかそういうことも念頭に置いて、教育長頑張ってください。

次まいりたいと思います。安全で安心して暮らせる社会の中の学校づくり交付金、何人かの議員の皆さんが申されましたけれども、これはやはり中国四川大地震で校舎の倒壊が相次ぎ、多くの児童らが犠牲になったことで学校の耐震化が一段と重視される中、政府は5月21日に全国の公立小中学校の校舎などの耐震化を加速させ、国民の不安を軽減解消するため、地方自治体の補強、改築事業に対する国庫補助率引き上げや関連予算増額など対策の検討に着手、一方自民党の公立学校施設耐震化等整備促進議員連盟は倒壊の危険性が高い校舎等の工事費を最大で98%を国が負担するため、地震防災対策特別措置法改正案を国会に提出することを決定しております。成立するか否かはこれからの議論を待つわけでありまして、そうなりますと、したがって補強で2分の1、改築で3分の1だった国庫補助率をそれぞれ3分の2、3分の1に引き上げられ、市町村により耐震化事業を加速させることになったのではないかと思います。本市では昭和56年以前の学校建築物について順次耐震度診断の事業計画を立てているようですが、その恩恵を受けて先の答弁で豊水小学校、また玉名町小学校のですね、体育館等の恩恵を本当に市長の決断によってですね、それが実現する歩みを見せていることは深く感謝を申し上げますが、耐震度診断の事業計画を立てているようですがですね、先ほど申しましたように。補助率のアップとですね、四川省の大地震の影響を受け、少しテンポが速くなるような見直ししていく必要が出てくるのではないかなあと、このように、総務部長、思うわけですね。予算から言ってですね、教育長。まあ

中国のことばかり言っていられない紛れもない地震大国の日本にもいつ災難がやってくるか、まず子どもを守らなければならない、そういう視点から考えると日本の公立小中学校の校舎や体育館のうち35%が耐震性が不足している。つまり先ほども話がありましたように体育館校舎13万棟のうち約5万4,000棟の耐震性がないか、耐震診断を未実施なのではないかと、こう思うわけでございます。国に耐震化を促進する安全・安心な学校づくり交付金というものがありますが、06年度当初予算額は423億円、うち323億円は公立小中学校の危険な建物の改築、壁の補強、改造など耐震化に使われた残り99億円は、その分だけは使われたんでありますけど、残り99億円はですね、校庭の芝生化とか、給食の調理場の施設の整備とかですね、果ては地域で利用する地域のスポーツセンターへの建設へ、そういうような方面にですね、この交付金ですね、学校づくり交付金がですよ、4分の1は目的外に使われたと、市民の広く言えば市民のための使われ方だから、それはよしとしてですね。教育的見地から考えれば、目的外に使われたと。交付金の名前は「安全・安心な学校づくり交付金」ですよ。財務省が発表しています。現在の計画案とこれからそれに対するですね、見直しの御見解等があればですね、承りたいと、このように思います。

繁根木川、私どもは通称錦川と言っています、その当時。繁根木川、錦川について、繁根木川の工事目的と完成について。あるいは錦川歩道橋についてお尋ねしたいと思います。繁根木川上流起点を三ッ川として菊池川下流に合流し、全長約8.3キロの河川であります。古来、沿線の田園を潤してきたのはもちろんのこと、沿線住民はもとより、市民にとってその生活へ深くかかわり、慣れ親しんだ河川で文化をはぐくんできた河川でありまして、昔はこの河川敷や河川上にサーカスや見世物小屋、舞台小屋等が建ち並び、一定時期はですね、相当のにぎわいを見せておりました。子どものころ、正月やこの時期、「御正忌さんが来る、御正忌さんが来る」ということで、来るのが本当に待ち遠しかった、そういう場所で繁根木川であります。また玉名中学が今の合同庁舎でありましたので、当時の玉中生の私たちにとっては放課後の遊び場でもあり、あるいは時より体育の時間にも使われておりました。大変思い出のある懐かしい川であります。戦後高度成長期を迎えると年々再々河川の汚染化が目立ち始めましたが、近年ボランティアの方々や下水道完備や環境整備が進み、いつしか鯉や鮮魚の泳ぐ姿あるいは白鳥や水鳥が戯れる光景が見られるようになり、市民や通行人を和ませてくれておりました。いつしかその優雅な風景が見られなくなりましたが、それはいい意味で繁根木川河川工事、しゅんせつ工事ともいいますけども、だれが見てもそういうような工事があるためにそういう風景が今は見られております。そこで市はいくら国の仕事とは言え、玉名市の中心部を流れる川でありますので、国・市でよく協議打ち合わせ等が行なわれて、この事業が始まったものと建設部長、思います。そこでお尋ねしたいと思います。

しゅんせつとはですね、私が言うまでもありません。水底の土砂や岩石をさらうこと、河川の道路を広げ、航路の水深を増し、また埋め立て用の土砂を採取するなどを目的で行なわれることがしゅんせつというそうでありますけれども。治水対策、水防のための工事だとは思いますがどうなのか。一般市民の方は河川の中に道路ができているばいというような風景であります。というようなことをあわせもってお尋ねしたわけでありませうけど、詳しい工事目的、工事完了はどのような姿になるのか、なろうとしているのか、今の工事全般についてお尋ねいたします。

次にこの繁根木川に深くかかわりのある錦川歩道橋についてであります。既にこのことについては4月26、27日の熊日朝刊で報道されたとおりであります。見出しでは「玉名市の国道歩道橋支柱異常な傾き、国交省が緊急撤去、国交省4月30日に原因調査等」という文言で報道されました。皆さんも御存じだと思います。幸い大事に至らなかったのも市民の皆さんも安堵したのですが、1日2万4,000台の交通量、玉名町小の児童の通学路、支柱は2本とも繁根木川護岸に立っております。護岸工事の影響もあったと考えられますが、市は調査結果についてどう報告を受けておられるのか、そして将来元どおりこの橋は建設されるのか、されないのか、その辺の動きについてですね、国交省との話し合いあるいは協議、こういうようなものを行なわれているのかいないのか、また市はどういうふうなそれを要望していかれようと思っているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 教育次長 前田敏朗君。

[教育次長 前田敏朗君 登壇]

○教育次長（前田敏朗君） 吉田議員の「安全・安心な学校づくり交付金」についての御質問にお答えします。安全・安心な学校づくり交付金は従来の公立学校施設整備国庫補助金の一部が改定され、「安全・安心な学校づくり交付金」制度として、平成18年度から創設されたものであります。この制度は耐震補強や改築などの耐震化事業への助成を中心課題として重点的な補助を行なうほか、学校施設の老朽化に対応した施設整備やスポーツ施設整備、屋外環境整備等も交付金の対象となっているものでございます。本市におきましてもこの制度を活用し、小中学校の施設整備を行なっております。本年度も玉名町小体育館及びプール改築工事の実施計を行ないまして、平成21年度に工事着手の計画となっているところでございます。補助率アップにより見直しできないかとの御質問でありますけれども、今後も学校の耐震診断及びそれに基づく耐震改修、改築工事等を計画的に整備を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 吉田議員の繁根木川についての中での工事目的と完成についての御質問にお答えをいたします。繁根木川は菊池川水系の1級河川であり総延長8.3キロメートルであります。国の直轄管理区間は菊池川合流地点より上流へ約3キロメートルの第2富尾橋下流の舟島堰までであり、その上流約5.3キロメートルの準用河川福山川合流地点までが県管理区域となっております。現在、国土交通省の直轄事業でJR橋上流部より富尾橋下流部までの約1.8キロメートル区間の護岸補強工事及び掘削工事を施工中でございます。この工事は平成18年6月の出水を受けたことで繁根木川の流下能力を大きくするために川底を下げる、河道掘削工、また既設護岸の補強を行なうために鋼矢板を打ち込む矢板護岸工を行ない、緊急的に浸水対策を図るものでございます。工法は7メートルから13メートルの鋼矢板を無振動・無騒音工法で打ち込むことにより既設護岸の補強を行ない、その後川底を平均0.7メートル程度掘削し、河床の安定を図り流下能力をあげる工事でございます。工事期間は平成20年12月26日までとなっており、6月から9月にかけては出水時期であるために工事中止期間となっております。現在は工事中止期間のため、河川の中央部に工事用仮設道路が残ったままとなっておりますが、工事中止期間終了後、この部分につきましても河道掘削と同時期に順次撤去するということでもあります。玉名市といたしましてはこの工事中止期間を利用いたしまして、菊池川河川事務所及び繁根木川関係機関と一体となって、仮称ではございますが、繁根木川川づくり検討会を開催する予定であります。この検討会の中で「住民の命・財産を守る安全な川づくり」、「環境に配慮した河川空間の創出」の両面を満たすような河川改修を行なっていただくように要望してまいりたいと考えておりますので、議員の御理解をよろしくお願いいたします。

次に錦川歩道橋についての御質問にお答えをいたします。錦川歩道橋は昭和47年に完成し、長さ18.2メートル、幅1.55メートルの歩道橋で、玉名町小学校37名の生徒が通学をいたしておりました。去る4月25日に国土交通省より玉名市へ錦川歩道橋の支柱が傾いているため調査するとの連絡があり、その後大学院の教授らの調査で突風や地震の際の安全確保に問題があるとして、緊急に撤去されました。市といたしましても突然のことで地元14地区の区長と玉名町小学校には国土交通省の依頼を受け、緊急撤去する旨を連絡をいたしたところでございます。国土交通省では今回の撤去についての原因を解析するため、4月30日より現地調査が行なわれ、現在、解析中とのことと結果ができ次第玉名市へ報告されると聞いております。また今後歩道橋は建設されるのかということでございますが、玉名バイパス及び立願寺横町線開通後の208号線の交通量等を十分に踏まえ、今後国土交通省と協議してまいりたいと考えておりますので、議員の御理解をお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 本日の質問を通して私の思いを申し上げて終わりたいと思います。まずあの教育的、教育に使われるですね、予算はこれもはっきりと報道されているのでありますが、教育環境整備や教育振興に向けた姿勢に自治体の差があることが改めて浮き彫りになったということでもあります。ひとつその辺を念頭において予算編成を考えていただきたいと思います。

次に今、建設部長が検討委員会を今後どうしていくとかそういうようなことを、検討委員会を開くと、開催するようにしていると、そして国にまた打ち合わせたり要望していくということでありましたので、申し上げますけれども。私たちの会派で5月19日に近江八幡市というですね、これ何の目的で研修したかと言いますと、景観計画という非常にこれ特殊な場所でありますからですね、私どものこの地域ではそれに匹敵する地域じゃありませんので、比較するのはどうかなあと申し上げますけれども、その方法、やり方、熱意、こういうのにはですね、非常に打たれたことがあります。水辺公園、いわゆるリバーサイド、リバーパーク、ウォーターパークというんでしょうか、そういうことで非常に水郷風景計画をですね、このようなことに取り組んでいるところも多少参考にさせていただいてですね、今、高津原橋ですね、部長、建設部長、高津原橋の新しい高津原橋、立派な高津原橋が立願寺横町線ですかね、それでできておりますけれども、あの下にはですね、やはり繁根木川ですけれども、非常にこのウォーターパークというんでしょうか、リバーパークというんでしょうか、そういうのが整備されておまして、何回も通ったことありますけど、それはいいなあと。今のしゅんせつでいいでしょう、しゅんせつとひとついって、その地域にもしもそういうのが考えられるなら、今がチャンスではないだろうかと思うわけですね。その検討委員会でも話題、課題、そういうものの1つにさせていただきたい。あるいは検討委員会にですね、いつも考えられることですが、あて職の人をただ当てるといふあれじゃなくてですね、いろいろ新聞にもコメントされておられるPTAの会長あるいは地域の人のコメントがありました。実際毎日毎日ですね、そこを利用し、我々も利用しますけれども、その周辺の人意見がやっぱり一番大事じゃなかろうかなあとしますので、この件についてもお願いをしたいと思います。

飛び飛びになって申しわけありませんが、宇和島市の放課後プランのことについて、1、2御参考にさせていただきたいと思います。やはり一番この問題をですね、子ども教室にしても学童保育にしても理想は、何といたってもその子どもたちが、その学校の子どもたちがですね、そこでその学校でこういうことを恩恵を受けるということが一番の理想じゃないだろうかと思うわけであります。そこで余裕教室ということに言いまし

たけど、どうしても余裕教室がない宇和島市ではですね、専門にいわれるその小学校の中に専用施設をですね、つくってやっとな、そこでやらせているという、やってもらっているという、こういうようなこともあるわけなんでありますので、今一生懸命アンケート調査を取ったりあるいは検討されていることがですね、実のあるものになるように最後にお願ひし、安全で安心して暮らせる社会の一環としてですね、とらえ、頑張っていたきたいと、このようなことを申し上げて終わりたいと思います。

以上であります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 社民党の田島八起です。去る8日の日曜日を投開票として行なわれた沖縄県知事選、全国的な注目が集まり、特に後期高齢者医療への有権者の反応がどう示されるか、注目を集めたところですが、結果としては与党、自民党の大敗、野党の躍進で与野党逆転という結果になりました。後期高齢者医療制度への有権者の批判がいかにか高かったか、改めて世論の動向が認識されたのではないかと思います。さて、そういう前置きを少し述べさせていただいて、早速質問に入ります。

まずは地方税法の改正による市条例の改正と税源移譲に伴う住民税の還付について質問いたします。このことについては、5つの項目で質問をしたいと思います。地方税法の改正による市税条例の改正は国の地方税法が改正され、それに基づいて本市の市税条例が改正され、それが専決処分処理されて今議会に提案されています。しかし今回の地方税法の改正は、ふるさと納税制度や住民税の年金天引きなど問題の多い内容も含まれており、それらの考え方や制度の仕組みについて、またその関連する問題について大きくは5点についてお尋ねします。税法については文章表現の理解が難しく、読んでいて頭が痛くなるようなところも多くありますので、答弁としてはかみ砕いてわかりやすく御答弁をお願いいたします。

1、ふるさと納税制度における寄附金と寄附金控除の仕組みについてであります。この制度は平成20年度から新しく始まる制度で内容的には大きな問題点もあるというふうに思っております。このことについては3つの点についてお尋ねいたします。①寄附金控除の仕組みの変更についてであります。寄附金控除についてはこれまでは寄附金額を所得控除として取り扱われてきたものですが、ふるさと納税では税額控除に変わるようです。これまで市に対してはいろいろな形で寄附金控除となる寄付はあったと思いますが、それらの寄附もすべて今後は税額控除に変わるのかどうかということでもあります。②ふるさと納税として寄附金控除を受けられる限度額と控除申告の仕方についてであります。ふるさと納税といっても当然、今住んでいるところに住民税を支払うわ

けですから、その中の一部を自分が選択するところに納税すると、寄附するということになりますので、当然限度があろうかと思えます。なかなか理解しにくいところもありますので、これはこのふるさと納税の限度額はどのように制限を限度が設けられているか、また控除のための申告はどのようにするのかということでもあります。③ふるさと納税は問題が大きいということについてです。本年度の当初予算にも組み込まれていた地方再生対策費と同じ考え方で、政府の直接の財政支出は伴わずに地方という同じ井の中を各自治体が財源を取り合うという形になっています。このことが具体的に展開されていくことになれば、内容としては大都市から地方都市へ流れる税が大きいとは思いません。しかし今、大都市といえども大阪府のように身を削るような財政再建案を検討されているところもあり、このようなところからこの制度が実施されれば住民税は流出することだと思えます。このようなことを考えるとき、地方自治間の税収の不均衡を解消する方策として納得できる制度かどうか、疑問に思うところでもあります。先ほども宮田議員の質問でもありましたように、よその自治体の寄附者に対する対応としては、その地の特産品を贈るとかそういう対策も含めてとられておられる考えておられるところもあるというふうに述べられたところですが、そういうふうな形で競争が起こるとすればですね、本来税のあり方としてそういう税のあり方をゆがめていきはしないか、もっと違う方法で税の財政の健全化を税収の増収を図ることが、努力が薄れていくんじゃないかという思いがいたします。そういう意味で問題だというふうに思っておりますので、その点についての御見解をお願いをしたいと思います。

大きな2番目、住民税の年金からの天引きについてであります。本年度から住民税が65歳以上は年金天引きとなります。今後期高齢者の保険料が年金天引きされていることに大きな疑問が寄せられる中で、さらにその上乘せとなる住民税まで65歳以上は天引きとなります。この天引きの理由について政府は納税者の利便性と徴収経費の軽減を図るとうたわれていますが、年金からの天引きについて納税者が求めることはないというふうに思いますし、むしろ徴収側の利便性、経済性だけを考慮したものと思っています。その点市はどう受けとめておられますか。また年金からの差し引きの限度額はどのようになっているかについてあわせてお伺いします。

3番、株式の譲渡所得と配当所得に係る総合課税と分離課税の選択についてであります。上場株式の譲渡所得は500万円以下、配当所得は100万円以下については平成16年度分から所得税7%、住民税3%、合わせて10%が源泉徴収され、これは総合課税の申告をしなければ分離課税の取り扱いになっていたと私自身は理解していたところですが、今回の地方税法改正では総合課税か分離課税の選択制が条文化されており、今までとどのように変わるのか、選択するとすればどのような方法をとるのか、その取り扱いについてお伺いします。

4、国保加入者が後期高齢者医療に移行し、他に国保の被保険者がいる場合、減額措置がとられていますが、それでも一家で見える場合負担増になりはしないかということについてであります。このことについては後期高齢者医療制度が提起をされたときから私自身は負担増になるだろうというふうに考えていたところですが、今回の地方税法改正の中でこのような場合の軽減措置が法文化され、本市の国保条例の改正の中に数字的に示されたものではっきりしたと思っております。具体的には世帯主が後期高齢者に移行し、配偶者が国保に残った場合、世帯割りは二重に払うようになると思っております。つまり世帯主は後期高齢者医療で均等割として4万7,600円が課せられますが、この中身は国保で言う世帯割と均等割を合わせた金額にほぼ匹敵しますし、配偶者は国保に残り、従来は夫婦2人が国保に加入しておったときは配偶者は均等割だけでよかったところですが、後期高齢者と国保とに分かれた関係で、均等割のほかに世帯割が課せられることとなります。負担が大きくなるということだろうと思っておりますけれども、そのために本市では本来の世帯割は2万1,000円ですけれども、それを1万500円にする、軽減するというのが国保税条例の中で改正されております。したがって、そういうふうに見るとですね、このこういうケースにおいては当然負担が大きくなるというふうに私は理解するところですが、その御見解をお伺いします。

5、所得税から住民税への税源移譲による住民税の過払いの還付申告についてであります。これは平成19年分の所得税から5%を住民税に税源移譲したことにより発生した問題と思っております。このことは平成19年3月議会で、所得税は現年所得の課税、住民税は前年所得の課税となっており、所得のない年に住民税を納税しなくてはならないという今の仕組みは少しおかしいんじゃないかという指摘も私はしたところですが、それがこういう形になってあらわれた現象ではないかと思っております。内容としては、平成18年分の所得税を納めた人で19年分の所得がゼロか著しく安くなった人は住民税は10%となりますが、軽減される所得税の5%は所得税がかからないことによりその軽減が受けられないというそういう状況が生まれてきますので、この人たちが対象になるのではないかというふうに思うところです。そこでこの点については4つの点についてお尋ねしますけれども、①還付が受けられる対象者はどんな人が考えられるか。②還付を受けられる内容についての周知はどのようにされたか。③申告の方法と申告期間をどのように考えられておられるか。④今回の住民税の還付は初めてのケースであり、内容の理解が難しい面もあり、申告漏れが多いのではと気になるのですが、その対策をどのように考えられておられるか。以上の御所見についてお伺いします。

以上の答弁を聞いて、先に進みたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 田島議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合によ

り暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時18分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 田島議員の地方税法改正による市条例の改正と税源移譲に伴う住民税の還付についてということで答弁いたします。まずふるさと納税制度における寄附金と寄附金控除の仕組みについてでございますが、税制改正に伴う個人住民税の寄附金税制の拡充についてお答えいたします。寄附金控除につきましては、今回の改正により控除対象の限度額を総所得金額の25%から30%へ引き上げ、控除適用の下限額を10万円から5,000円へ引き下げられました。また控除の方法は所得控除方式から税額控除方式へと改められたところであります。この改正はふるさと納税制度による寄附を初め、すべての特定寄附金について適用されるものでございます。またふるさと納税の控除限度額についてですが、個人住民税の控除額につきましては計算方法が基礎控除額と特例控除額の合算額でございまして、基本控除額は総所得金額などの30%を上限として寄附金控除対象額の1割の額となります。特例控除額は寄附金控除対象額に9割から寄付者の所得税の適用税率を差し引いた割合を乗じた金額でございます。ただし特例控除額は翌年度の個人住民税の所得割額の1割という限度が設けられております。1割以下であれば全額控除されますが、1割を超えれば全額控除とはならないものでございます。

次に住民税の年金からの天引きについてということでございますが、既に国税の所得税や介護保険料が年金から天引きされており、本年度から後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税、来年度から個人住民税で年金からの特別徴収を行なうこととなりますが、これは制度に基づくものであり、納税者の納税における手間の省略と納税率の向上につながるものであり、納税者の皆様の御理解をお願いしているところでございます。また個人住民税の特別徴収は65歳以上の老齢基礎年金などの受給者が対象となりますが、老齢基礎年金などの受給額が年額で18万円未満の方及び当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金など受給金額を超える場合は除外されるものでございます。

それから3番目に株式の譲渡所得と配当所得にかかる総合課税と分離課税の選択についてでございますが、配当所得につきましては、これまで申告により総合課税を選択し、配当控除の適用を受けることが可能でありましたが、平成21年1月1日以降に支払いを受ける上場株式等にかかわる配当所得につきましては、納税義務者の選択により

総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができるようになりました。総合課税とした場合、これまでどおり配当控除後の金額に課税されることとなりますが、申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はなくなりますが、上場株式等の譲渡所得の損失分と配当所得で損益分を合算して課税されることとなり、納税義務者が自分にとってより有利な課税方法を選択できるようになったものでございます。また上場株式等の譲渡所得及び配当所得につきましては、軽減税率の廃止に伴い10%から20%の税率が適用されることとなりますが、特例措置として平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は譲渡所得等の金額の内から500万円以下、配当所得の金額の内100万円以下の部分についてはそれぞれ10%の税率が適用されることとなったものでございます。

4番目に国保加入者が後期高齢者に移行し、ほかに被保険者がいる場合に減額措置がとられているが、それでも負担増になりはしないかという御質問でございます。このことにつきましては、いろいろなケースが存在することから世帯主の年金収入が79万、201万、400万円と想定して、それぞれ75歳以上の単身世帯と世帯主が75歳以上、配偶者が74歳の夫婦の世帯で試算してみますと、単身世帯の方が後期高齢者へ移行された場合、それぞれ負担額は減額となります。夫婦世帯の場合、79万円の年金収入の世帯についてのみ負担が増額となりますが、所得額や世帯構成などによりいろいろなケースが存在するということから後期高齢者制度への移行に伴って、一概に負担が上がるあるいは下がるといったことにつきましては、どちらのケースもあり得るということで御理解をお願いいたしたいと思っております。

それから5番目の所得税から住民税への税源移譲における住民税の過払いにおける還付の申告についてということでございます。税源移譲に伴う平成19年度住民税減額、これ還付の対象者についてお答えいたしますが、減額の対象者は平成19年の所得が大幅に減少し、平成19年分の所得税が課税されなくなった方でございます。主に退職などにより収入がなくなった方や事業収入における必要経費、所得控除等の変動により課税所得が減少した方などが考えられるところです。減額措置の周知につきましては既に市のホームページ及び6月1日号の広報に掲載しているところですが、さらに該当者に対して申告書及び減額、還付のお知らせを郵送し、申告漏れとならない対応をしたいと考えているところでございます。なお申告書の受付期間につきましては、本年7月1日から7月31日までとなっているものでございます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 田島議員の質問の中でふるさと納税制度は税制の仕組みとしておかしいのではないかと、それについての所感をというお話でしたから私の方で所感を

申し上げたいと思います。まず今あの総務部長がいろいろ税制の仕組みについてる説明をいたしました、税の専門家でもありませんから私はひとつもわからない。大体、このふるさと納税制度の欠陥はそういうやっぱり一般市民にとって非常にわかりにくい部分があるということ、それから最後に翌年に確定申告をしなければならんということ、こういう煩雑さについては、私は残念だなあと率直に思っております。大事なことはわかりやすいこと、非常に簡明であること、このことが大事なんだと思いますが、税ということの仕組みの上からそうならざるを得ないのかもしれませんが、その辺はちょっと残念だなあと、だから先ほど申し上げたようにそういう部分が、例えば住民税を10万円払うだけけれども、都民税を払うだけけれども1万円だけは自分の地元でふるさとにやってもいいですよと、こういうことなら非常にわかりやすいんですけどね。そうじゃない、いろいろ控除であるとか、あるいは確定申告であるとか、そういうことが入ってきて、少しわかりにくくなり過ぎていっているのではないかなあと、そういう意味ではちょっとこの成長の度合いが心配だなあとというふうに感じております。ただ、ものの考え方としては、先ほど申し上げたように故郷を離れて別の場所で生活していくと、何も東京だとか大阪だとか大都会に限ることはないと思いますよ。出身の方がこういう問題が提起されており、先ほど申し上げたように子どものころ保育園から小学校から中学校から高等学校まで地元で世話になったなあと。長じて頑張るようになった、就労して稼ぐようになったら別の場所で生活をしている。結果として両親はふるさとにお世話になっている。あ、こういう仕組みがあるならば、ぜひ思いも込めて自分でできる一部の部分はふるさとの方に寄附というか住民税を寄附をしようというようなお気持ちを持っていただくということは、私はひとつも不思議なことではない、むしろお互いの絆の上からも今後育てていくべき考え方ではないのかなあと、そういうふうに感じます。春の折にも田島議員と議論したところでありますが、地方再生債の問題、再生費の問題、これもですね、やはり例えば大東京、1,000億の都民銀行のお金が焦げつこうが東京都政がびくともいたしません。そういう大都市に金が集中する部分を何とか今、こういう状況の中で苦勞している地方に振り分けてやることはできないかという考えに基づいた新生地方再生対策、私はこれ政策というよりもむしろ哲学の問題なのかもしれません。私はそういう考え方が大都市の方々にも地方都市の方々にも理解をされる中で、根づいていき成長していくことがむしろ日本社会の健全な発展のために大事なことで、そういうふうにとめております。それを申し上げておきたいと思っております。

○議長（小屋野幸隆君） 24番 田島八起君。

〔24番 田島八起君 登壇〕

○24番（田島八起君） 御答弁をいただきましてありがとうございます。まずふるさと納税における寄附金の控除の問題ですけれども、私は当初この問題が提起されたと

きはですね、所得控除から税額控除に変わると、例えば、今までの場合は、先ほども御説明がありましたように10万円以上寄附をすればですね、例えば15万円寄附したとするとそれから10万円を控除して残りの5万円に税額をかけた分が控除をされると、いわゆるそれが所得控除とはそういうものだというふうに思っておりましたし、税額控除というふうになるから、例えば5万円すれば最低が5,000円ですから、5,000円引いて4万5,000円がですね、寄附したうちの税額控除として認められるのかなあというふうに思って、そういうふうな理解を私自身が初めしておったもので、それだったら5万円して5,000円は自分が自腹を出すというふうなことだったら、しやすいかなあという思いがしておったところですけども、先ほど御説明を聞くとなかなか控除の仕組みというのが税額控除に変わったけれども、難しい一面があってですね、実際なかなか理解が難しいというのが内容ではなかったかなあというふうに思っております。

それから税金の年金からの控除の問題です。これはサラリーマンは税金を給料から差し引かれるというところですね、その延長線上にこの問題が出てきておるというふうに思いますけれども、やはりサラリーマンにとって税金を天引きされたというのはですね、私も組合員でもしておらんならほとんど税金には理解、仕組みが理解できなかったんじゃないかというぐらいにですね、まったく税金についても取られっ放しと。だからそういうことにはですね、本来、税はいかんのじゃないかというふうに思っております。したところが、年金からもそういうことをやるということで、これはもう納めるというよりも強制というふうに税金の仕組みがなっていくという思いがありまして、取り上げたところであります。

それから国保と後期高齢者の問題は、これは配偶者の所得がない場合はですね、負担がふえるというのはもうはっきりしておると。その他はふえるかふえんかケースによってということですけども、大体ふえる方が強いんじゃないかなあというふうに思いますけれども、そういう問題が初めからあったということはやっぱり認識しておく必要があるんじゃないかという思いで、この問題は取り上げたところです。それから還付の問題です。いわゆる税源移譲に伴うですね、これは結構金額的には大きい問題で、私がこの通告するときに市政だよりを見ておったんですけども肝心なところを見落としておりましたですね、ちょっとその後気づいた問題が1つありますので、ちょっとそのこともあわせてですね、再質問をさせていただきたいというふうに思います。1つ市政だよりを見るとですね、18年度分、19年度分と20年度分の例を書いてありました。確かにこの制度が設けられるとですね、19年度の部分はその18年の所得税と19年度の住民税との関係で収入がない人は負担が軽減が受けられなくなりますけれども、それは毎年繰り返されていくということになりますので、毎年そういう申告ができるのか

どうかというのをですね、ちょっとお尋ねしたいと、再質問したいというふうに思います。これは通告をするときに、そこまでちょっと踏み込んでいなかったところですけども、市政だよりを見ると20年度分もということに書いてありましたので、そういう意味じゃ来年も再来年もこういういわゆる所得税と住民税の関係で所得税は18年分、そすと18年分の所得を基礎に19年度分の住民税がかけられるという、そういう矛盾したところがありますので、結局住民税は所得が全然ない年に払わんならでけんという状況が出てきますので、その矛盾がですね、今回の問題になってきておるといふふうに思いますから、そこが解消されんとずっとこの問題が続くといふふうに思いますので、これはもう制度が変わった18年、19年の問題だけでなくして、今後もずっと毎年こういうふうにして還付の手続がされるのかどうか、というのが再質問の1つです。それから今度の期間が7月の1日から7月31日までということになっておりますので、この期間にどうしてもやっぱり送ってもですね、申告漏れというのが出てくるんじゃないかと。だからその後に申告に来る人についても当然これはやっぱり税制の仕組みからいけば、受け付けていかなければならない中身ではないかなあといふふうに思いますので、7月1日から31日までにできなくて、その後にした人にも還付については当然認めてやられることと思いますけれども、そこら辺についても御答弁をですね、再質問としてしたいと思います。それではそういう再質問をして、あと次に防災対策に移りますので、その質問は先に続けておきたいと思います。

次は防災対策についてであります。いよいよ熊本地方も梅雨入りし、大雨による自然災害が心配される季節を迎えます。近年の本市における水害で一番大きな被害は1990年、平成2年7月2日の大雨による月瀬地区の大水害と思います。このときは菊池川の月田地区堤防が決壊し、もともと堤防と道路の高さが同じくらいだった溝上地区は菊池川の水がはらんし、天井まで浸水するという被害を受け、そのことから堤防構築の大工事が始まり、今では立派な堤防ができ上がっています。しかし私たちの回りは今も災害復旧と必死に取り組んでおられる中国四川省における大地震、その少し前に起きたミャンマーの想像を絶するサイクロン被害など、地球温暖化の影響もあってか、被害原因となる地震、サイクロン、ハリケーン、台風、大雨など大型化の傾向にあり、日ごろからの対策、点検等が重要であると思っています。この点についてはきのうから3名の議員が関連することで若干重なるところもありますけれども、3つの点についてお尋ねをいたします。

1、河川の堤防に危険箇所はないかということについてであります。大きな川があるというのは住民にとって日ごろは大きな恩恵を受けるのが多いところですが、ひとたび荒れ狂うと大きな被害をもたらすのも事実です。本市では緊急時に備えて普段の心構えや緊急時の心構え、また大雨などに対する水害、避難マップなども作成され、防災対

策が進められています。このことは大変重要なことですが、あわせて災害のもととなる危険箇所の点検、改善が必要と思います。特に菊池川下流域は堤防より低い地域が多く、堤防が決壊したり水が超えたりしたらどんな災害になるのか、どんな被害が出るか、考えると恐ろしくなるときもあります。そのようなことからお尋ねしますが、菊池川堤防で危険箇所はないか。日ごろの点検活動はどのようにされているか、その取り組みについてお伺いいたします。

2、小中学校施設における耐震調査と補強対策についてです。この問題についてはきのうからきょうにかけて、いろいろと意見が述べられております。市の耐震調査と補強については、きのうの青木議員の答弁にも示されましたが、その答弁によると平成18年度に改築の優先順位の調査がされ、そのことにより豊水小の建てかえや、町小体育館の建てかえが決まっていますが、それは耐震調査ということではないのじゃないかなあという思いがいたしております。学校の強度調査と耐震調査は違うのではないかという思いがしております。だからまああの豊水小や町小体育館の改修も耐震対策の1つであろうとは思いますが、やはり耐震調査とそれに伴う補強対策をどう考えられておられるか、そのことについてお尋ねをしたいと思っております。全国的に非常に熊本県はおくれておることが言われております。したがって本市における小中学校の耐震調査のこれまでの実施状況と今後の計画をお伺いしたいというふうに思います。

それから3つ目が大災害に備えた食料や飲料水の備蓄の現状とイオン九州株式会社との災害協定についてであります。先ほどもちょっと述べましたように市のホームページにおいては、災害に対する普段の心構えとして、非常時における非常食、飲料水、懐中電灯や携帯ラジオ、乾電池等の準備を呼びかけられています。このことは重要なことで必要なことであります。そこで本市としてはこれらの備蓄について、市としてはどのように現在対処をされているか、その現状と考えについてお伺いいたします。また非常時に対する備えとしてイオン九州株式会社との間で災害協定が結ばれました。このことは災害時において大変力強い支援と思えますし、いい協定だというふうに思います。したがって、協定の概要について御説明をお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 田島議員の再質問についてお答えし、それから順番が逆になりますが防災対策の3番目の大規模災害に続いてお答えしていきたいと思っております。まず今回の減額、還付につきましては、これは税源移譲に伴う経過措置ということでございますので、今回だけということでございます。それから期間の問題ですが、これにつきましては申告期間内に申告書を提出されなかった方につきましては、地方税法の改正附則、玉名市税条例改正附則に規定されておりますが、住民税の減額措置を適用するこ

とはできなくなっておるということでございます。ただし申告期間中または申告期間経過後課税所得の変更などにより適用対象者となられた場合については、対象となり得る要因が生じた日からひと月を経過する日の前日まで申告されることで、減額措置の適用を受けられるということとなっております。

それから防災対策についての大規模災害に備えた食料や飲料水の備蓄に対する玉名市の現状とイオン九州株式会社との災害協定の概要についてでございます。まず大規模災害に備えた食料や飲料水の備蓄につきましては、本市といたしまして備蓄庫の建設を行ない、あらかじめ非常用の食料や飲料水を備蓄する計画は今のところございません。その代替手段として飲料水につきましては、平成19年4月に大手飲料水メーカー3社と災害時における物資提供に関する協定の締結を行ない、災害時の災害対応型自動販売機の無償提供や飲料水などの優先的搬入などの確保を行なっているところでございます。現時点で避難所における23台の災害対応型自動販売機の設置を行なっているところでございます。次に食料につきましては、平成20年2月にイオン九州株式会社と災害時における物資の供給及び防災活動への協力に関する協定の締結を行なっております。協定の内容としましては、大規模災害発生時に不足することを予測される食料品や衣類などの生活必需品の安定的な物資などの供給、店舗内の避難所としての提供、被災者に対しての水道水、トイレなどの提供、災害状況の発信などの4項目を柱に全国に事業を展開し、ネットワークを持つイオン九州株式会社の特性をフルに生かした協定内容であり、本市としましても大変心強い協定となっているところでございます。今後も行政機関はもとより民間の方々の協力もいただきながら災害に強いまちづくりを目指したいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 河川の堤防に危険箇所はないかということで田島議員の御質問にお答えをいたします。防災対策についての中の河川の水防の危険箇所はないかでございますが、議員も先に申し述べられましたが、特に菊池川流域では平成2年6月の29日から7月の3日にかけて降り続いた雨により地盤の保水能力は限界に達し、降った雨が一気に洪水となって菊池川に流出し、菊池川流域の全河川にわたる無堤地区、弱小堤防地区等で越水、はんらんによる被害が発生いたしました。特に本川下流の溝上、月田地区等が甚大な被害を受けたのは記憶に新しいところでございます。この甚大な災害を受け、国土交通省が早急に河川改修に着手され、平成10年から平成13年にかけて月田地区、平成9年から平成14年度にかけて溝上地区の改修が行なわれたところでございます。また平成18年の2月28日の未明に菊池川右岸の小浜地区の堤防が崩落し、大きな不安を抱きましたが、国土交通省の迅速な対応で復旧に取りかかり、現在の

ような堤防が完成いたしております。河川点検につきましては、市・国とが一体となって毎年梅雨前に菊池川の上流から下流域まで合同で巡視を行なって、点検を行なっているところがございます。本年度は5月23日に点検を行なったところがございます。本川の重要水防箇所でございますが、玉名市大浜町の左岸500メートル、玉名市滑石地区の右岸200メートルの合計延長700メートルが重要水防箇所となっております。この区間は堤防高B、堤防断面Aとなっており、また堤防の強度は30年に一度の災害に耐え得る設計で計画をされております。堤防高Bとは水防上重要区間ということで、計画水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所ということであります。また堤防断面Aとは水防上最も重要な区間で現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所でございます。この地区の今後の計画でございますが、国土交通省においては大浜の烏帽子地区と滑石地区を平成15年度より改修を行っており、今後も継続して早急に完成できるように事業を行っていくということでありました。今後菊池川だけではなく、他の河川の改修につきましても県・国に強く要望してまいり、住民の不安の解消に努める所存でございますので、議員の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 教育次長 前田敏朗君。

[教育次長 前田敏朗君 登壇]

○教育次長（前田敏朗君） 田島議員の小中学校施設における耐震調査と補強対策についてお答えいたします。青木議員、吉田議員への答弁と重複するところがございますが、御了解をお願いいたします。耐震基準が昭和56年に改定され、改定以前に建築された建築物につきましては、耐震化優先度調査を行ない、耐震診断及び耐震改修に取り組みを指導されております。玉名市では平成18年度に耐震化優先度調査を実施して、現在優先化度の高い老朽化の著しい施設から順次整備しているところがございます。現在工事着手にかかっております豊水小の校舎につきましては老朽化が著しいということで補助の対処になる基準としまして耐力度調査を実施し、現在工事着手にかかっているところがございます。学校の施設は子どもたちの安全性の確保を図り、災害発生時の地域住民の避難場所となる重要な施設でございますので、今後は優先度調査に基づき耐震診断を計画的に実施し、診断の結果に基づきまして耐震改修、改築工事等の整備を計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、議員の御理解と御協力をお願いします。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 後は意見に、地方税法に関する問題は意見要望になろうかと思えます。特に税源移譲による住民税の還付についてはですね、18年度中に退職され

た人は現職で一番高いころの賃金からゼロになるわけですから、所得税も随分払っておられたというふうに思います。その納めた税金の半分がですね、返ってくるわけですから金額的にすると相当な金額になるかなあと、だからこういう人についてはその申告漏れはないかなあという思いもいたしますけれども、そういう意味ではですね、本当に申告漏れののないような形でぜひ対応をしていただきたいというふうな思いがするところです。何といても先ほども言いましたようにサラリーマンはあんまり税金に対する知識がないもんでですね、こういうやつについてぴんと来ないところがありますので、特にその辺のところのですね、配慮をお願いをしたいというふうに思います。

それから防災対策についてはですね、それぞれ菊池川のこの巡回点検が年に1回というのはちょっと心もとないところがありますので、これは市独自でもですね、ちょっと別に回数をつくってやっぱ点検をするということも考えていいのではないかというふうに思いますので、そこら辺の点検活動についてはですね、強化の方向でひとつ取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

それから小中学校のこの耐震調査との関係ですけれども、優先化順位については調査がされたということで、そのことはまあわかるわけですが、その結果ですね、新しい基準に皆が合格しているわけではないだろうというふうに思いますし、優先順位を決めるというのは調査の結果がどの程度基準に達してない学校があるのか、そこら辺のですね、全体的にはこうだと、そしてその中から順位を決めてやっていくというふうなお示しをですね、できたらお願いをしたいというふうに思います。

後は災害については、先ほど答弁がありましたようにいろんな形で取り組みが進められておることについては理解ができましたので、そのように理解をしておるところです。そういうことを申し上げまして質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で田島八起君の質問は終わりました。

17番 江田計司君。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番（江田計司君） こんにちは。最後の最後です。17番の自友クラブの江田です。傍聴席の皆さん方も本当にお疲れでございました。もう少しの辛抱でございます。御苦労さまでございます。さて、今年は中国の毒入りギョウザ事件で始まり、ミャンマーのサイクロン大被害、そして四川省大地震、アメリカでは異常気象など何か地球が狂ってきたのではないかと思われるような出来事ばかりです。ガソリンにしても原油価格の異常な高騰により我が国においてもいろんな物価高になり、我々の日常生活も大変厳しくなっております。そしてまた今の日本の食糧自給率は39%という結果であります。もしも何か国際的にもめ事でもあれば、兵糧攻めになってもおかしくないのが現状

ではないでしょうか。私も昨年12月より農業委員に選任され、おくれればながら勉強中であります。現在の状況であります、世界の食糧にかつて経験したことがない変化が起きています。ふえ続ける世界人口と中国・インドなどの人口大国の経済発展が食糧事情を大きく押し上げる一方、砂漠化の進行などによる農地の縮小や面積当たり作物収量の伸びの鈍化のもとで食糧の需用は逼迫し、農産物の国際価格は市場最高水準に高騰しています。今後食料供給力の大幅な拡大は期待しにくく、世界の食糧自給は逼迫の度を増しているものと思われま。食用作物のバイオ燃料への転用と新たな需要逼迫の要因も強まっています。さらに異常気象の頻発や水資源の不足、家畜伝染病の発生などによって世界の食糧供給は安定性を失いつつあります。このような状況の中で、私たちは食糧の6割以上を海外から輸入しています。狭小な国土のもと、豊かな食生活を送るためには海外の食糧にある程度依存することにはやむを得ない面もありますが、これ以上依存度を高めれば、食糧供給の不足感が高まります。そのような状況の中で玉名においてはどうか。農業就業人口の減少が大変気になっているところあります。またそれに伴って最近では米余りで政府の減反政策による遊休地が目立ちますが、それ以外に荒れ果てた耕作放棄地が相当あるように見受けられます。どれくらいあるのか、また耕作放棄地に対してどのような対策を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 江田議員の農業政策についての御質問にお答えします。まず農業就業人口減少についてにお答えいたします。農業就業人口といいますのは、満15歳以上の農家世帯のうち、自営農業のみに従事した世帯及び自営農業以外の仕事にも従事したが、自営農業の従事日数の方が多い世帯のことであることをまず申し上げておきます。本市における農業就業人口を農林業センサスのデータで見ますと、平成2年が1万628人、平成7年が9,409人、平成12年が8,364人、平成17年が7,239人と年々減少している状況でございます。最近の5年間を比較しても1,125人もの減少となっており、議員御心配のとおり農業担い手は急速に減少している状況でございます。また農業就業人口に占める65歳以上の割合も平成12年の40.2%から平成17年には46.8%と高齢化が進んでいます。こういった状況を踏まえ、意欲と能力のある担い手を中心とする農業構造を確立するために米・麦・大豆等については平成19年度から集落営農組織や認定農業者に支援を限定した水田経営所得安定対策、旧品目横断的経営安定対策でございますが、これが導入されました。本市におきましては、平成19年度末現在で26の集落営農組織と認定農業者63人が対策に加入されたところでございます。その結果、本年度米の収入減少影響緩和対策に加入

予定の農家数は、集落営農組織加入農家と認定農業者を合わせて1,162戸で、稲作農家の約29%となっており、平成18年度作付け面積と比較したカバー率は37.3%となっております。米の対策につきましても、麦・大豆と異なり、当年産収入が標準的収入より下がった場合に補填する対策のみであるため、その加入率は他の品目に比べると低い状況でございます。米の経営安定に向け、集落営農組織の組織化及び当該対策への加入促進を農協関係機関と共に図ってまいりたいと考えます。なお米以外の品目のカバー率につきましては、小麦が99.5%、二条大麦が187.2%、大豆91.0%となっており、ほとんどがカバーできている状況でございます。

次に耕作放棄地解消対策についての御質問にお答えします。まず耕作放棄地の状況についてでございますが、耕作放棄地は年々ふえ続けており、2005年の農林業センサスでは全国で約38万6,000ヘクタールにおよび経営耕地面積に占める割合は9.7%となっているところです。また本市の状況を見ますと、同データで耕作放棄地が約298ヘクタール、経営耕地面積に占める割合は5.8%となっております。本市においては、認定農業者と担い手の農地の流動化対策などを積極的に進めており、全国に比べるとその割合が低いというものの農政面ばかりでなく、国土保全や景観保全の面からも耕作放棄地の解消を図る必要があると考えております。このような中、国はこのたび耕作放棄地対策を農地政策改革の柱に掲げました。その対策の概要を述べてみますと、まず耕作放棄地の現状を把握するために市町村及び農業委員会は関係機関の協力を得ながらすべての耕作放棄地を対象に現地調査を実施し、その状況に応じて3つに分けるわけでございますけれども、1つ、人力や農業機械で草刈等を行なうことにより、ただちに耕作することが可能な土地、2番目に草刈等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地、それから3番目に森林原野化し農地に復元して利用することが不可能な土地の3段階に区分します。そしてそれぞれの状況に応じた支援策を耕作放棄地解消計画として策定し、推進を図るというものでございます。また蒲島熊本県知事は県の地域振興には元気な県農業の復活を最重視するとして、世界規模での食糧危機を踏まえ、県内の休耕地を一掃するとの考えを示しており、今般の6月県議会におきまして耕作放棄地解消緊急対策事業として4,900万円の補正予算を提案されたところでございます。事業内容といたしましては、耕作放棄地を農地へ戻した面積に応じた促進費を助成するもので、基本額として10アール当たり3万円、また一定の要件をクリアした場合には加算額として10アール当たり1万円の助成が行なわれる予定でございます。本市といたしましては、本年度において先ほど申し上げました現地調査を農業委員会と共に実施し、現状を的確に把握するとともに国・県の事業を活用しながら耕作放棄地解消に向けた対策を講じてまいりたいというふうと考えておりますので、議員の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 17番 江田計司君。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番（江田計司君） 御答弁ありがとうございました。農業就業人口が直近の平成12年から17年の5年間を見ても本市で1,125人、平成2年から15年間で3,389人、平均しますと毎年226人余りが減少している計算になります。この統計は平成17年ですから、現在ではもう既に500人近くが減少している計算になります。その中で65歳以上の方が玉名では46.8%とのことですが、ちなみに日本全体を調べてみますと平成17年度農業就業人口は333万8,000人で65歳以上が58.1%を占めております。また今問題となっております後期高齢者、つまり75歳以上の方が全国で81万9,000人で24.5%、玉名においては1,114人で15.4%となっております。大変な高齢化社会になっております。この就業人口、農業就業人口の減少と先ほどの耕作放棄地が年々ふえているのが何か比例しているのではないのでしょうか。このままでは大変な結果になるのは御覧のとおりであります。これまで先祖伝来汗水流して守ってこられた田畑が大変厳しい状況になっております。一度荒廃した土地をもとに戻すには大変な労力と資金がかかります。2月に農業委員会の視察で鹿児島県の鹿屋市に行きました。鹿屋市においては3年前から耕作放棄地対策に市と農業委員会、JA、ボランティア団体などが取り組み、航空写真をもとに荒廃地の開墾、荒廃地を開墾してサツマイモ、野菜などの栽培をしてかなりの成果が上がっていると聞きました。先ほど話されましたけども、蒲島熊本県知事も積極的に取り組んでおられるようですが、玉名市としても国・県の対策はもとより玉名市独自のやり方も必要ではないでしょうか。それはだめです、できません、というお役所的言葉ではなく、どうやったら可能性があるかできるようになるか、私たちも精いっぱい努力をいたしますので、関係各位の積極的な御努力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

○議長（小屋野幸隆君） 次に、議案及び陳情を付託いたします。

議第51号専決処分事項の承認について、専決第3号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第6号）から、議第73号工事請負契約の締結についてまでの議案23件、陳情5件については、お手元に配付しております議案及び陳情付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

議案及び陳情付託表

総務委員会

- 議第 5 1 号 専決処分事項の承認について 専決第 3 号
平成 1 9 年度玉名市一般会計補正予算（第 6 号）
（総則・第 1 表歳入の部・第 2 表地方債補正 変更）
- 議第 5 2 号 専決処分事項の承認について 専決第 7 号
平成 2 0 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 号）
（総則・第 1 表歳入の部・第 2 表地方債補正 追加）
- 議第 5 3 号 専決処分事項の承認について 専決第 4 号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 4 号 専決処分事項の承認について 専決第 5 号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 5 号 専決処分事項の承認について 専決第 6 号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 6 号 平成 2 0 年度玉名市一般会計補正予算（第 2 号）
（総則・第 1 表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔3 項戸籍
住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費）
- 議第 7 1 号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約
の一部変更について
- 議第 7 3 号 工事請負契約の締結について

産業経済委員会

- 議第 5 1 号 専決処分事項の承認について 専決第 3 号
平成 1 9 年度玉名市一般会計補正予算（第 6 号）
（歳出の部、⑥農林水産業費）
- 議第 5 6 号 平成 2 0 年度玉名市一般会計補正予算（第 2 号）
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費）
- 議第 6 0 号 平成 2 0 年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 陳第 4 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の
提出に関する陳情

建設委員会

- 議第 5 1 号 専決処分事項の承認について 専決第 3 号
平成 1 9 年度玉名市一般会計補正予算（第 6 号）

(歳出の部、⑧土木費)

- 議第56号 平成20年度玉名市一般会計補正予算(第2号)
(歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費、⑧土木費・第2表継続費補正 変更)
- 議第61号 平成20年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第62号 平成20年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第63号 平成20年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第64号 平成20年度玉名市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第65号 平成20年度玉名市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第67号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第68号 玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第69号 玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第70号 玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 陳第5号 山口地区(石貫4区)上水道整備に関する陳情
- 陳第6号 馬場地区(石貫3区)上水道整備に関する陳情

文教厚生委員会

- 議第52号 専決処分事項の承認について 専決第7号
平成20年度玉名市一般会計補正予算(第1号)
(歳出の部、⑩教育費)
- 議第56号 平成20年度玉名市一般会計補正予算(第2号)
(歳出の部、②総務費中3項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費〔1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費を除く〕、⑩教育費)
- 議第57号 平成20年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第58号 平成20年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第59号 平成20年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第66号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第72号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 陳第3号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第7号 生活保護通院費の削減に反対し、厚労省に反対を求める意見書の提出に

関する陳情

- 議長（小屋野幸隆君） 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時19分 休憩

午後 3時40分 開議

- 議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

議第81号 平成20年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

議第82号 玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを日程表のとおり日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第3 追加議案上程（議第81号から議第82号）

- 議長（小屋野幸隆君） 議第81号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

議第82号玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について以上、議案2件を議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第4 提案理由の説明

- 議長（小屋野幸隆君） ただいまの議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 元田充洋君。

〔総務部長 元田充洋君 登壇〕

- 総務部長（元田充洋君） 議第81号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。今回御提案をいたします補正予算は、企業誘致活動を進めておりました愛知県大府市に本社があります愛三工業株式会社の進出決定によりまして、用地購入費等の関連経費を補正する必要が生じたので、御提案いたすものです。お手元にお配りしております補正予算書を御覧いただきたいと思います。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,200万円を追加し、歳

入歳出予算の総額を270億円とするものでございます。まず、歳入について申し上げますと、18款繰入金は2億5,200万円の増額で財政調整基金からの繰入金によるものでございます。次に歳出について申し上げますと、7款商工費は進出企業の進出予定地の用地購入関連経費でありまして、測量業務委託料として810万円の増額、用地購入費として2億4,390万円の増額を計上いたしております。

続きまして、議第82号玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは本市への企業誘致を促進し、市内居住者の雇用機会の拡大を図るため条例の整備を図るものでございます。内容としましては、まず、固定資産税の課税免除の規定を新たに設けるものでございます。これはある一定の要件を満たす工場等の新設または増設において、当該新設または増設に係る投下固定資産総額が製造業にあっては5億円、その他のものにあっては3億円を超えるものに係る土地、家屋及び償却資産に対し、市税条例の規定にかかわらず、課税を行なわないことができるものとするものでございます。また、各種奨励金につきましても交付率、交付限度額等の見直しを行なうものでございます。主な内容としましては、雇用奨励金におきまして交付限度額の上限を廃し、また、用地取得奨励金におきましては交付率を100分の10から100分の30に、交付限度額を1,000万円から2億円に改め、さらには、大型企業誘致促進奨励金におきましても交付率を100分の2から100分の5に、交付限度額を3,000万円から1億円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成20年7月1日から施行するものでございます。また、経過措置としまして改正後の玉名市工場等設置奨励条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設または増設を行なう工場等について適用し、同日前に新設または増設を行なった工場等につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5 議案の委員会付託

○議長（小屋野幸隆君） 次に、議案を付託いたします。

議第81号 平成20年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

議第82号 玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、各委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第81号 平成20年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
（総則・歳入の部）

産業経済委員会

議第81号 平成20年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
（歳出の部、⑦商工費）

議第82号 玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小屋野幸隆君） 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

6月19日までは委員会審査のため休会とし、20日は定刻より会議を開き各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後 3時45分 散会

第 4 号

6 月 2 0 日 (金)

平成20年第2回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成20年6月20日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
- 玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決
- 閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
- 玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決
- 日程第 7 追加議案上程（議第83号）
- 議第83号 財産の取得について
- 日程第 8 提案理由の説明
- 日程第 9 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

日程第10 委員長報告

産業経済委員長報告

日程第11 質疑・討論・採決

日程第12 意見書案上程（意見書案第2号から意見書案第4号）

意見書案第2号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について

意見書案第3号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

意見書案第4号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について

日程第13 質疑・討論・採決

出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	今上力野さん	書記	小嶋栄作君

書 記 松 尾 和 俊 君

説明のため出席した者

市 長	島 津 勇 典 君	副 市 長	高 本 信 治 君
総 務 部 長	元 田 充 洋 君	企 画 政 策 部 長 兼 玉 名 総 合 支 所 長 兼 玉 名 地 域 自 治 区 事 務 所 長	牧 野 吉 秀 君
市 民 環 境 部 長	黒 田 誠 一 君	福 祉 部 長	井 上 了 君
産 業 経 済 部 長	望 月 一 晴 君	建 設 部 長	取 本 一 則 君
会 計 管 理 者	徳 井 秀 憲 君	岱 明 総 合 支 所 長 兼 岱 明 地 域 自 治 区 事 務 所 長	前 田 繁 廣 君
横 島 総 合 支 所 長 兼 横 島 地 域 自 治 区 事 務 所 長	吉 村 孝 行 君	天 水 総 合 支 所 長 兼 天 水 地 域 自 治 区 事 務 所 長	池 田 健 助 君
企 業 局 長	木 下 憲 生 君	教 育 委 員 長	内 田 實 君
教 育 長	菊 川 茂 男 君	教 育 次 長	前 田 敏 朗 君
監 査 委 員	高 村 捷 秋 君		

○議長（小屋野幸隆君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 各委員会に付託してあります全議案を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、討論の後採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 宮田知美君。

[総務委員長 宮田知美君 登壇]

○総務委員長（宮田知美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。総務委員会に付託されました案件は、議案9件、陳情1件であります。特筆すべき事項について御報告申し上げます。

まず議第51号専決処分事項の承認について、専決第3号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分であります。補正予算の専決処分については、地方譲与税等、各種交付金及び市債の額の確定により3月31日に専決処分がなされたものです。第1表歳入歳出予算補正については、歳入歳出総額の変更は行なわず、歳入科目内で調整が行なわれています。2款地方譲与税1,021万1,000円の増額。3款利子割交付金417万4,000円の減額。4款配当割交付金は、661万7,000円の増額。5款株式等譲与所得割交付金は、744万7,000円の減額。6款地方消費税交付金1,464万4,000円の減額。7款ゴルフ場利用税交付金は、117万9,000円の増額。8款自動車取得税交付金は、693万5,000円の減額。9款地方特例交付金は、2,120万2,000円の減額で、合計3,639万5,000円の減額です。10款地方交付税は、特別交付税の599万5,000円増額であり、市債とその他のほかの交付金等の調整を行なったものです。21款市債は、農林水産業債で2,050万円の増額、土木債は990万円の増額です。次に第2表地方債補正につきましては、9件すべて各事業費の確定による起債限度額の変更です。委員から地方消費税交付金と地方特別交付金の減額理由について質疑があり、執行部より地方消費税交付金の減額理由として消費税5%のうち1%が地方に配分、都道府県で精算後、市町村に配分されるもので前年が6億4,500万円、今年が6億3,100万円で、実質的に2.2%の減額で見込みより落ちたとの説明でした。議第51号中付託分については、全員一致で原

案のとおり承認すべきものと決しました。

次に議第52号専決処分事項の承認について、専決第7号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。この補正予算は、平成20年4月末に文化センターの空調設備が故障し、その修繕を早急に行なう必要が生じたためのものです。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し歳入歳出予算額を267億4,800万円とするものです。歳入の主なものは、19款繰越金は歳出の調整分として180万円の増額。21款市債は社会教育施設整備事業債に係るもので、3,320万円を追加するものです。委員から合併特例債は充てられるのか、空調設備はどのようなものなのかについて質問がありました。執行部より合併特例債は各市町間の均衡を図ることを目的としているので、各施設の修繕等も該当するとの説明でした。また空調設備については1階から3階まで個別に21台設置を予定しており、公民館の事務室に総合的に管理ができるメインの機械等を設置するとの説明がありました。議第52号中付託分については、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

議第53号専決処分の承認について、専決第4号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は地方税法の一部改正に伴い、国の準則に基づいての条例改正であり、主な内容はまず個人住民税の一部改正として個人住民税の総所得金額等から控除対象限度額を25%から30%に、適用下限額を10万円から5,000円に改め、制度の見直しとしてふるさと納税制度が創設されました。次に公的年金受給者の納税の利便性や市町村における徴収事務の効率化を図るため、公的年金からの特別徴収制度が追加され、65歳以上で老齢等年金給付の年額が18万円を超える対象者に適用するものです。老齢等年金給付の年額が18万円未満や特別徴収税額が老齢等年金給付額を超えるものについては、普通徴収扱いとなります。この改正は平成21年10月以降支払われる年金給付分から該当するとの説明がありました。委員からもっとわかりやすく説明をとか、ふるさと納税の事務の取り扱いやPRはどうしているのか、年金からの住民税天引き等について質疑がありました。執行部から、ふるさと納税の事務は財政課で取り扱う予定であり、PRについては郷土を紹介する「玉名の今」の発行やホームページ等に掲載し、全国に宣伝をしていきたいとの説明がありました。また年金からの住民税天引きについては、65歳以上で平成20年度申告分の年金額18万円以上の対象者が1万7,700人程度、さまざまな要件があるので人数は少なくなるだろうとの説明がありました。議第53号については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に議第54号専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これも地方税法の一部改正に伴い、国

の準則に基づいての条例改正であり、改正内容は法第349条の3第25項から28項までが削除されたことによる規定の整備を図ったもので、附則分の特例措置の廃止または縮減合理化のためです。委員から議第53号の中の固定資産税に関連しての条例改正ならば異議ありとの発言がありました。議第54号については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に議第55号専決処分事項の承認について、専決第6号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これも地方税法の一部改正に伴い、国の準則に基づいての条例の改正を行なうものです。後期高齢者医療制度の創設にあわせて行なわれたもので、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、同世代に属する被保険者が国民健康保険税について軽減措置を受けられるように措置が講ぜられたもので、内容は「低所得者に対する保険税の軽減が5年間」、「世帯割で賦課される保険税の軽減が5年間」、「被用者保険の旧被扶養者であった者の減免が2年間」です。また国民健康保険税における課税限度額等についてですが、基礎課税額に係る課税限度額を56万円から47万円に改め、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を12万円に定めるものです。委員から限度額についての質問があり、執行部から限度額は基礎課税額が56万円と介護納付金が9万円で、合計65万円が改正により基礎課税額は47万円、介護納付金が9万円と後期高齢者支援課税額が12万円になるので合計68万円となり、現行より限度額が3万円増額となるとの説明がありました。議第55号については、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に議第56号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第2号）についてですが、第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,495万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を267億7,295万1,000円にするものです。歳入の主なものは、14款国庫支出金は98万4,000円の増額で、既存住民基本台帳電算処理システム改修補助金によるものです。18款繰入金は老人保健特別会計繰入金4,781万2,000円の増額で、平成19年度の精算によるものです。また財政調整基金繰入金3,904万5,000円の減額は歳入歳出の調整によるものです。20款諸収入は1,520万円の増額で、新玉名駅周辺水路環境整備事業受託金353万5,000円の増額で、これは鉄道運輸機構からの100%の受託事業です。病院組合への職員派遣分957万8,000円は今年から市から派遣職員に給与を支払い、後で精算する方法に変更したため発生したものです。また県道大野下停車場西照寺線道路改良工事に伴う睦合保育所工作物移転補償費208万7,000円の増額です。歳出については、4月の定期異動に伴う職員の給与等の調整及び共済負担率の変更や産休に伴う代替職員の経費等が主なものです。ほかに2款総務費の県交流職員人件費負担金713万7,0

00円の増額等の説明がありました。委員から総務関係の人件費が減額になっていないか、職員の配置や総合支所のとらえ方、また病院組合や九州看護福祉大学への職員派遣についても質疑がありました。執行部より人件費については特別会計では783万9,000円の減額、一般会計では675万8,000円の増額であり、人件費の全体枠では108万1,000円減額している旨の説明があり、また本庁や総合支所の職員の配置については今回3総合支所の課を5課から3課に統合し、事務の効率化を図ったことにより22名減員し、また本庁の職員を10名減らし、合計32名の職員減を行なったとの答弁がありました。また職員の派遣については有明広域行政事務組合と病院組合に派遣しており、双方とも一部事務組合であり、今回見直しをして有明広域行政事務組合のやり方に合わせたと、また大学への派遣については今年の6月議会で公益法人等への派遣ということで条例の制定を行ない、人件費については公益法人負担との答弁がありました。また道路特定税率の1カ月間の廃止で影響はあったかとの質問に、1カ月分の減収については国の財源、国直轄の事業とかで地方には迷惑はかけないことが原則であった。ただ特定財源の1カ月分の影響により各譲与税が国に入っていないため配分される税も推計で960万円ほど少なく見込んでいるため、道路関係の維持費を多少抑え、そのほかの補助事業関係や修繕・道路改良とかには予算どおり執行しているが、960万円の減額は控除したところでの予算執行を各課に依頼している旨の答弁がありました。また乳幼児を持つ女子職員残業や女性の課長職登用など、男性の育児休業等についても質問がありました。執行部より残業については特に指示はしていないが、所属長の判断により課内での調整をお願いしている。また女性の課長は岱明総合支所の市民福祉課長と県民体育祭準備室長の2名が在籍している旨の答弁がありました。議第56号については、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

次に議第71号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてですが、これは下益城郡富合町が熊本市に編入することにより、熊本県市町村総合事務組合から平成20年10月5日限りで脱退させるものです。執行部から説明後、委員から質問もなく、議第71号については、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

議第73号工事請負契約の締結についてですが、これは昭和38年に建設の玉名市豊水小学校管理教室棟の老朽化により鉄骨造平屋建、建築面積1,150.97平方メートルの改築工事を行なうものです。契約の方法は玉名市内の特定建設業者10社による指名競争入札を実施、入札の結果玉名市立願寺179番地岩下建設株式会社が2億874万円で落札し、現在同社と仮契約を締結している旨の報告がありました。委員から今回の物件の財源内訳や最低制限価格制度の活用状況等について質疑があり、財源内訳については建設事業費3億1,569万円の15%が補助金、起債が83%、これは合併

特例債です。残りが単独費とのことでした。また最低制限価格制度の活用状況としては、昨年度条件付一般競争入札の試行の際、品質の確保を目的に採用を行なった。今後、条件付一般競争入札の導入に当たり現在採用している低入札調査制度から最低制限価格制度への移行も考えているとの答弁がありました。議第73号については、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

次に議第81号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第3号）についてですが、愛知県大府市に本社があります愛三工業株式会社の進出決定により、用地購入費等の関連経費を補正するものです。歳入歳出それぞれ2億5,200万円を追加し、歳入歳出の総額を270億円とするものです。歳入については18款繰入金2億5,200万円の増額で、財政調整基金からの繰入金によるものです。委員から、土地購入や経済効果、雇用等について質疑があり、執行部より、凸版印刷株式会社から市が買い上げ、工場用地については5年間無償で貸し付け、調整地については市が管理をする旨の答弁でした。雇用については協定を結ぶ折、地元雇用の優先を明記しているとの説明がありました。議第81号については、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

最後に、継続審査になっております平成19年陳第5号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。願意妥当と認め、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務委員会の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済委員長 横手良弘君。

〔産業経済委員長 横手良弘君 登壇〕

○産業経済委員長（横手良弘君） おはようございます。今期産業経済委員会に付託されました案件は、議案5件と陳情1件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

議第51号専決処分事項の承認について、専決第3号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分についてであります。歳出の部、6款農林水産業費1項農業費の中の土地改良費、圃場整備事業費、3項水産業費は一般財源から地方債への財源組み替えであり、金額の増減はないものであります。委員から特に意見はなく、議第51号中付託分については、全員一致で原案のとおり承認いたしました。

次に議第56号平成20年玉名市一般会計補正予算（第2号）中付託分についてであります。歳出の部、6款農林水産業費は6,390万4,000円の減、7款商工費も123万4,000円の減額であります。ともに職員の定期人事異動による調整と共済費の負担率の変更による事業者負担増によるものであります。特に農業委員会費は3総合支所に配置されておりました農業委員会出張所長3名が建設経済課審議員と兼務することに伴って人件費が減少となっております。また農地・水・環境保全向上対策事業補助

金につきましては、岱明の大相地区が26ヘクタールの事業の取り組みとして、新たに1団体が追加されたことによる増額であります。商工費の繰出金につきましては、玉名市大衆浴場事業特別会計の歳出の補正により、繰出金を増額するものです。委員から農地・水・環境保全向上対策事業の新たな団体について質疑があり、執行部より今までは玉名が10地区、岱明が3地区だったのが、岱明地区が1地区ふえ、横島が15地区、天水が9地区で全体で38地区の事業が実施されている旨の答弁でありました。また委員から人件費の関係で農業委員会費と農業総務費合わせて9名の減となっているが、大幅な人員の異動について年度当初から計画されるべき中身のものではないかとの質疑に対し、執行部より予算については12月ごろから取り組み編成します。実際異動が固まるのは3月の終わりごろとなり、新年度の予算と職員の数とは合わず、このような形になるものです。また今回大幅に動いたのは支所の経済課と建設課を統合し、3支所が建設経済課となったことが補正の方で大きく動いているとの答弁でありました。さらに委員からは中身は理解できる場所がありますが、組織編成とか機構は市の運営の根幹にかかわる問題であり急に変わる問題ではない。計画の方向が出てそれに基づいて予算が組まれていくものであり、中身も予算だと思えるのできちんと示していかないと市政の運営のあり方としてはおかしいのではとの意見がっております。農地・水・環境保全向上対策事業について、委員から1カ所の事業費について質疑があり、執行部より事業費の積算は農地面積に対しての補助額で反当たり4,400円でありますとの答弁でありました。また委員から、事業した後に写真を提出する意味はとの質疑に対して、執行部より、写真と手当と機械借り上げ及び人件費で総額を算出して補助金額を出しますので、その裏資料として写真を提出していただいている。またこの事業は始まったばかりであり、今後見直しを図っていきたいとの答弁でありました。議第56号中付託分については、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

次に議第60号玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ296万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,188万6,000円とするものです。歳入は修繕料の増額に伴い一般会計から繰り入れするものであります。歳出は平成4年に建設された大衆浴場玉の湯に設置してあるボイラーの修理費で、11月から3月にかけてお湯の温度を一定に保つためにボイラーを利用していますが、ボイラーが耐用年数を大幅に過ぎているため不具合を起こしており、早急な対応を迫られています。このボイラーは受注生産のため製作に2カ月から3カ月を要することから11月に間に合うように今回補正を行なう必要があるものであります。委員から朝の開館時間を少し早めてもらえないかという質疑に対し、執行部より現在は条例に基づきまして午前5時半に開館していますが、その前は午前6時に開館していました。早くあけることはできますが、職員が現在午前4時40分

に出勤し、開館前の清掃、点検、葉の投入などお客様に迷惑がかからないように点検を行なった後、開館する状況でありますので、今のところ午前5時半に開館しておりますとの答弁でありました。委員からは開館時間について今後検討をお願いしたいとの要望がありました。議第60号玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

次に議第81号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第3号）と議第82号玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてであります。関連がありますので一括で審査をいたしました。今回企業誘致活動を進めていた愛知県大府市に本社があります愛三工業株式会社の玉名市進出決定により、用地購入費等の関連経費を補正する必要が生じたものであります。歳出の部、7款商工費は2億5,200万円の増額であります。内訳は進出企業予定地の測量等の業務委託料810万円と現在凸版印刷株式会社所有の北牟田および大浜地区の5万3,752平方メートルの公有財産購入費2億4,390万円であります。条例については、玉名市への企業誘致を促進し本市産業の進行と雇用機会の拡大を図るため、条例の整備を行なうものであります。雇用奨励金、設置奨励金、用地取得奨励金、大型企業誘致促進奨励金の限度額等を改め、新たに固定資産税の課税免除を追加するものであります。委員から工業団地を市でつくって提供する費用とこの補助金は中身は変わらないのかという質疑に対して、玉名市は工業団地はありません。近隣の市の条例等を見比べても妥当な奨励金だと思う。今後の企業の誘致を有利に促進するための条例改正でありますし、旧玉名市から条例の改正につきましては、5年間改正されていません。5年ぶりの改正であり妥当な奨励金として提案しているとの執行部よりの答弁でありました。委員から条例は5年間見直しはなかった。企業ができるだけ進出しやすい状況をつくるように努力されたわけですが、今回見直しがあり他市と比べて玉名市の条例はどうなのでしょうかとの質疑に対し、執行部より条例改正前に熊本県下の奨励金関係を調査しましたが平均的な水準である旨の答弁がありました。委員からは平均的な水準であるとのことですが、工業団地もない中で今後企業を誘致する上で県下であるといえる条例をつくってほしい。またあわせて事前に工業団地のような場所の確保をしておくことについても要望がっております。また委員から今度の条例は他市のように工業団地を持たない本市には適用できると思いますが、仮に工業団地ができた場合、条例をそのまま適用するとなると進出企業により有利な中身になるのではないかと質疑に対し、執行部よりこれを今回の愛三工業に当てはめると、用地取得奨励金も100分の30で、市は今回約5万3,000平方メートルを2億4,000万円を超える額で取得しますが、貸し付けるのは約4万5,000平方メートルでそれを5年先に2億円で売却した場合は6,000万円が用地取得奨励金として交付されます。10アール当たりで換算いたしますと450万円で、宅地としては大変

安い買い物になるかと思えます。普通、工業団地を10アール当たりで計算しますと、用地取得と造成費を合わせて約1,000万円程度かかるのではないかと、その点で行きますと用地を安く買っていますので、限度額を2億円にしておりますが、用地取得奨励金は今回6,000万円の交付であり、今後進出の企業にも対応できる条例の内容となっておりますとの答弁でありました。さらに今回買った土地を売却後の残った土地は市が保有するのか、企業誘致として提供できるだけの広さがあるのか、また愛三工業が将来的に利用できるような土地なのかとの質疑に対し、執行部より現在の登記簿上でいきますと5万3,752平方メートルを凸版印刷株式会社から市が購入いたします。そのうち4万3,369平方メートルを愛三工業に売却し、残りの1万3,800平方メートルの土地に関しては調整地として市で管理をしていくものであります。との答弁でありました。ほかに委員からは公害防止協定を結ぶ前の地元住民への説明会、工業団地については本当に誘致が必要であれば、早く方針を決めて取りかかる努力を、などの意見も出ていました。議第81号、議第82号については全員一致で原案のとおり可決いたしました。

次に陳第4号国による公的森林整備の促進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出に関する陳情であります。委員から特に意見はなく、陳第4号国による公的森林整備の促進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出に関する陳情については、全員一致で原案のとおり採択されました。

次にその他として、農村工業導入の手續、説明会、その後の住民にきちんと理解をしてもらおう努力やしゅんせつ廃土の処理について、また横島港の外灯、職員の農業指導員の検討などの要望が出ておりました。

最後になりましたが、午後より4月から指定管理者制度が導入されている岱明の磯の里、企業誘致の場所、それに伊倉町横田の川の状況について現地視察を行ないました。

以上をもちまして、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 建設委員長 田畑久吉君。

[建設委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設委員長（田畑久吉君） 皆さん、おはようございます。今期、建設委員会に付託されました案件は議案11件、陳情2件であります。審査の経過と結果について御報告をいたします。

まず初めに、議第51号専決処分事項の承認について、専決第3号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分についてであります。単独事業費確定に伴い財源を一般財源から地方債へ組み替えるものであり、8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費で一般財源から地方債へ990万円を組み替えるものであります。委員

からどういう事情で組み替えをしたのかとの質疑があり、執行部より本来ならば3月議会で行なうべきであったが、3月議会後に事業費が確定したためとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第51号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に議第56号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第2号）中付託分についてであります。4月の定期異動と各支所の建設課と経済課の統合に伴う補正であります。4款衛生費で簡易水道事業特別会計への繰出金3万8,000円の増額及び浄化槽整備事業特別会計への繰出金4万5,000円の増額。8款土木費で総額4,495万円の増額補正であります。また第2表継続費補正で新幹線新玉名駅周辺水路環境整備事業の平成20年度年割額で353万5,000円の増額であります。委員からまず各課ごとの人数の増減について詳細な説明が求められました。また委員から今年の花しょうぶまつりも終わって花の管理には大変苦勞があったと思うが、花の管理について今年の成果と今後の反省点等について質疑があり、執行部より前年から比べ今年はかなり花が咲いた。今年は去年の反省を踏まえて先進地あるいは他県の花しょうぶの状況を調べて、肥料、水やり、株分けの時期あたりを研究し対応した。当然来年は今年の成果を踏まえ、今度は花の色を分けたような形で植えようとか、また今の土が若干下がっているので、客土や盛土をして新しい土を入れるような考えを持っている。そのような点を踏まえながら頑張っていきたいとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第56号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第61号平成20年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加、歳入について一般会計からの繰入金32万6,000円、歳出について定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第61号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第62号平成20年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ3万8,000円追加、歳入について一般会計からの繰入金3万8,000円、歳出について定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。委員からこの事業について給水戸数はどれぐらいかとの質疑があり、執行部より簡易水道については旧天水町の事業であり、給水戸数は471戸、給水人口で1,743名との答弁でありました。さらに委員から給水戸数がふえている傾向はあるのかとの質疑に対し、執行部より簡易水道事業区域のほとんどの家庭が簡易水道を利用されているので、新築されない限りはそんなにふえる可能性はないと思われるとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第62号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

さらに次に議第63号平成20年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ4万5,000円追加、歳入について一般会計からの繰入金4万5,000円、歳出について定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第63号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第64号平成20年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。4月定期異動に伴う職員給与等の調整で、収益的支出767万3,000円の減額であり、委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第64号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第65号平成20年度玉名市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。4月定期異動に伴う職員給与等の調整で、収益的支出320万1,000円及び資本的支出368万3,000円の増額であります。委員から岱明地区の下水道料金が4月から改定したが、それに伴う混乱はなかったかとの質疑に対し、執行部より今のところ市民からの特段苦情のようなものはない。その理由の1つとして水道料金を下げたことにより住民が負担が大きくなる可能性があるだろうとの答弁でありました。以上審査を終了し、採決の結果、議第65号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第67号玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは3月定例会において下水道条例が改正されたことを受けて、条例の整備を図るものであります。内容として、使用料における消費税の取り扱いについて、外税方式から内税方式とするものであります。委員からなぜ4月に条例施行できなかったのかとの質疑があり、執行部より委員に対し本来ならば3月議会で条例改正をやるべきだったとおわびがっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第67号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第68号玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは3月定例会において玉名市水道事業条例の料金改定を受けまして、条例の整備を図るもので、内容として使用料における消費税の取り扱いについて、外税方式から内税方式とするものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第68号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第69号玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは3月定例会において玉名市簡易水道給水条例の料金改定を受けまして、条例の整備を図るもので、内容として基本使用料は10立米まで1,800円を8立米まで1,197円に改め、超過使用料は1立米につき150円を147円に改めるものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第69号につきま

しては、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第70号玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは横島町の大開地区農業集落排水処理施設が完成するに当たり、その供用開始に伴い条例の整備を図るものであります。委員から大開地区農業集落排水処理施設の供用開始はいつからかとの質疑に対し、執行部より8月1日を目標にやっていると答弁でありました。また着工から何年かかってどれくらいの予算を要したかとの質疑があり、執行部より事業着手については平成15年度旧横島町のときに認可をいただき着手、平成20年度完成で総事業費は17億3,300万円ほどになるとの答弁でありました。また委員から改正前の条例中の文言である「家庭雑排水」の意味について質疑があり、執行部よりこれは平成3年に旧横島町でつくられていた条例を合併のときにそのまま横滑りで使っている。平成3年当時は合併浄化槽の大きい施設が集落排水処理施設だという観点のもとから条例をつくっていたので、事業所とかそういったものを考えておらずに条例化してあった。そういうことで今回「家庭雑排水」を「雑排水」と文言を改めた旨の答弁がありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第70号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に陳情についてであります。陳第5号山口地区（石貫4区）上水道整備に関する陳情、陳第6号馬場地区（石貫3区）上水道整備に関する陳情、互いに関連がありますので、委員会にて一括して審査を行っております。この陳情2件は新幹線トンネル掘削工事に伴う渇水被害により地元住民が将来にわたる生活用水不足を非常に危惧しており、不安解消のため上水道の整備をお願いするものであります。またトンネル工事が原因となった地下水の不足と思われるので、各家庭への配管設備を補償工事として施工をお願いしたいという旨の陳情であります。委員からまずトンネル掘削と渇水被害の因果関係について質疑があり、執行部より玉名市側からのトンネルの掘削が平成13年2月に開始され、それからちょうど1年後の平成14年2月に石貫3区から渇水被害の報告があっている。内容としては沢水の減少、浅井戸の枯渇であった。周辺に新幹線トンネル掘削以外の開発行為等は行なわれておらず、当然新幹線に伴うトンネル工事が枯渇の原因ということがはっきりしていると思うとの答弁でありました。さらにトンネル掘削が原因であるというなら、鉄道運輸機構側の関与は全然ないのかとの質疑があり、執行部より飲料水について鉄道運輸機構が馬場地区（石貫3区）については恒久対策、山口地区（石貫4区）については応急対策を講じている旨の説明がなされました。まず馬場地区（石貫3区）では共同の井戸を1本掘り、そこから配管し給水をされている状況であり、また山口地区（石貫4区）では井戸水が減少しているとの申し出が6軒あり、その後玉名市トンネルに立て抗を掘り、そこから河川に現在放流されている。山口地区は浅井戸ということで河川放流で水位は現在回復している状況であるとの答弁でありま

した。また委員からこの地区に水道を整備するとした場合、距離数、給水量及び工事費はどれくらいかかるかとの質疑があり、執行部より現在水道課の方で実際どれくらいかかるか概算工事費の積み上げに取りかかっている状況であるが、並行して新幹線推進課と鉄道運輸機構で協議をしており、そちらの状況を見極めながらの進捗ということで理解している。水道課としてはまだそこまでの積み上げができていないとの答弁でありました。また事業費の補償云々については、水道課として鉄道運輸機構側との交渉はできないので、それはあくまで新幹線推進課の方で行なってもらい、その結果を踏まえて対応すべきとの答弁でありました。ただ水道課・企業局としては、今回の枯渇について原因者と被害者の間で方向性が見えない時点で、工事するという考え方は出ないし、原因者と被害者との話し合いの結果に基づいて相談、要請があった場合に対して市の水道課としてどういうふうに動くかという話が、企業局としてはベストかと思っており、今すぐ水道課でこうしたいという方向性については決めていない。ただ陳情が上がった以上は最低でも水道課としての考え方を地元の説明に行った旨の報告がありました。また水道課の考え方として陳情の内容は当然理解している。市の責務として安心・安全な水を供給しなければならないのはわかっているし、ほかの地区からも実際そういう要望が出ている。しかしそれが即できるかということになると水道事業は独立採算制でやっている。例えば短期に集中しての投資を行なった場合に、起債の償還等を見比べるとやはり将来的には赤字経営になる可能性もあり、となれば料金の値上げあるいは一般会計からの繰り入れといった状況も考えられ、今後当然整備をしなければならないが、財政状況を見極めながら実施計画をつくって、慎重にやらなければいけないとの見解を持っているとのことでありました。また委員からもこの陳情の心情もよくわかるので執行部に対し、鉄道運輸機構との話を十分に煮詰めてもらうようにとの要望がありました。以上活発な審査展開をもって、審査を終了し、採決の結果、陳第5号及び陳第6号については、願意妥当と認め原案のとおり全員異議なく採択すべきものと決しました。

最後に委員会終了後、現在建設中であります大開農業集落排水処理場を現地視察しておりますので、あわせて報告をいたします。以上をもちまして、建設委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 委員長報告の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 文教厚生委員長 作本幸男君。

[文教厚生委員長 作本幸男君 登壇]

○文教厚生委員長（作本幸男君） おはようございます。今期、文教厚生委員会に付託されました案件は、議案7件と陳情2件、継続審査の陳情1件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第52号専決処分事項の承認について、専決第7号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。この補正予算については、平成20年4月末に文化センターの空調設備が故障し、その修繕を早急に行なう必要が生じたため、歳出において3,500万円の増額補正となっております。この件について委員から空調設備の設置数と文化センター各研修室等の使用頻度また今後のメンテナンスと現在の設備の撤去費用関係について質疑があり、執行部より現在のところ展示室、視聴覚室などすべての部屋において利用がなされており、既に空調設備を個別設置している部屋を除き、すべての部屋に空冷式パッケージエアコン21台を個別設置し、設置後は冷暖房効率の観点からもメンテナンスを定期的に行なっていく必要がある。既存設備の撤去費用については200万円程度となっており、産廃処理費等も今回の設置費の中に含んでいるとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第52号中付託分は全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第56号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第2号）中付託分についてであります。歳入の主なものといたしまして、3款民生費において、睦合保育所フェンス等修繕料285万3,000円の増額補正。10款教育費において語学指導外国青年招致事業で3名が交代されるため、163万5,000円の増額補正などがあります。この件について委員から睦合保育所フェンス等の修繕について質疑があり、執行部より睦合保育所フェンス修繕については県道拡幅工事に伴うもので県事業の進捗状況に合わせての修繕であり、当初予算では計上できなかったとの答弁がっております。また委員から今回の補正予算は大半が人事異動に伴う人件費の補正となっているが、職員数の増減に関しての説明がないので、適宜説明すべきとの指摘がっております。さらに委員から教育委員会関係職員の異動に伴う増減数と語学指導外国青年招致事業により来日している英語指導助手の出身国の内訳及びその旅費等について質疑があり、執行部より職員の配置については当初予算では83名、今回の補正では81名となっている。また英語指導助手の出身国については南アフリカ共和国2名、アメリカ合衆国4名となっており、そのうち帰国されるのはアメリカ合衆国の3名である。来日されるのはイギリスから2名、アメリカから1名である。旅費については帰国者1人当たり30万円、来日者については東京からの旅費として1人当たり6万円計上している。予算については契約が7月から1年間となっており、帰国決定が2月ごろになるため当初予算では計上できないとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第56号中付託分は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第57号平成20年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。内容については、歳入歳出それぞれ466万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を87億1,031万2,000円とするものであります。この件について委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第57号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第58号平成20年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてあります。内容については、歳入歳出それぞれ5,112万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億634万円とするものであります。この件について委員からこの特別会計については後期高齢者医療制度の創設に伴い今年度で廃止ということになるかとの質疑があり、執行部より本年4月から後期高齢者医療制度に移行しているがレセプトにおいて過年度分の支払いが若干残るため来年度も計上する見込みであるとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第58号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第59号平成20年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。内容については、歳入歳出それぞれ2,790万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億5,806万5,000円とするものであります。この件について委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第59号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第66号玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。条例改正の理由は熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領の一部が改正されたことにより条例の整備を図るものであります。この件について委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第66号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第72号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてであります。内容としましては、下益城郡富合町が熊本市に編入することにより、熊本県後期高齢者医療広域連合から平成20年10月5日限りで脱退させるものであります。この件について委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第72号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に陳情2件と継続審査となっておりました陳情1件について審査の経過と結果について御報告申し上げます。まず陳第3号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。この件について委員から政府与党においてもこの医療制度を今後どのように改正していくか研究をされているものであり、不採択とすべきものではないかとの意見が出されました。審査を終了し、採決の結果、全員一致で不採択と決しました。

次に陳第7号生活保護通院費の削減に反対し、厚労省に反対を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。この件については、厚生労働省も支給基準を厳格化した通知を事実上撤回し、個別事情に配慮して適正に支給するよう新基準を通知している、また玉名市においては適宜見直しを行ないながら、該当される方には通院費を支給している旨の説明がっております。この件について委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、全員一致をもって不採択と決しました。

最後に、継続審査となっております平成20年陳第1号ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書の提出についてであります。この件についてはハンセン病問題基本法が6月11日に国会参議院本会議において可決、成立したため陳情の趣旨は達成されているとして、全員一致で採択。なお意見書の提出については目的を達しているため提出しないことを決めております。

以上で、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） ただいままでの各委員長の報告について質疑はありませんか。

6番議員 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 共産党の前田正治です。ただいま委員長から報告がありました中でまず1つは産業経済委員長にお尋ねします。玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について、仮に提案どおりに改正した場合、固定資産税の課税免除、用地取得奨励金、大型企業誘致促進奨励金など愛三工業株式会社に対する具体的な金額はどれくらいになるか、こういったことが議論されたかどうか、もうちょっと詳しくあったらお知らせください。

いま一つは文教厚生委員長にお尋ねします。陳第7号の生活保護通院費の削減に反対し、厚労省に反対を求める意見書の提出に関する陳情ですけど、委員長報告では事実上撤回というようなそういった報告がなされたわけですけど、厚労省から出された文書の中にはこの撤回ということが書かれていたかどうか、その辺が明らかになったらお知らせいただきたい。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済委員長 横手良弘君。

[産業経済委員長 横手良弘君 登壇]

○産業経済委員長（横手良弘君） 質問ありがとうございます。それではお答えいたします。先ほど前田議員からおっしゃられました件に関してですけれども、当委員会の中ではですね、先ほど報告にもありましたように6,000万円の用地取得奨励金の件に関しましては、話がありましたけれどもその他の固定資産の課税免除等々についての話は委員会の中ではありませんでしたので、よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 文教厚生委員長 作本幸男君。

[文教厚生委員長 作本幸男君 登壇]

○文教厚生委員長（作本幸男君） 前田議員の質問にお答えします。生活保護の通院費の削減に反対し、厚労省に反対を求める意見書ということですが、4月の1日にですね、厚労省から出ております。そしてまたそれに対して6月の10日にですね、厚労省からまた撤回をするということで通知がまた出ております。それでこの採決はですね、そういう形がですね、4月に出て、6月が撤回、そうするというので、玉名にですね、5人ほど通院費の援助を受けられる人がおられるそうです。ですからこの撤回は事実上ということを書いてありますけれども、要するにその時点ですね、各行政に任せるといいますか、そういったことで執行部の方からですね、説明を受けております。ですから撤回といえば撤回です。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 前田議員よかですか。

○6番（前田正治君） よかです。

○議長（小屋野幸隆君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 文教厚生委員長に質問いたします。陳第3号の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出についての陳情ですが、委員長の報告によりますと政府与党の動きによりというふうな報告でした。玉名市内の現状ですね、実際に玉名市内、3月議会のときも初めはスタートしておりませんでしたけど、4月1日スタートしております。スタートしたときの混乱状況の質問がなかったのかとかですね、それからまた手続自体の不備、手続自体でまだ完了していない方は玉名市内にも在住していらっしゃると思うんですけど、そういった制度のまた不整備のことがですね、委員さんより質疑はなかったのか、もしくはそのことによる答弁、執行部の方からなかったのかどうか、ちょっと審査の内容見えませんでしたので、そこのところ質問いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 文教厚生委員長 作本幸男君。

[文教厚生委員長 作本幸男君 登壇]

○文教厚生委員長（作本幸男君） ありがとうございます。えっとですね、委員会の中

ではですね、北本議員がおっしゃった意見は出ておりません。執行部の方からもですね。委員の方からですね、お尋ねもあっておりませんので執行部方からもですね、説明もあっておりません。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） ほかに質疑ありませんか。これにて質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番議員 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。私は今議会に提案してあります議案の中で議第53号（専決第4号）玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号（専決第5号）玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議第82号玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては反対をします。また文教厚生委員長が不採択と報告されました陳第3号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情、これにつきましては賛成をいたします。

まず市税条例改正に反対する主な理由は、65歳以上の公的年金受給者の個人住民税の所得割額と均等割額を年金から天引きする制度が導入されるからであります。市役所側は、行政側は、役所側は事務的に効率化が図られると言われてはいますが、天引きするためには、そのためにシステムを整備することが必要となります。また年金からは既に所得税、介護保険料、国民健康保険税あるいは75歳以上になりますと、後期高齢者医療保険料が天引きされています。本人の意向を踏まえないで年金から天引きすることに対して今高齢者は怒っております。そして年金天引きは年金を生活費としている高齢者の暮らしを脅かすことになり、私は反対します。

次に工場等設置奨励条例に反対する主な理由を言います。今回の条例改正案を愛三工業株式会社に当てはめた場合、固定資産税の免除、用地取得奨励金、大型企業誘致促進奨励金など調べてみますと合計約1億5,000万円の優遇策であります。その上5年間土地は無償で貸し付ける、こういうことになっていきます。工場を誘致して働く場所ができることにつきましては、これは市民も喜ぶところではありますが、今までと比べ余りにも優遇された内容となっており、私はこの条例には条例改正に反対をいたします。

次に後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情に賛成する主な理由を言います。75歳まで長生きすると今まで加入していた保険から強制的に追い出されて、別枠の保険に組み込まれて差別医療を押しつけられます。喜寿、米寿そして90歳、100歳と皆で長生きを祝う社会でありながら、これは長寿を喜べない制度となっています。75歳になれば収入がゼロでもまたこれまで扶養家族で保険料支払

いかなかった人でもすべての人が保険料を支払わなければなりません。そして保険料は年金天引きです。いわゆる消えた年金はいまだに未解決で、国民への給付は不十分のままにありながら徴収だけは有無を言わず年金天引き、これはまさに取り立てる側の都合だけであります。また保険料は2年ごとに見直しされ、長生きする人がふえるに従って自動的に引き上がる仕組みです。野中広務元官房長官、中曽根康弘元総理や古賀誠自民党選対委員長や堀内光雄元総務会長など与党の重鎮にもこの制度はまずいという意見が広がっております。世論に押されて政府与党は一部見直しを余儀なくされていますが、修正、修正の一時しのぎは直接事務に携わる現場の混乱を助長するだけであります。全国で570を超える自治体から後期高齢者医療制度の中止・撤回や見直しを求める意見書提出の議決が行なわれているそうではありますが、私はこの玉名市議会からもぜひ国へこの意見書を上げるべきだと思ひ、この陳情に賛成をいたします。

以上で討論終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 9番議員 福嶋讓治君。

[9番 福嶋讓治君 登壇]

○9番（福嶋讓治君） 自友クラブの福嶋讓治です。私は議第82号玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について賛成の討論をさせていただきます。今回の愛三工業株式会社の誘致決定は、玉名市にとって待望のことであり、これを契機に次の企業の誘致に弾みがつくことを希望するものであります。市はこれに対応するために玉名市工場等設置奨励条例は本市産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的として定められた条例であることは皆さん御承知のとおりでありまして、今回の改正は誘致企業に対しまして固定資産税課税免除規定、雇用奨励金等を改正することにより、玉名市への企業誘致を今まで以上に促進できるものと思っております。同時に玉名市における産業の振興、市内居住者の雇用拡大が期待できるものであり、さらに委員長報告にもありましたように産業経済委員会においても活発に論議され、また他市町との比較をしましても特に玉名市が優遇された条件を要したわけでもなく、当然の内容と思われまふ。したがって、委員会でも全員一致で可決されたところであります。

以上で議第82号の賛成討論を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 24番議員 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 社民党の田島八起です。私は今議会に提案されている議第53号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定に反対し、その理由について申し上げます。この条例は国の地方税法改正に基づいて専決処分されたもので、税制にかかわる改正については多少の問題を感じるところですけれども、特に65歳以上の住民税課税者に対しては本年10月以降の年金から天引き納税となります。今日、年金支給について

は公務員に対する人事院のマイナス勧告が続き、減額されており、また年金制度の改悪で新しい受給者は年金額が低下する中で、一方では介護保険料に続き、後期高齢者医療保険、国民健康保険税、さらには住民税までもが年金天引きとなります。65歳以上になれば、このうちの3つは重なることになり、しかもこのうち3つはいずれも今年度からの実施となります。年金受給額が大幅に減額するのは目に見えています。税金や保険料を納めるのは市民の当然の義務とはいえ、納税者の意思を無視して年金天引きという強制的な徴収のあり方を認めるわけにはいきません。少なくとも今公共料金については、預金口座からの引き落としが推進されているように、住民税についても年金天引きか、口座引き落としを含む自主納税か選択性が取り入れられてしかるべきと思うところです。現在所得税が源泉徴収されております。このことが1つは大きな引き金になっているかと思えますけれども、この源泉徴収制は昭和15年太平洋戦争に突入する前に戦費調達のために始まった制度と言われております。このように納税については民主的に行なわなければならない非常に大きな問題を抱えておるといふふうに私は認識をいたしております。したがって今回の地方税法改正に基づく市税条例に改正に反対するところであります。

また陳第3号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情は、委員長報告は不採択でありましたけれども、原案に賛成をいたします。さらに討論の申し出をした時点では、陳第7号生活保護通院の削減に反対し、厚労省に反対を求める意見書の提出に関する陳情についても原案賛成の通告をしておったところですがけれども、先ほどの文教厚生委員長の御報告によると事実上の撤回になっておるといふふうなことでありますので、この件については委員長の報告どおり承認をしたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第53号 専決処分事項の承認について 専決第4号

玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第54号 専決処分事項の承認について 専決第5号

玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、議案2件については異議がありますので後に譲り採決いたします。

議第51号 専決処分事項の承認について 専決第3号

平成19年度玉名市一般会計補正予算（第6号）

議第 5 2 号 専決処分事項の承認について 専決第 7 号
平成 2 0 年度玉名市一般会計補正予算 (第 1 号)

議第 5 5 号 専決処分事項の承認について 専決第 6 号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、議案 3 件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (小屋野幸隆君) 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第 5 3 号専決処分事項の承認について、専決第 4 号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第 5 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 (小屋野幸隆君) 起立多数であります。よって、議第 5 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 5 4 号専決処分事項の承認について、専決第 5 号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第 5 4 号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 (小屋野幸隆君) 起立多数であります。よって、議第 5 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 5 6 号 平成 2 0 年度玉名市一般会計補正予算 (第 2 号)

議第 5 7 号 平成 2 0 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議第 5 8 号 平成 2 0 年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議第 5 9 号 平成 2 0 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議第 6 0 号 平成 2 0 年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議第 6 1 号 平成 2 0 年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議第 6 2 号 平成 2 0 年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議第 6 3 号 平成 2 0 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議第 6 4 号 平成 2 0 年度玉名市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議第 6 5 号 平成 2 0 年度玉名市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議第 8 1 号 平成 2 0 年度玉名市一般会計補正予算 (第 3 号)

以上、予算議案 1 1 件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第 8 2 号玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定については異議がありますので後に譲り採決いたします。

議第 6 6 号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 6 7 号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第 6 8 号 玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第 6 9 号 玉名市新立石団地飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第 7 0 号 玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について以上、条例議案 5 件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第 8 2 号玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第 8 2 号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第 8 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 7 1 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議第 7 2 号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部の変更について

議第 7 3 号 工事請負契約の締結について

以上、議案 3 件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

次に陳情について。

陳第3号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情

陳第7号 生活保護通院費の削減に反対し、厚労省に反対を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情2件については、後に譲り採決いたします。

陳第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出に関する陳情

陳第5号 山口地区（石貫4区）上水道整備に関する陳情

陳第6号 馬場地区（石貫3区）上水道整備に関する陳情

以上、陳情3件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

陳第3号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情についての委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。陳第3号については、原案のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小屋野幸隆君） 起立少数であります。よって、陳第3号については、不採択と決定いたしました。

陳第7号生活保護通院費の削減に反対し、厚労省に反対を求める意見書の提出に関する陳情についての委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。陳第7号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（小屋野幸隆君） 起立なしであります。よって、陳第7号については、不採択と決定いたしました。

次に継続審査となっております陳情について。

陳第1号 ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書の提出について

平成19年陳第5号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情について

以上、陳情2件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 次に、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告の後、質疑、討論の後採決いたします。

委員長の報告を求めます。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君。

[新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君 登壇]

○新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長（堀本 泉君） 御指名を受けました堀本でございます。先ほどの委員長さん方、特に建設委員会の委員長さんから新幹線鹿児島ルート建設促進委員会があるという認識のもとに、えらい二遍も三遍も名前を出してもらいました委員会でございますので、慎重に鈍行列車のようにゆっくりと、大分ありますから聞いてみてください。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。去る6月3日に審査いたしました項目及び質疑答弁について特筆すべき事項を御報告申し上げます。

まず駅名及び駅舎について執行部から説明がありました。駅名につきましては、昨年の12月に公募、駅名選定委員会を3回開催し、6点の候補名を選び市長に答申をいただいた。3月13日に市長がJRに提言しました。その後新聞等で駅名について「新玉名」に内定したとの報道がありましたけど、5月1日にJR九州の担当部長が市役所に来られ、社内の経営会議で正式に駅名を新玉名に決定した。今後玉名市が報道やPR等で使用する場合、仮称抜きの新玉名駅を使っていいと明言されたとのことでありました。駅舎につきましては5月21日に鉄道運輸機構が作成し、納入した模型により説明を受けました。駅舎は全長で210メートル、これは新幹線の8両編成の車両が止まれる長さ、この8両編成というのはレールスターというのが現在走っている車の規格でございます。全長が210メートル、これは新幹線の8両編成の車両が止まれる長さで、幅が23メートル、高さが約20メートルあり、一般のビルとか何とかなの建物でいいますと大体4階から5階建ての大きさということでございます。駅舎の建築工事は機構が今年の2月末に工事を発注し、完成期限は平成22年9月28日、実際工事に取りかかるのは今年の7月ごろからと説明を受けております。委員から車両や駅舎について質問

がありました。車両は8両編成で現在博多～新大阪を走っているレールスター、申し上げましたとおりでございます。また駅舎の屋根があいているのは明かりとりや屋根の保守点検のためとの説明を受けております。

次に用地の対応についてですが、地権者59名のうち1人とがまだ契約ができていないということで、代替地の相談もしながら鋭意、任意交渉中を継続していくということでありました。一方でこれと同時並行して、現在収用の前段となる事業認定を受けるための資料作成を行なう業務委託を発注する準備中であり、収用の場合は20年度内で事業認定を受けて21年度で裁決申請まで終わらせたい旨報告がっております。

次に道路財源の動向と今後の対応についてですが、4月末に租税特別措置法、5月13日に道路財源特別法が成立し、財源確保及び予算執行のめどが立ち、国から県を通じ予算の内示があり、その内容としてはまちづくり交付金が2億6,400万円、道路交付金が2億1,200万円、新幹線事業については要望どおり満額回答があり、5月末づけで交付決定を受けるとのことでありました。今年度の事業はこの金額で十分進捗が計れるとの説明を受けております。

次に湧水被害対策の件についてであります。前回特別委員会を開催しました本年2月27日以降の経緯として3項目の説明がありました。まず会議及び説明会等ですが、玉名市九州新幹線湧水被害対策連絡協議会が平成18年2月23日に設置され、6回目の会議を3月21日に開催したとのことでありました。福山区と市との湧水被害対策意見交換会についてですが、1回目を3月13日に開催し、地元から25項目の意見、質問、要項等を受け、その後鉄道運輸機構や県に確認の上、2回目を4月28日に開催し、第1回目の意見等について回答したということでありました。福山区、西原区に対する湧水被害対策説明会を鉄道運輸機構が5月17日に開催し、内容では飲料水の恒久対策案として鉄道運輸機構が簡易水道方式について説明し、農業用水の恒久対策案として玉名トンネル立抗を活用する説明があったとのことでありました。市と鉄道運輸機構との湧水対策連絡会議ですが、市から鉄道運輸機構の管理職も交えた定例会を要望し、月1回程度開催することになり、これまで2回の開催をしたということでありました。2番目は鉄道運輸機構の恒久対策ですが、農業用水につきましては石貫3区は市と機構との平成20年度の実施協定書に基づき、6月30日を期限に市が調整池の実施計画等を実施中であり、また石貫4区及び三ッ川地区については機構が今年7月の末を目標に概略設計等を実施されているということでありました。飲料用水につきましては地元説明会が5月の17日に福山区と西原区で開催され、6月5日に石尾区が予定されている旨の説明がっております。3番目の上水道については石貫3区の馬場地区から水道整備の希望があり、水道課が水道事業説明会を5月20日に開催し、その会場で市長に上水道整備の嘆願書の提出があったとのことでありました。また石貫4区の山口地区でも5月2

6日に市長へ陳情書が提出されております。議会にも5月26日、石貫4区（山口地区）、5月29日、石貫3区（馬場地区）から上水道整備の陳情書が提出されており、6月10日に石貫4区（山口地区）で水道課が水道事業の説明会を開催予定との報告を受けております。以上、説明及び経過報告が執行部よりなされました。それに対し、委員から上水道整備の陳情、濁水対策、補償問題等について質疑がっております。上水道整備の陳情については内容が新幹線玉名トンネル工事等による濁水被害の補償工事で、あわせて水道整備をしてほしいとのことならば、鉄道運輸機構の方に先に出すべきじゃないかとの意見もありました。執行部より鉄道運輸機構に対し、両地区については飲料水に関する恒久対策の地元説明会が開催されていないため、早急に開催するよう要望している旨の答弁がっております。補償関係についても鉄道運輸機構に対し恒久的補償金額等を市から示す必要があるのではとの意見に、執行部からは関係各課においても積算していく旨の答弁でありました。また福山区の濁水被害対策意見交換会で出た、25項目の要望等の内容を新幹線特別委員会にも説明をしてほしいという要望の意見がありました。さらに委員から水の被害はトンネル掘削工事が始まった当時からで、合併前にも陳情が出されてた経緯があるので、地元が安心できるように対策を立ててほしい旨の要望も出ております。他に濁水被害対策予算や玉名平野の排水整備、南関町の濁水対策状況等についても質疑がありました。

最後に濁水対策協議会委員の選出についてですが、新幹線特別委員会から3名選出されておりましたが、委員会の改選により1名が欠員の状態でしたので、全員一致で中川議員の方をお願いしております。

以上をもちまして、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。なお、今後の委員会の開催等についてはそれぞれ進捗状況をみながら、慎重審査を期するため引き続き調査する必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに全会一致をもって決定いたしました。

以上で新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの委員長の報告に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第5 玉名バイパス建設促進特別委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 次に、玉名バイパス建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告の後、質疑、討論ののち採決いたします。委員長の報告を求めます。

玉名バイパス建設促進特別委員長 吉田喜徳君。

〔玉名バイパス建設促進特別委員長 吉田喜徳君 登壇〕

○玉名バイパス建設促進特別委員長（吉田喜徳君） 玉名バイパス建設促進特別委員会の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

5月23日に委員会を招集し、建設中であります玉名バイパス岱明ルート4.2キロ区間につきまして、執行部より平成20年3月末までの進捗状況の報告を受けた後、山田地区十六橋上流部の文化財発掘調査現場と各交差点のボックス形状の視察を行ないました。初めに岱明ルート4.2キロ区間の進捗状況ですが、用地買収及び補償費は全体で約38億円、このうち平成19年度の契約枠が22億4,000万円、事業費ベースでは58.9%完了しているとのこととあります。用地買収面積は全体で14万4,000平方メートル、このうち平成19年度用地取得面積が8万9,000平方メートル、62.3%が完了し、建物の移転を伴う補償等につきましては全体で39戸、このうち平成19年度契約が20戸、進捗率にしまして61.3%とのこととあります。また平成20年度の契約予定額につきましては、全体の残りの15億6,000万円で、内訳は玉名市土地開発公社先行取得分8億6,000万円、国土交通省平成19年度繰越費の国直轄分7億円との報告を受けております。

次に前回の委員会で委員から要望がございました、バイパスの起点であります寺田交差点の国道208号との取り付け部分の路線表示について報告がありました。警察及び国土交通省に相談したところ、植木方面から玉名市街地に入る部分については6月末までに路面表示をし、標識を書きかえ、玉名市街地側については2車線の片側に2つの表示はできないため、路面表示は難しいとの回答であったそうとあります。それから委

員から供用開始からの5カ月間の交通緩和の効果について質疑があり、国土交通省からの報告では国道の交通量が4割減になっており、交通量調査のデータを次回の委員会で報告いただけるとのことでした。また前回に引き続き大橋の交差点、伊倉の交差点などバイパス供用開始に伴う信号調整の要望がありました。国交省も全面的、積極的に取り組んでいただき、着々と進んでいるとの報告を受け、今後も玉名バイパスの早期完成、早期開通を図るため引き続き審査するよう全会一致をもって閉会中の継続審査とし、委員会を閉会しました。

以上で、御報告終わります。

- 議長（小屋野幸隆君） 以上で玉名バイパス建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第6 質疑・討論・採決

- 議長（小屋野幸隆君） ただいまの委員長報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総務委員長から総務部及び企画政策部の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会、市民環境部及び福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後1時22分 休憩

午後1時55分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

議第83号財産の取得について、意見書案第2号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について、意見書案第3号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について、意見書案第4号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出についてを日程表のとおり日程に追加し、議題にいたしたいと思ひます。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第7 追加議案上程（議第83号）

○議長（小屋野幸隆君） 議第83号財産の取得についてを議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第8 提案理由の説明

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 元田充洋君。

〔総務部長 元田充洋君 登壇〕

○総務部長（元田充洋君） 議第83号財産の取得についてでございますが、これは議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容としましては、愛三工業株式会社の玉名市進出に際して工場建設予定地として計画されている用地を貸し付けることができるように、所有者である凸版印刷株式会社より取得するものでございます。購入土地の所在地は玉名市北牟田字萱原393番1ほか13筆、面積5万3,752平方メートル、取得価格2億4,390万円でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第9 議案の委員会付託

○議長（小屋野幸隆君） 次に議案を付託いたします。

議第83号財産の取得については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、産業経済委員会に付託いたします。

議案付託表

産業経済委員会

議第83号 財産の取得について

○議長（小屋野幸隆君） 付託を決しましたので、産業経済委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。

委員会の審査のため、休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時49分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済委員会に付託してあります議案1件を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告の後、質疑、討論ののち採決いたします。

委員長の報告を求めます。

産業経済委員長 横手良弘君。

[産業経済委員長 横手良弘君 登壇]

○産業経済委員長（横手良弘君） お待たせいたしました。産業経済委員会に付託されました案件は、議第83号財産の取得についてであります。審査の経過と結果について御報告いたします。これは契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得る必要があるためであります。今回愛三工業株式会社の玉名市進出に際し、工場建設予定地として計画されている用地、玉名市北牟田字萱原393番地1ほか13筆、面積5万3,752平方メートルを貸し付けることができるように所有者である凸版印刷株式会社から取得するものであります。なお取得予定価格は2億4,390万円であります。委員から追加議案で出ているが、凸版印刷株式会社との本契約はいつごろなのかとの質疑に、この議会で承認をいただければ直ちに本契約となりますとの答弁でありました。また委員から凸版印刷株式会社との本契約が成立した後の愛三工業株式会社との契約はいつごろになるのでしょうかとの質疑に対し、執行部から凸版印刷株式会社から市が取得した後、所有権移転登記、測量を行ない、実際に愛三工業株

式会社に貸し付ける面積を確定させるものであります。測量が終了する7月終わりごろから8月の始めにかけて面積を確定させて、無償の貸し付けの議決をお願いする臨時議会を開かせていただきたいとの答弁でありました。また委員から凸版印刷株式会社の当時の買収価格はとの質疑に対しては、平成7年に1平方メートル当たり6,000円から8,000円の金額で、合わせて3億4,052万8,000円で地権者の方から購入されていますとの答弁でありました。ほかに今回の用地取得の経緯は、用地取得により他の工業団地導入の影響などの意見が出ておりました。議第83号財産の取得については全員一致で原案のとおり可決することにいたしました。

これで産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

日程第11 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第83号財産の取得については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

日程第12 意見書案上程（意見書案第2号から意見書案第4号）

○議長（小屋野幸隆君） これより意見書案の審議に入ります。

意見書案第2号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について

意見書案第3号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

意見書案第4号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について

以上、意見書案3件を議題といたします。お手元に配付しております意見書案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案3件については、議事

の都合により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第13 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） 意見書案第2号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について、意見書案第3号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について、意見書案第4号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

24番 田島八起君。

〔24番 田島八起君 登壇〕

○24番（田島八起君） 社民党の田島八起です。後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について、提案者の一人として賛成の意見を申し上げます。この意見書については、先ほど陳情で同じ、同様の陳情が出されておりました、否決をされるという状況の中で一面不思議なという、またかという思いが議員の皆様にもあろうかと思えますけれども、私もこの意見書を提案したときにですね、同一の議会で意見書と陳情書が2つ出るというふうなことで、少しは戸惑いを感じておったところですが、陳情と意見書の違いということで、ひとつ御理解をいただきましてこの意見書の賛成の意見を申し上げます。

私はこれまで一般質問や議案の審議の中での討論の中でも後期高齢者医療制度の問題点については指摘をしてきたところでもございますけれども、御承知のように本年4月よりいよいよスタートいたしました。発足と同時に制度に対する批判が高齢者の中にも大きく広がり、保険料の年金天引きが行なわれた4月15日以降は特にマスコミも含めて制度の問題とも重なり社会問題の様相を呈してきました。その結果と思われませんが、その後の内閣支持率の世論調査では20%の支持率を切るという大変福田内閣にとっては大きな痛手をこうむったと思えます。また沖縄県議選は6月8日に投開票で行なわれましたけれども、この県議選は地方選にもかかわらず各党国政選挙並みの支援体制がとられ、自民党を省く主要政党の党首はすべて応援に駆けつけ、後期高齢者医療制度への県民の審判がどう下されるかに大きな注目が寄せられたところですが、結果は野党2

6、与党22という選挙前の与野党勢力が逆転をするという結果になりました。その一方で国会においては、参議院で廃止法案が可決される中で、自民党の一部改正は政府の一部改正は低所得者の保険料の軽減の上乗せや新たな保険料負担への軽減措置の期間延長程度にとどまり、制度への批判に対する対応がほとんどなされていない状況にあります。この制度がこのまま進めば、高齢者の医療が制限され、保険料の負担は高齢者のみならず、メタボリック健診や指導の義務化は自治体にとってもペナルティーによる大きな財政負担にもなりかねず、この制度が続けば続くほど制度の持つ矛盾は大きくなると思っております。したがって一旦制度を廃止し、抜本的な見直しをする必要があると思うところです。今年3月末の全国各議会でのこの制度の中止や撤回を求める意見書は、市町村では全体の3割となる533議会で、都道府県では県議会では13の議会で採択が行なわれております。先ほど前田議員の意見の中では現在が570市町村程度が意見書を採択しておるといふことも述べられておりましたように、そういうことでぜひ玉名市議会としてもこの意見書を採択をお願いしたいというふうに思うところであります。以上です。

○議長（小屋野幸隆君） ほかに討論ありませんか。

8番 作本幸男君。

[8番 作本幸男君 登壇]

○8番（作本幸男君） 新生クラブの作本です。意見書案第4号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について、反対の立場で討論をいたします。

先ほど賛成の立場の田島議員がおっしゃった陳情とこの意見書というのはまったく別なものだということは、先ほど議運の中でもですね、はっきりとしております。ただ本会議の中で同じ内容をですね、こうやって議員の中でまた同じこの議会の中でですね、また採決をするというのは何かおかしいんじゃないかなあと。それとですね、2番目にですね、政府与党もですね、しっかりと今の後期高齢者の世論の意見に対して、精いっぱい協議、そしてまた見直しがあっております。そこで今世論の中でですね、いろんなマスコミとか新聞の報道にですね、高齢者の切り捨てとかそれから老人の見殺しとか、いろんなとんでもないような言葉が発せられております。我々自民党としてもですね、心外であります。そういったようなですね、絶対に今の政府与党は高齢者を見捨てるような制度をつくったわけではありません。これから野党はそしてまた野党はですね、全然対案も出さずにただただ反対だけの意見を述べるような今の状態であります。これからまず自民党は、そしてまた公明党、政府与党はですね、これから皆さんが納得するような制度をつくり上げるものと期待をしております。

反対の意見を述べさせていただきました。以上です。

○議長（小屋野幸隆君） ほかにありませんか。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。意見書案第2号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については原案のとおり可決いたしました。

意見書案第3号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号については原案のとおり可決いたしました。

意見書案第4号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出については、異議がありますので、起立により採決いたします。意見書案第4号については、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小屋野幸隆君） 起立少数であります。よって、意見書案第4号については否決されました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて終了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 20年第2回の市議会の閉会に当たりまして、一言御礼を込めてごあいさつを申し上げます。

6月6日に開会いたしました第2回の市議会、補正予算13件、条例改正9件、人事案件7件、その他3件、合計32件の案件を御審議いただきました。また本日はさらに追加議案を1件上程をさせていただき、これも御審議いただきました。都合33件の案件について真剣に御審議をいただき、また御承認、御可決をいただきましたことを御礼を申し上げたいと存じます。とりわけこの議会にかかわりまして愛三工業の誘致という事柄で補正予算あるいは条例の改正、そして先ほど提案をさせていただきました財産の取得等にかかわる事項、極めて大事な問題について議会の御理解をいただいたこと、非常に心強くありがたく思っております。この議会の決定をいただきまして、来る6月24日熊本県庁において知事立ち会いのもとに愛三工業の社長もお見えいただくと思っておりますが、私との間で進出の協定調印をさせていただく運びになると承知しております。この初めてと私どもが経験する初めてのことである戸惑いも一部には私もありま

すし、あるいは議会の皆さんにもあるかもしれませんが、この愛三工業の進出がこれから私ども玉名だけでなく、玉名地方全体にとって企業誘致等々の大きなひとつのきっかけ、起爆剤になってくれることを私は心から期待をいたしております。皆さんの議会の御支援をいただきながら実のある企業進出になるように今後とも精いっぱい努力を重ねてまいりたいと思っております。

議会が開会当時にミャンマーのサイクロンでありますとか、中国四川省の大地震がございました。その惨状を見ながら驚きと同時に自然の脅威というのを感じたところでございますが、この議会中に14日、宮城・岩手において大地震が発生をし、とうとい人命が多数失われました。今日もなお行方不明者の捜索が続いており、また地震によって起きたダム状になっている川のはんらんが心配をされて、今も雨の中で大変な努力が続けられております。宮城・岩手の内陸地震と呼ばれるそうでございますが、亡くなられた方々そして方々に心から哀悼の意を表すると同時に、けがをされた方々、被災をされた方々、地域の方々に心からお見舞いを申し上げ、国政、地方、国・地方あわせて総力を挙げて復興に向けての努力が続けられることを心から願うところでございます。今ちょっと小降りになっておりますが、きのうは同じ有明海沿岸沿いの佐賀等では大きな水害が起きております。毎年のことを振り返ってみましてもこの梅雨を大過なく、わが玉名が過ぎていってくれることを祈る思いであります。とは言いながら開会冒頭にも申し上げましたように消防団、警察等々と連携を図りながらいかなる事態になりましても市民の皆さんのとうとい生命と財産を守るために、玉名市の行政を挙げて取り組んでいく、そういう心構えでございます。なお、また今後この梅雨が終わりますと過酷な夏に向かいます。議員各位におかれましては自愛をいただきまして、この夏をともどもに元気に乗り切ってさらに玉名市の発展のために、ともどもに頑張ることが出来ますことを心から願いまして、私の閉会に当たってのごあいさつにさせていただきます。いろいろと御審議いただき、ありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） これにて本会議を閉じ、平成20年第2回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 小屋野 幸 隆

玉名市議会議員 松 田 憲 明

玉名市議会議員 杉 村 勝 吉

玉名市議会会議録
平成20年第2回定例会

発行人 玉名市議会議長 小屋野幸隆

編集人 玉名市議会事務局長 梶山孝二

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155